

令和3年3月愛荘町議会定例会会議録

令和3年3月4日（木）午前9時00分開会

**議 事 日 程（第1号）**

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長提案趣旨説明
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 同意第 1号 愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 6 同意第 2号 愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 7 同意第 3号 愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 8 同意第 4号 愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 9 承認第 1号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第9号）の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第10 議案第 1号 愛荘町債権の管理に関する条例
- 日程第11 議案第 2号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第 3号 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第 4号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第 5号 愛荘町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第 6号 愛荘町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第 7号 愛荘町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支

援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 日程第17 議案第 8号 愛荘町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第 9号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第19 議案第10号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第20 議案第11号 令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第21 議案第12号 令和2年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第13号 令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第14号 令和2年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第24 議案第15号 令和3年度愛荘町一般会計予算
- 日程第25 議案第16号 令和3年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算
- 日程第26 議案第17号 令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第27 議案第18号 令和3年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第28 議案第19号 令和3年度愛荘町介護保険事業特別会計予算
- 日程第29 議案第20号 令和3年度愛荘町下水道事業会計予算

---

## 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4

---

## 出席議員（14名）

- |           |            |
|-----------|------------|
| 1番 澤田源宏君  | 2番 村西作雄君   |
| 3番 森野隆君   | 4番 西澤桂一君   |
| 5番 村田定君   | 6番 伊谷正昭君   |
| 7番 高橋正夫君  | 8番 外川善正君   |
| 9番 徳田文治君  | 10番 吉岡忍ミ子君 |
| 11番 瀧すみ江君 | 12番 竹中秀夫君  |
| 13番 辰己保君  | 14番 河村善一君  |

## 欠席議員（なし）

---

**地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名**

町長	有村国知君	副町長	石田政則君
教育長	徳田寿君	教育次長	青木清司君
総務担当政策監	上林市治君	企画担当政策監 兼ワクチン接種推進室長	藤塚雅徳君
福祉担当政策監	岡部得晴君	産業担当政策監	中村喜久夫君
経営戦略課長	生駒秀嘉君	まちづくり協働課長	西川傳和君
学校教育担当課長	田中幹雄君	くらし安全環境課長	水谷徹也君
建設・下水道課長	羽田順行君	福祉課長	田中孝幸君
健康推進課長	木村美紀君	住民課長	阪本崇君
税務課長	北村章夫君		

---

**事務局職員出席者**

議会事務局長 徳田郁子 書記 宮川佳衣奈

開会 午前9時00分

### ◎開会の宣告

○議長（河村善一君） 皆さん、おはようございます。

東日本大震災から10年であります。ちょうど3月議会のときに震災が起きましたので、震災は昨日のようでもあり、また昔のようでもあります。

本日は、新型コロナウイルスを含む感染症予防対策として、議場でマスク着用としておりますので、御了解ください。傍聴の皆様におかれましても、一般的な感染症予防対策として、傍聴席入り口でのアルコール消毒、マスク着用をお願いするものです。また、感染症予防のためには、閉鎖した空間、近距離での多人数の会話等には注意が必要であることから、質問及び答弁につきましては簡潔に行われるよう御理解、御協力をお願いします。なお、提案趣旨説明につきましては、飛沫防止アクリル板を設置し、マスクを外して行っていただきますので、御了解ください。

ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。よって、令和3年3月愛荘町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

---

### ◎開議の宣告

○議長（河村善一君） これより本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（河村善一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（河村善一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、4番 西澤桂一君、5番 村田 定君を指名します。

---

### ◎会期の決定

○議長（河村善一君） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から3月23日までの20日間にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月23日までの20日間に決定しました。

---

### ◎町長提案趣旨説明

○議長（河村善一君） 日程第3、町長提案趣旨説明を求めます。町長。

〔町長 有村国知君登壇〕

○町長（有村国知君） 皆様、おはようございます。本日からの令和3年3月愛荘町議会定例会の開会に当たり、御挨拶を申し上げます。

一人一人がたくましく、能動的に未来を切り開いていき、その集合体としてより創造的で味わい深く、笑顔の多い豊かなまちを皆様と築いていきたい。そして、過去、現在、未来へと連綿と続く歴史の中で、町内の皆様の日々の暮らしや歩みをしっかりと守っていきたい。町長就任以来、このような思いを胸に日々職務に当たっております。住民の皆様が一日も早く安心できる暮らしを取り戻すことができるよう、感染症終息の切り札ともなるワクチンについては万全な接種体制を確保し、高齢者向けの優先接種を開始できるよう準備いたします。高齢者への優先接種が終了次第、一般の方の接種を開始いたします。大事なことは、ワクチンの接種により逼迫している医療提供体制を下支えし、また、集団免疫の獲得により今までの暮らしを取り戻すことです。住民の皆様の積極的な接種をお願い申し上げます。私も、十分に皆様に行き渡る量が確保された段階において接種をもちろんいたします。今ある脅威に対する対処も重要ですが、町の未来にとって必要な手だても同時に講じていく必要があります。

合併から16年目を迎えました。平成の大合併で、県内の10市町のうち今も分庁方式を続けているのは湖南省と愛荘町だけとなりました。米原市においては、旧4町に分かれていた庁舎を統合した新庁舎での業務がこの5月からスタートします。今後、少子高齢化は当町においても進み、利用可能な予算も減少することが予測されます。

このような中、課題は誰かが解決してくれると自ら向き合うことを避けるのではなく、今こそ現在と未来に対する責任を果たすべく取り組んでいかなければならないとの思いのもと、庁舎等公共施設の最適配置に関する町の方針案をお示しさせていただきました。この方針によって、今後36年間で約25億円、年間にならずと約7,000万円の削減効果が長期にわたって生み出せます。それに加え、手続面での利便性向

上など住民サービスの維持向上も図るものです。今こそ人に予算を振り向ける愛荘町になっていきたいと考えております。

住民の暮らしを守るという思いに立ち、次年度令和3年度予算を編成いたしました。3年目となる第2次愛荘町総合計画に掲げた目指すまちの姿、「愛着と誇り。人とまちが共に輝くみらい創生のまち。」の実現に向け、重点戦略である「ひとづくり」、「しごとづくり」、「まちづくり」プロジェクトの実施に必要な施策に対し重点的に予算配分をし、令和3年度の一般会計予算は99億6,900万円で対前年度比4.1%増とし、特別会計と公営企業会計である下水道事業を合わせた総予算規模は153億7,946万1,000円、対前年度比2.7%増といたしました。なお、新型コロナウイルス感染症については、国の補正予算を活用しながら、適宜必要な対策を講じることとしています。

令和3年度の具体的な重点事業として、安心して子供を産み育てられる環境づくり、ICT教育の推進などによる学力向上、健康寿命の延伸、シティプロモーションによるまちの魅力を町内外に発信する施策、ふるさと納税額のアップにつながる取組、安心・安全なまちづくりとしての道路整備、管理が行われていない空き家等の適正管理及びその利活用の促進、自治会組織の活性化に向けた施策を推進、住民と行政がまちづくり、地域づくりの課題を共有したまちの将来像の指針づくり、駅、観光交流拠点、地域交流拠点等を結ぶ地域など、まちなかのにぎわいの創出、持続可能なまちづくりの確保、住民サービスの維持向上及び効果的・効率的な行政運営のため、行政機能の配置の最適化に向けた具体の方針により庁舎の集約化等を進めるとともに、持続可能な行財政運営を推進します。

さて、今期定例会に御提案いたします議案につきまして御説明を申し上げます。

人事案件4件、専決案件1件、条例案件8件、損害賠償案件1件、令和2年度補正予算案件5件、令和2年度当初予算案件6件の合わせて25案件を御提案させていただきました。恐れ入ります。訂正をさせていただきたいと存じます。令和3年度当初予算案件6件の合わせて25案件を御提案させていただきます。

まず、人事案件4件です。同意第1号から同意第3号 愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。委員の任期満了に伴い、3名の方の再任につきまして同意をお願いするものです。任期は、令和3年4月1日から3年間でございます。

同意第4号 愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、現委員の任期満了に伴い、新たに選任同意をお願いするものです。任期は、令和3年4月1日から4年間でございます。

次に、専決案件1件です。承認第1号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第9号）の専決処分につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業に伴う体制確保事業経費として、国の補正予算による追加を2月9日付で専決処分を行ったものでございます。

次に、条例案件8件です。議案第1号 愛荘町債権の管理に関する条例につきましては、町の債権の管理に関し適正化を図ることを目的に制定するものです。

議案第2号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、令和3年度からの国民健康保険税の税率改正並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第3号 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、こちらも新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第4号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険料の改正及び納期を10期に変更するほか、介護保険法施行令等の規定並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第5号 愛荘町指定地域密着型サービス事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第6号 愛荘町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第7号 愛荘町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第8号 愛荘町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、いずれも指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うほか、一部条ずれ等について併せて改正を行うものです。

次に、損害賠償案件でございます。議案第9号 損害賠償の額を定めることについ

てでございますが、秦荘庁舎駐車場で発生しました公用車事故につきまして、このたび示談が成立したことから、損害賠償金を定めさせていただくものでございます。

続いて、令和2年度補正予算案件5件です。各事業の実績及び実績見込みによる補正が主なものでございます。議案第10号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第10号）ですが、歳入歳出それぞれ4億2,164万1,000円を減額し、総額を124億5,127万7,000円とするものでございます。また、令和2年度から令和3年度への繰越明許費といたしまして、彦根愛知犬上地域の一般廃棄物処理基本計画の策定に係る市町負担金として、彦根愛知犬上地域一般廃棄物処理基本計画策定負担金事業279万4,000円、農業の担い手に対する農業用機械の導入支援として担い手確保経営強化支援事業3,879万2,000円、老朽化した土地改良施設の大規模改修に必要な施設計画の策定として土地改良施設大規模改修計画策定事業1,567万6,000円、愛知中学校大規模増改築工事として愛知中学校校舎等大規模増改築事業1億9,058万9,000円の合計2億4,785万1,000円をお願いするものでございます。

議案第11号 令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）ですが、歳入歳出それぞれ2,973万2,000円を追加し、総額を18億2,700万円とするものでございます。

議案第12号 令和2年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）ですが、歳入歳出それぞれ167万1,000円を追加し、総額を2億278万5,000円とするものでございます。

議案第13号 令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）ですが、歳入歳出それぞれ1,172万8,000円を追加し、総額を15億4,749万5,000円とするものでございます。

議案第14号 令和2年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第4号）ですが、収益的収入として1,790万1,000円の減額、収益的支出として1,554万5,000円の減額、資本的収入として388万7,000円の減額、資本的支出として624万3,000円の減額とするものでございます。

次に、令和3年度当初予算案件でございます。予算規模につきましては、一般会計99億6,900万円で、事業の見直しを行い、持続可能な行政運営に向けて財政健全化に取り組む一方で、愛知中学校大規模増改築事業など将来への投資が増加したこと



や町債の償還元金が増加したことにより、前年度当初比3億8,900万円の増加となりました。一般会計と特別会計を合わせた予算規模は134億6,701万8,000円となり、前年度当初比4億2,832万2,000円増加、また、下水道事業会計は19億1,244万3,000円で総予算規模は153億7,946万1,000円となりました。限られた財源の中で、令和3年度においては総合計画に基づくまちの重点戦略を実行していくための予算編成を行ったところです。

以上の案件を令和3年3月愛荘町議会定例会に提案させていただきました。何とぞ慎重な御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案趣旨の説明とさせていただきます。

---

**○議長（河村善一君）** 日程第4 一般質問を行います。

今期定例会は8名の一般質問通告があり、本日は6名の一般質問を行います。

それでは順次発言を許します。

---

◇ 森野 隆君

**○議長（河村善一君）** 3番、森野 隆君。

**○3番（森野 隆君）** 皆さん、改めましておはようございます。3番、森野 隆でございます。本日の一般質問、大きく分けて町長の危機管理観について、そしてもう1つ、愛知川区内の交通事情についてを質問させていただきたいと思っております。

それでは、令和3年3月定例会一般質問、3番、森野 隆。町長の危機管理観、危機に対するお考えについて質問させていただきます。

まず、今回の新型コロナウイルスの感染拡大防止とワクチン接種体制構築に全力を傾けるとして庁舎等公共施設の集約に関する住民説明会を中止し、説明資料を全戸配布されました。そして、住民から御意見をいただくプロセスを選択されたことは危機管理の観点からの御英断であり、改めて敬意を表します。ありがとうございます。ただ、今後、これからは住民からの御意見は真摯に受け止め、反映すべき点は反映し、また反論すべき点があれば堂々と反論し、透明性の高いプロセスと丁寧な説明を町のトップリーダーとしてやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

さて、御承知のとおり、昨年1月からコロナ禍によって住民の生活様式は大きく変

化し、それに伴い、災害の概念、危機管理の在り方、さらにはまちづくりの方向性についても大きく見直す必要ができたと考えています。そこで、町長は、ウイズコロナ時代を見据えて、今の愛荘町の危機管理についてどのような点が不十分とお考えでしょうか。また、現行の組織体制でいいとお考えでしょうか。そして、今の危機管理マニュアルで十分対応ができるとお考えでしょうか。ここは大事な問題、論点になりますので、抽象的にならずに、具体的にお教えいただきたいと思ひます。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 町長就任以来、住民の生命、財産を守ることを第一義とし、平成30年台風21号、昨年の東近江市における鳥インフルエンザ、そして新型コロナウイルス感染症など種々の事案に対応してまいりました。この間、警察、消防、気象庁等の関係機関との連携強化に努めるとともに、住民への重要な情報伝達手段である防災無線の更新、全職員が災害対応に当たる当番シフト制の導入、危機管理を担う部署としてくらし安全環境課の新設等を行ってまいりました。コロナ禍においては、新型コロナウイルスワクチン接種推進室を立ち上げ、多くの住民の方に速やかにワクチン接種を受けていただけるよう準備を進めているところです。これからの危機管理を考えるに当たり、新型コロナウイルスの存在は無視できません。今年度、町主体の防災訓練や各種出前講座を中止する中で、地域住民とのコミュニケーションに制約が生じているほか、これまで経験したことのない感染予防対策に配慮した避難所の運営等についても対応していかなければなりません。このため、住民の皆様への情報発信や区長総代さんとの情報共有などにおいて、デジタル化など新たな生活様式を踏まえた対応等を講じていくこと、また、従来の対応を再検証していかなければならないと考えております。

次に、議員お尋ねのマニュアルに関してですが、想定される事象に対し、適時適切に対処できるよう方策を整理したものがマニュアルであり、想定していないことが起こる危機管理に対応していく上では、マニュアルを踏まえ、状況に応じて柔軟に対応していかなければならないと考えております。特に今回の新型コロナウイルス感染症対応に当たっては、くらし安全環境課を中心に職員予防対応マニュアル、避難所開設運営指針、イベントの開催基準など、10のマニュアルや基準等を新たに制定するなどして適宜に対応してまいりました。組織の在り方、対応、方策等、危機管理全般について、これまでも住民の皆様にご安心いただくため、全力で私も職員も取り組んで

きておりますが、引き続き危機管理、危機対応力の維持向上に取り組むとともに、不  
断の見直しを心がけてまいりたいと存じます。

**○議長（河村善一君）** 3番、森野君。

**○3番（森野 隆君）** それでは、まず3点ほど再度質問させていただきます。

1点目は、ウイズコロナ時代に突入している中で、町長は行政サービス、住民サー  
ビスとして十分であるといった御認識はされているのでしょうか。

2点目、ここ最近、コロナの第3波も落ち着きつつある中で、町長は組織体制とし  
て職員に危機意識を継続させるためにどのような取組をされているのでしょうか。

3点目、今後、先の見えない感染症対策が続くわけですが、アフターコロナへの町  
長の思い、目標をお聞かせください。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 3つ、今、再質問をいただきました。

まず1点目としまして、ウイズコロナの時代ということで、現在、町が行っている  
様々な住民サービス、これが十分かということでもございました。昨年春以来、な  
かなか未知の感染症という中で様々な方策を立てていくこと、職員の皆様とともに、  
これは知恵を随分と出し合いながら、また、いろんな事例ということを研究しながら、  
これを迅速に展開していくということに努めてまいりました。コロナ禍ではやはり生  
活の支援、特に生活の困窮ということに陥られる方、これの支援をどのようにしてい  
くかということ、また、通常の方々であっても、やはり御不安ということ、本当に多  
いものでございました。これに関しましては、特に教育部門を含め、庁内で様々な機  
関がございます。施設がございます。これらも通しながら、この感染症の予防というこ  
の実施をいたしまして、とともに、住民の皆様にも3密等々にならないようにというこ  
とをしっかりと呼びかけしながら広報もし、仮に陽性の方が出た場合にも迅速なる情  
報の発信ということ、また、これに関して特に人権に配慮した様々な部分というこ  
の御考慮も賜りたいということ、これを、いろんなチャネルを活用しながらお示しを  
してまいっているところでもございます。特に経済の部分に関しまして、やはり町内  
の事業者の方々、本当に大変な時間を今、過ごしていただいているというところご  
ざいます。この点に関しまして、事業者様を直接に支援する様々な施策を、農林商工  
課を中心として、また、町の商工会様と連携をしながら実施をしてきております。そ  
して、福祉の部分は先ほど申し上げましたけれども、様々な福祉、経済振興、そして

町内の店舗、お店をやっている方々の利用ということにも資するような形でエールの商品券ということ、これは町内の事業者の方の環境をよりサポートしていくということも非常に多いものでございます。様々な施策を実施してきている中、森野議員からも御提案をいただきました、おなかの中にある赤ちゃん、これのサポートということも大変重要であるということで、そういう温かなメッセージ、しっかり社会として新たな命を大切に思っておりますということを皆様と発信ができたということも大変ありがたいということであったと存じております。

これに続きまして、職員の危機意識ということをどのように今も継続をしているのかということでもございますけれども、町の職員の皆様は非常に危機感を常に持ちながら、しっかり日々、住民の皆様がもちろんカウンターにもお越しいただきますし、住民の皆様のところにお伺いをするものもございますが、しっかりと感染症予防対策ということを取りながら日々の実務に当たってくださっております。現状におきましては、寒い中でもやはり換気ということも大変重要でございますので、それで皆さん、逆に風邪を引いていただいているのは困るということで、しっかりと服なりを防寒した上で換気を徹底してやってほしいということは、特にそれぞれの所属長の皆様からお伝えをしておりますし、また、職員の皆様、定時定時に、決まった時間でしっかり拭き取りということをアルコール等々を使いながらしていただいているところでもございますので、非常に意識としては常に高い状態をずっと維持していただいているというふうにも存じております。アフターコロナのこの町に向けての思いということでもございますけれども、やはり常日頃からあった日常の挨拶であったり、そこで一緒に集ったりということがなかなか難しい時間が続いておりますけれども、何とかワクチンの接種等々も通して、終息ということを一日も早く私たちが迎えていくとともに、迎えたならばしっかりと今までの結束ということを改めてもう一度紡いでいけるように、様々な自治会であったりというお取組にも含めて支援、応援をしていきたいという思いでおります。

**○議長（河村善一君）** 3番、森野君。

**○3番（森野 隆君）** なぜ私が今回、一般質問で町長の危機管理観をお尋ねしようかと思ったかと申しますと、庁舎一本化に向けた住民説明会をこのコロナ禍の折、強硬に開催されようとしたことが発端でございます。少し記憶をたどりながら振り返ってみますと、町長は当初、庁舎等公共施設の集約に関する住民説明会の開催には前向

きではなかった、そう感じていたのは私だけではなかったのではないのでしょうか。そこで、多くの議員が住民説明会はやるべきである、また、区長宅への訪問だけでは駄目ではないかなどの意見が出て、住民説明会を開く運びになったと記憶しております。そして、もっと早く住民説明会ができないものかと、少し住民説明会を開くのが遅い感がありましたが、当初予定されていた1月23日、24日、その日が延期され、再度2月13日、14日に住民説明会を開くべく準備を進められました。その頃から既に新型コロナウイルス感染症の第3波がやってきていました。この第3波で医療機関は逼迫し、関東圏はもちろん、近隣県でも緊急事態宣言が出され、国からは緊急事態宣言が出ていない自治体でも不要不急の外出は避けていただきたいと言われていました。そんな状況なのに、町民を集めて住民説明会をするとの町長の御発言が続きました。町民の安全を無視した町長の思い、町長や行政が今この時期に住民を集めるなど、やってはならないことを進めようとされました。本来なら、人が集まる行為に対して住民側へストップをかける、また中止をしていただくように指導する立場であるべきなのではないかと思います。結果的には住民説明会が中止されましたが、危機管理の観点から申しますと、結果ありきでは駄目なのです。そこは町長の深層心理と申しますか、心の深い層に、住民の安全よりも自分の意思を押し通す、そのようなことがあったのではないかと危惧しております。

町長は第一に町民の生命、命を守ることです。行政の都合や町長の都合は二の次でなくてはなりません。少しその頃を思い出していただき、なぜ町民、住民のコロナ感染症リスクのあるのを承知で、危険を冒してまで強行に住民説明会を開こうとなされたのか、お聞きしたいと思います。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 今ほど森野議員に御質問を改めていただきました。ちょっと今の部分で、住民説明会は、当初から私は実施をしたいというふうに当然思っておりましたので、その部分に関して森野議員も、より細かく皆様に対して直接にお話をすべきだということでもおっしゃっていただいていたいました。この部分に関しては私もそのとおりであると当然思っておりましたし、当初からやはり首長職をお預かりする者として住民の皆様にお話をしていく、これは実施をする、また細やかに4つの小学校区に分けてそれぞれ実施をするということも肝要であるということだと思っておった次第でもございます。

その後、自分の意思を押し通そうとした、また住民の安全を無視したという言葉での表現をおっしゃっていただきましたが、全くそれは当たらないと、しっかり感染予防措置を取った上で、日常の日々の地域の暮らしを進めていくということも当然ございますので、住民の安全を無視したという御指摘は当たらないというふうに存じております。

**○議長（河村善一君）** 3番、森野君。

**○3番（森野 隆君）** それでしたらもう少し、やはりコロナ感染症が収まる、またはワクチンがある程度接種されたというような時点で住民説明会を開かれるという案もあったのではないかと考えております。

事の発端は、庁舎等公共施設の集約、もっと言えば庁舎の一本化です。町長はよく町行政の運営に対しハンドリングというようなお言葉をお使いになられます。少しこのハンドリングという言葉が、私にはですよ、これは。私の私見ですけれども、少し軽い感がいたします。町の運営には、あまりハンドリングというのはふさわしくない言葉ではないのかなと思ったりもしております。今この場でこの言葉についてどう言うつもりはございませんけど、これは私の私見です。

この今、庁舎の一本化という大きな曲がり角、コーナー、これは避けては通れない曲がり角、コーナーだと思っております。これは私も町長も同じ考えでございます。しかし、このコーナーを曲がるスピード感、これがちょっと私と違うと感じております。こんなコーナーを急にアクセルを踏み込んで行かなくても、私はいいと思うんです。何か危なっかしくて、町長よく、さっきの言葉ですが、いいハンドリングをしておられるんですけども、町長のお車、扁平率の高いグリップの強いタイヤを履いておられても、ここまでアクセルを踏み込まれてコーナーを曲がってしまうと、何か横滑りするんじゃないかなというような危なっかしさというか、そんな思いもしております。本当に心配しております。このコーナーは少し安全運転で行っていただいたほうがいいように思いますが、その点は町長、どのようにお考えでしょうか。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 様々に、いろいろお心をかけていただいているのかなと思いつつながら拝聴しておりました。しっかりと、森野議員含めでございますが、先生方と情報共有をしながら全て進めておりますし、また住民の皆様にも適切に情報をしっかりと御報告しながら進めているというものでございます。

○議長（河村善一君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） 先ほど町長の御挨拶にありましたけど、年間7,000万円等々のお金ということで、本当に迅速にこの問題は進めていかなくてはならないと私も思っております。ただ、迅速に進めないといけないんですけれども、拙速に進めては駄目なことなんです。そこをしっかりと考えて、一定やっていただきたいと思えます。

少し危機管理の観点から、当初思っておられた住民説明会を開くに関しましてですけれども、行政の執行部の中で、庁舎等住民説明会をこのコロナ禍の折、町長は開催をしたい、町職員の皆さんは、町長、ここはちょっと危ないので延期したほうがいいのかという声が誰一人出なかったのでしょうか。そこら辺、上林政策監、いかがでしょうか。

○議長（河村善一君） 政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） 森野議員のおっしゃることも十分理解はできますけれども、総合的に判断してそういう方向でということで、今の職員からの意見としては聞いていないというところでございます。聞いておりません。

○議長（河村善一君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） 私、何年か前か忘れてはいたけれども、もちろん議員にならせていただいてからですけれども、町長の周りにやはりイエスマンばかり置くとあまりよろしくないのではないかというようなことを度々申し上げました。今回、このコロナ、これだけ大きな有事のコロナのときに住民説明会、町民を集めてやろうというときに、誰一人職員からちょっと今は延期したほうがよろしいの違いますかというような声が出なかったというというのは、非常に私、それを心配しております。もちろん町長が「右向け」言うて、職員が左を、ちょっと右、左というのはよくないですね。町長が「青色や」と言わはって、町職員が「私はオレンジです」というのでは駄目だと思います。みんな町長が青色と言うんでしたら、ベクトルを合わせて青色の方向でいいと思うんですけども、そこにやはり「町長、ここは青色ですけども、白い絵の具を入れたほうがより柔らかい色になっていいん違いますか」とか、「ここはちょっと黒い絵の具を入れて、もうちょっと深みのある青にしましょうよ」とか、「ここは町長、青、いいですね」と、「でも、ここ、黄色を入れたら緑という新しい色も出ますよ」というような意見がなぜ出なかったのか。私はその点、非常に心配をしております。

何度も庁舎説明会をコロナ禍で開くと言ったときに、個人的にはいろんな職員さんに対しても、「ほんで大丈夫なんか、大丈夫なんか」と私は申しておりました。それが町長の耳に入っているのか入っていないのか分かりませんが、本当にちょっと残念というか、残念というのは、ちょっと危ないという言葉はあまり使っては駄目でしょうけれども、本当に危惧しております。もうちょっと風通しのいい、何か閉塞感が職員間であるような、今の意見を聞くと感じます。もうちょっと風通しのいい、こんなコロナ禍の言葉をかけてはならないんですけども、本当に今、密にならないように、窓を開けて風通しがいいというようなことを言っておられましたので、少し風通しのいいようなことをしていただきたいと思いますと思っております。

続きまして、くらし安全環境課長に質問いたします。愛荘町の防災ガイドブックがホームページに掲載されています。災害として地震、大雨、洪水、原子力災害が挙げられており、地震については震度分布図があり、また、大雨・洪水については洪水土砂災害ハザードマップが詳しく掲載されています。しかし、このコロナ禍によって、私たちはこれからの災害に感染症という新たな災害を加えた複合災害を備えなくてはなりません。また、避難場所、避難所については、一時避難場所、指定避難所兼指定緊急避難場所、そして福祉避難場所と別に示されていますが、そこに疑問がございます。

まず1つ目、避難経路は震度分布や洪水・土砂災害ハザードマップと整合が取れているのでしょうか。お尋ねいたします。

**○議長（河村善一君）**　くらし安全環境課長。

**○くらし安全環境課長（水谷徹也君）**　町の洪水・土砂災害ハザードマップには、一時避難場所、指定避難所兼指定緊急避難場所、福祉避難所の場所を記載しているほか、降雨に対し想定し得る浸水範囲を示しておりますが、避難経路については示しておりません。これは、各住宅等からの避難経路が多岐にわたること、仮に避難経路に指定しても災害の状況によっては寸断等のおそれがあること等から記載していないものでございます。町としては、住民の皆様それぞれがハザードマップを利用し、自宅周辺から最寄りの避難所までの間の浸水範囲を踏まえた安全な避難を行うためのルートの設定を行っていただきたいと思いますと考えております。

**○議長（河村善一君）**　3番、森野君。

**○3番（森野 隆君）**　もう少し続けて質問させていただきます。



2つ目です。子供や高齢者、障害をお持ちなどの弱い立場の住民が無事避難所にたどり着くことができるか。徒歩で行けるのか。また、どのような移動手段があるのか。どれくらい時間がかかるのか。避難経路が倒壊した建物や陥没した道路、倒れた電柱などで遮られることはないのでしょうか。その点をお聞きいたします。

**○議長（河村善一君）**　　くらし安全環境課長。

**○くらし安全環境課長（水谷徹也君）**　　お答え申し上げます。

町では、愛荘町避難行動要支援者避難支援計画に基づき、高齢者、障害を持っておられる方、妊婦などの災害時に自らの力で避難することが困難である方を対象として、地域の皆さんの協力を得て避難のお手伝いを行う避難行動要支援者支援制度を設けております。この制度に基づき、災害発生時の支援を希望する方から事前に要支援者登録申請を受け付け、個別調書を作成し、あらかじめ要支援者の避難等を支援いただける方にお渡しするとともに、災害発生時に活用できるよう自治会長、民生委員、消防署などにも必要な情報を提供し、有事の際に連携した対応が取れるようにしております。

お尋ねの避難経路、移動手段等は、災害の対応、規模に応じて柔軟な対応を要するものであり、一定の指標をお示しすることは困難でございますが、警察、消防、自衛隊等の関係機関との連携を密にすることにより、あらゆる状況に対応できる体制構築に努めてまいります。以上です。

**○議長（河村善一君）**　　3番、森野君。

**○3番（森野 隆君）**　　3つ目といたしまして、避難所が3密の状態にならないのか。また、電力や上下水道などのインフラは確保されているのかお尋ねいたします。

**○議長（河村善一君）**　　くらし安全環境課長。

**○くらし安全環境課長（水谷徹也君）**　　町におきましては、新型コロナウイルス環境下における適切な避難所運営のための愛荘町新型コロナウイルス等感染症予防を踏まえた避難所開設運営指針を定め、避難所での3密状態を防ぐための具体的な対策方法を定めております。具体的には、避難所における1人当たりの平米数を定め、3密状態が生じることを防ぐほか、発熱症状等を有する方が避難した場合には別室において避難していただくといった対応を取ることとしております。加えて、自宅2階への垂直避難、親戚宅などの避難所以外への避難等についても、町広報で住民の皆様に周知しているところです。

また、お尋ねの避難所におけるライフラインに関しましては、先ほど答弁いたしましたとおり、災害規模によって様々な場面が想定されますが、発動発電機、浄水セット等を備蓄しており、ライフラインが途絶しても対応できる体制を整えているほか、水道事務所、警察、消防、自衛隊等の関係機関との連携体制も整えているところでございます。

**○議長（河村善一君）** 3番、森野君。

**○3番（森野 隆君）** それでは、何点か再度質問させていただきます。

1点目は、いざ災害になったとき、私は愛知川に居住していることから、一時避難場所として愛知川北部草の根ハウス、南部草の根ハウス、また指定避難場所として愛知川公民館や愛知川東小学校を利用させていただくことになろうと思っております。その際、やはり15分から30分ほどかけて徒歩で移動することを想定しておかなくてはなりません。また、そのような事態に陥れば、町職員の皆さんも速やかな避難活動に従事していただく必要があると思います。

そこでお聞きいたします。30分以内に参集できる職員はおおむねどれくらいおられるのか。また、そういった近隣におられる職員に対して特別な訓練などをしてはいかがでしょうか。どうお考えでしょうか。その点、御質問いたします。

**○議長（河村善一君）** 暮らし安全環境課長。

**○暮らし安全環境課長（水谷徹也君）** お答え申し上げます。

まず、30分以内に集まれる職員はどれだけいるのかといったことですが、こちらにつきましては、過去のデータしか持ち合わせておりませんけれども、平成30年に職員の参集訓練を実施いたしました際に、職場まで徒歩、自転車、バイクのみで30分以内に参集できた割合につきましては、当日参集可能であった人数に対して25%の30人でした。

また、近隣の職員に対する特別な訓練等を実施してはどうかといった問題でございますけれども、現在まで、災害時につきましては町長以下各政策監、また担当課長のみで本部会議のほうを立ち上げ、議論等をしてございましたけれども、今年度から地域職員も含め全ての職員に危機意識を持っていただき、有事の際は役場全体として住民さんを守っていくといった思いを持ってもらおうと、全ての職員に対しグループ当番制を組ませていただき、台風シーズンを乗り越えたところでございます。

また、避難所での感染症対策につきましても、今年度、滋賀県のほうから講師を招

きまして、県の感染予防マニュアルに沿った避難所運営について職員研修を初めて実施したところでございます。

やはり時間的に早く到着できる職員もいれば、遠方の職員もおります。しかしながら、職員全体で有事の際は対応するといった責務があることから、一定の職員に頼ることなく全体で今後も訓練等を実施していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（河村善一君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） 私は訓練の必要性というのがかなり重要だと感じております。今、課長の答弁から、最近の訓練は平成30年にやったということですがけれども、それ以降は訓練をされていないということではよろしいのでしょうか。

○議長（河村善一君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） 職員参集訓練につきましては、平成30年が最後にしたということでございます。以上です。

○議長（河村善一君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） 備えあれば憂いなしではないですけれども、やっぱり訓練というのは必要なわけです。

そこで、30分以内に30人来られるということですがけれども、町三役の方にお伺いします。もし当町、災害になった場合、台風とか大雨というのはある程度予測できますけれども、予測できないときになった場合、町三役、何分でこの庁舎にお集まりいただけるのでしょうか。教育長、副町長、町長とお願いします。

○議長（河村善一君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいまの御質問にお答えいたします。

私、町内に住んでおりますので、バイク等を使えば5分以内で来られると思います。

○議長（河村善一君） 副町長。

○副町長（石田政則君） 私のほうは、遠方に住んでおる関係で、車ですと40分から60分くらいで到着できるという状況でございます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほどの徳田教育長と同じような形になるかなということで、5分で来られるかなと。5分で来られるかなという距離ではございますが、この間も地震等々があつてというときで、違うな、あれは大雨のときですね、も来ております

けれども、あのところから起きて、それで大体15分後ぐらいには来られていたかなというようなところがございます。

**○議長（河村善一君）** 3番、森野君。

**○3番（森野 隆君）** 初期活動というか、やはり町三役がしっかりと早急に集まっていたいて、部下に指示をしていただいてやっていただくという、これは非常に重要なことでございます。何も私、この質問、いたずらに、またゴシップ的な目的で質問したわけではなくて、やはり先ほども何遍も言っていますけれども、初期体制がいかに重要であるかということをお願いしたかったわけでございます。

振り返ってみますと2018年、今から3年前になるんですけれども、河瀬交番の交番射殺事件、あのときに犯人が当町内を逃げ回っているというような情報があったときに、町長が事件発生後2時間から3時間ぐらいかけて庁舎に到着したというようなことも議事録に載っておるんですけれども、そのときは荷物を長浜のほうに取りに行っておられたというようなことですが、そういうことがやはりあって、やっぱり住民さんが不安に思われると駄目ですので、しっかりとその点は町三役もやっていただきたいということと、町長にお尋ねしますけれども、訓練が平成30年以降やられていないということですが、なぜ最近やられないのか。また、やると思っておられないのか。その点、お聞きしたいと思います。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** この訓練に実は私は参加をいたしておりまして、そのときの対応を見て、実は大変驚いたというところもございました。これの開催ということを私も把握はしておる日で当然ございましたけれども、幹部の方が何人か認識されていたのかとも思いますが、本来的には車ということではない中等々だったのかもしれませんが、悠々とお車で幹部の方が出勤をされてこられて、「はい、走ってきました」みたいなことを、すてきなスーツでおっしゃっていたシーンがありまして、また一方で、本当に子供を今育てながら勤務をしてくださっている方が、子供をどうやって預けてということが大変な中やりくりをしたり、また、実際的にもう起きたまんまの寝巻きのような、スポーツウエアの状態で走ってきてくれている職員もおられる中で、この幹部のありさまはいかがかということをおっしゃったのが、予定調和のこのことによって、訓練というような名前のついた予定調和のものによって、人をふるいにかけて試して、なおかつそこでしっかりと向き合い方をしていない方々が少なからず多かった中

の、この訓練とは何ぞやというように大変な憤りを感じたのも実際でございます。そういう点では、実際に、実を取る訓練になっていなかったというのが、私が感じたものでございましたので、同じ対応ということで訓練をするのであれば、私としてはそれは了とはしにくいということは申し上げたことがございます。

その後においても全ての職員がやはり危機意識をしっかりと持つということがそもそも素地として大事だということもあり、幹部の方だけが危機管理対応をしていただいていたけれども、そうではないということで、全職員がしっかりとこの危機管理のシフトの中に少なくとも入っていけるということを今年度は要請をし、その実現をしたところでございます。

**○議長（河村善一君）** 3番、森野君。

**○3番（森野 隆君）** その平成30年の訓練の内容はよく分かりました。だから、町長はどうされるんですか。その訓練はもうひとつ駄目だったということですね。だから、有村町長、私ならこのような訓練をするんだとか、いや訓練は、だからこんなんは必要ないんだとか、もう一度その辺、明確にお答えいただきたいと思います。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 今、様々、私がじゃあ実施しますというふうに言うと、また風通しが悪いということもおっしゃっていただくかもしれませんので、しっかりと、担当課とどのような体制がより皆さんの危機意識の向上、また即応性の高い組織になっていけるかということを改めて担当課中心に検討をし、また私もその議論の中に入りながら、ふさわしい訓練ということを実施に向けて検討してまいりたいというふうに存じます。

**○議長（河村善一君）** 3番、森野君。

**○3番（森野 隆君）** それでは、先ほどの2点目、課長に再質問させていただきます。

先ほども申しましたが、我々は新たな災害として複合災害を視野に入れながら今後取り組まなければならないと思います。そこで、避難する際、特に留意しなければならない点があるとするならばどのような点でしょうか。お聞きいたします。

**○議長（河村善一君）** 暮らし安全環境課長。

**○暮らし安全環境課長（水谷徹也君）** 特に留意する点ということでございますけれども、災害時には命を守るために避難が必要になります。その際、避難所内が3密状

態となり、感染症の感染リスクが高まるおそれがあるといったこと、そして、そのことから何点かの留意点につきましてお答えを申し上げたいというふうに思います。

まず1点目には、日頃からの避難の必要性を確認することであるというふうに思います。こちらにつきましては、日頃から洪水や土砂災害ハザードマップを見て災害の危険性を必ず確認することが大事であろうというふうに思います。また、ハザードマップで自宅などの浸水想定が3メートル以下の場合などは2階への垂直避難をすることも1つの手段と考えております。

2つ目につきましては、分散避難も視野に入れるということでございます。避難とは難を避けることでありまして、自宅などで安全確保が可能な方につきましては、感染リスクを負ってまで避難所に行く必要はございません。令和元年の東日本台風のときには、自宅の2階、親戚や友人、知人宅など避難所以外へ避難し、難を逃れた方の事例が多く報告をされております。このような分散避難が新型コロナウイルス感染リスクを下げるのに非常に有効であるというふうに考えられております。また、常日頃から、どこへ、誰と、どうやって避難するのかといったことを考えておくことが大変重要であるというふうに考えております。

また3つ目には、避難前の持参する物品の確保でございます。当町におきましても、マスク、石けん、消毒液、ゴム手袋等、感染対策を考慮した備蓄に努めておりますけれども、備蓄品には数に限りがあることや、長時間の避難所開設により備蓄品の不足も想定されます。住民の皆様には常日頃から飲料水、食料品、貴重品、寝具、救急用品等を御準備いただくことに加えまして、感染症対策用品としてマスク、アルコール消毒液、体温計、タオル等もすぐに持ち出せるように御準備いただくことが非常に重要であるというふうに考えております。

4つ目には、避難前の健康チェックのお願いでございます。どこへ避難する場合においても、検温や風邪症状の確認など、御自身で健康状態のチェックを行っていただくことが非常に大事であろうというふうに思います。また、体調が悪い場合には避難した先でも必ず健康状態を申告していただくことも非常に重要であるというふうに思います。

最後、5つ目でございますけれども、避難所での新型コロナウイルス感染症対策についてですが、これは運営側の留意点としまして、状況によっては3密状態を防止するために多くの避難所を開設することになります。特に咳エチケットや小まめな手洗

いなど基本的な感染症対策の徹底や、避難所の物品などの定期的な清掃を実施し、衛生環境をできるだけ確保することが重要であるというふうに考えております。また、避難所のレイアウトを工夫しまして、人と人との距離、これは最低2メートルを確保した上、パーティション付段ボールベッド等を併用することで衛生環境に配慮した世帯ごとの住居スペースを確保していきたいというふうに考えております。万が一、体調が悪い方がおられた場合には、他の方と分離、区分して避難できるよう、他の部屋に誘導することを考えておるといったことをごさいます。以上でございます。

**○議長（河村善一君）** 3番、森野君。

**○3番（森野 隆君）** 3点目でございます。愛荘町避難行動要支援者避難支援計画に関してですが、単に調書作成だけではなく、避難所までの経路確認、日常的な要支援者の状況把握はどのようにされているのか、これは福祉課長にお聞きします。

**○議長（河村善一君）** 福祉課長。

**○福祉課長（田中孝幸君）** 避難時の支援の必要な方に対する制度としまして、今、議員おっしゃられましたように、避難行動要支援者登録支援制度に基づいて実施しております。現在、愛荘町においては153名の方の登録があるということでございます。そうした中で、この名簿のまず活用としましては、自治会、また自主防災組織、地域の民生委員児童委員、そして社会福祉協議会、消防本部、消防団、警察署、そして避難の支援者の方にその名簿をお渡しさせていただいて、有事の際の支援のお手伝いをさせていただいているという状況でございます。

そうした中で、今申し上げました、いざ避難のときの体制につきましては、それぞれその状況等もございしますが、その方との日頃からの見守りや声かけ等をした中で、いざそのとき、台風等につきましては事前に少し情報が入ってくるので、そういうときはどうされるのかという声かけ等から実施していただくこともお願いしておりますし、また、地域において見守りサポート会議をさせていただいている自治会もおられますので、そのときを中心にそういうお話をさせていただいているというのが状況でございます。

**○議長（河村善一君）** 3番、森野君。

**○3番（森野 隆君）** それでは、改めて町長にお尋ねいたします。私は、庁舎等公共施設の集約の必要性を十分理解しております。実現しなくてはならないと思っております。集約に関しては賛成の立場であります。そのことを踏まえた上で御質問いた

します。

庁舎等公共施設を集約した後のまちのグランドデザインを構築する中で、早急に防災ガイドブックの実効性を検証し、修正すべきところは修正して改正するお考えはありでしょうか。お尋ねいたします。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 防災ガイドブックについては必要に応じて随時の見直しを実施しており、今年度、県の浸水想定区域が更新されたことに併せて更新作業を実施したところです。現在お示しをしている庁舎等公共施設の最適配置の町の方針案に基づく公共施設等の集約に応じて住民の皆様への情報の周知を進め、あわせて適切なタイミングでの防災ガイドブックの見直しも必要になると認識をしております。

**○議長（河村善一君）** 3番、森野君。

**○3番（森野 隆君）** それでは、具体的にどのような施設について見直しが必要になるのか、お聞きいたします。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 現在、9つの町の検討対象施設のうち、防災ガイドブックにおいて愛知川公民館、愛の郷の2施設がそれぞれ指定避難所、福祉避難所として指定をされています。このうち、愛知川公民館については除却することから、代替避難所の確保の検討を、愛の郷については複合施設とすることから、福祉避難所としての機能の維持に関する検討を行う必要があると認識をしております。

**○議長（河村善一君）** 3番、森野君。

**○3番（森野 隆君）** 防災センターの機能や危機管理マニュアルを見直し、改正するお考えはいかがでしょうか。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 現在お示しをしている庁舎等公共施設の最適配置の町の方針案に基づく公共施設等の集約に際しては、秦荘庁舎に防災倉庫を設置、一時避難所である愛知川公民館を除却、福祉避難所である愛の郷を複合施設とすることから、これらに応じて地域防災計画や各種業務継続計画等の見直しを行う必要があると認識をしております。

**○議長（河村善一君）** 3番、森野君。

**○3番（森野 隆君）** それでは再質問させていただきます。秦荘庁舎を防災倉庫、



愛知川公民館の除去、愛の郷を複合施設と今、おっしゃいましたけれども、住民説明会が中止された中で、どこまで住民に周知できるのでしょうか。また、愛の郷を利用されている高齢者、愛知川公民館を過去から利用されている町民の理解は得られているのでしょうか。お聞きしたいと思います。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 今ほど答弁もさせていただいたんですけれども、この方針案をお示ししているというところで、様々、実際の集約というものが進んでいく、その過程においてしっかりとこの辺りのことは周知をしていくということを考えております。

**○議長（河村善一君）** 3番、森野君。

**○3番（森野 隆君）** 秦荘庁舎を防災倉庫というようなことですが、どのような機能でしょうか。少し具体的にお教えいただけますでしょうか。

**○議長（河村善一君）** 暮らし安全環境課長。

**○暮らし安全環境課長（水谷徹也君）** 秦荘庁舎の防災倉庫ということでございますけれども、現在、各小学校、つくし保育園、消防センター等に備蓄品を保管しております。今後、秦荘庁舎につきましても同様の備蓄品倉庫として利用していきたいというふうに考えております。

また、指定避難所となっておりますいきいきセンターや秦荘中学校につきましてもは備蓄倉庫を有していないことから、秦荘庁舎に備蓄倉庫を設置することで発電機、照明器具、簡易ベッド、生活用品、食料品等を備え、避難所開設時に安心して避難いただけるよう設備の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

**○議長（河村善一君）** 3番、森野君。

**○3番（森野 隆君）** 今さら私が申し上げることではございませんが、危機管理においては、危機が発生した場合にその災害や影響を最小化する減災とともに、いち早く危機状態から脱出、回復を図ることが基本でございます。町長の責務は、第一に住民の命を守ることです。危機はいつか必ず起きるを大前提に立ち、町長の危機管理観を改めてここでお聞きしたいと存じます。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 議員御指摘のとおり、住民の生命、財産を守ることが最も重要な町の任務であり、危機管理はまさにこれを体現する業務です。近年、自然災害が

大規模激甚化し、国内においても大規模な被害が増加しており、決して他人事ではなく目の前の脅威となっているほか、新型コロナウイルスという目に見えない脅威にも対応しなければなりません。そのため、訓練は本番のごとく、本番は訓練のごとくという言葉に代表されるように、常日頃からあらゆる事象に対応できる組織づくりと練度の向上が何よりも肝要であると捉えております。また、災害発生時の被害軽減のためには、自助、共助、公助のいずれも欠かせません。その中でも特に初動における共助の果たす役割は大きいと考えており、いざというときの助け合い、支え合いを実現していくため、共助に対する意識を向上させていく必要があります。コロナ禍で日常の暮らしに合った接点が希薄になりがちな今日こそ、地域の防災力強化に向けた取組を積極的に支援してまいりたいと存じます。

**○議長（河村善一君）** 3番、森野君。

**○3番（森野 隆君）** 共助に対する意識を向上させることが大事ということで、やはりこれは初動体制として大変重要であるというようなことをお答えいただきました。私も全く先ほどから申しておりますとおり、同感でございます。

そこで、住民に対して危機管理を強化させるための対策、特に共助に対する意識を向上させるにはどのようにしたらいいと町長、お考えでしょうか。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 様々な部分で、社会全体としても危機管理ということは大変重要であると、防災、備えということはかなり共有されるものになってきておるといふようには存じます。その背景には、もちろん町からも防災ガイドブックということの配布もいたしておりますし、また、町内のそれぞれの字の役員さんにも本当にお力をいただいておりますけれども、防災訓練ということをそれぞれの学区において実施をさせていただいて、また、こちらのほうも参加ということも呼びかけをする中で、非常に多くの役員さんがその字の方々にもお声がけをいただいているというところもございます。

また、今回新たにやっとなり更新することができました防災無線ということも、様々な私たち、特に台風等々事前に呼びかけができるものもそうでございますけれども、大雪であったり、そういうことの周知ということもして、常にその意識を皆さんに高めていただくということに取り組んでおりますので、そういう部分に関しても恒常的なものとしてしっかりと今後も実施をしていくというところでもございます。

**○議長（河村善一君）** 3番、森野君。

**○3番（森野 隆君）** 共助、やはり地域の方々と、周りの人たちと助け合うということ、これは日頃のお付き合いというのが非常に大切であると思います。前回の一般質問でも私、申しましたけれども、やはり行政と地域住民とのコミュニケーション、これが共助にもつながっていくのではないかと考えております。

最後の質問になろうかと思うんですけども、危機はいつか必ず起こると先ほど申しましたけれども、という大前提に立って、ぜひとも想像力を最大限に発揮して、愛荘町内に起こり得る災害を、それに伴うリスクを小学校別にリストアップし、住民の意見も取り入れながら、危機が発生したときに公助として行政は何をすべきか。また、互助、自助として住民がどのように協力を求めるのか明確にすべきと考えます。町長はその点、いかがお考えでしょうか。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 先ほど、実は答弁をさせていただいております内容に網羅しておるかというようには存じます。社会一般としてもこの自助、共助、公助ということも言われますけれども、やはり共助という部分、本当に重要でもございます。このことを私たち行政がどんどん発信していったそれが浸透していくかということ、そればかりではないということも率直なところとしてはございます。そんな点では、字でそれぞれ地域の方を守っていこうというような、本当に大変ありがたい思いを持ってくださっている方々も非常に多くいてくださいますので、そのようにお取組をいただいている方々をしっかりと支援しながら、共にそういう意識を高めていきたいというふうに考えております。

**○議長（河村善一君）** 3番、森野君。

**○3番（森野 隆君）** 今回、最初に町長の危機管理観ということでお尋ねいたしました。長々とお話しさせていただきましたけれども、まとめますと、町長のお言葉から訓練の重要性というのが何度も出てきました。ただ、訓練の重要性とおっしゃっておられるにもかかわらず、平成30年以降訓練がされていない。また、その平成30年に行われた訓練は、ちょっと言葉は激しいですけども全く意味をなさなかったというようなことで、じゃあ訓練の重要性を言っているのになぜ訓練をしないんだという、そこに矛盾があったというのをここ20分ほどお話しさせていただいて感じたことでございます。

それでは、次の質問に行かせていただきます。愛知川区内の道路事情について質問いたします。

まず、愛知川区の小字名で言いますと、祇園町からみゆき町にかけて、国道8号線の東側に並行して通っている愛知川通学線、通称通学道路がございます。道の名前のおおりに、生徒児童たちが国道8号線を通ることなく安全に通学できる道路として整備されたものと承知しております。しかしながら、残念なことに、国道8号線の渋滞を避けるために抜け道になっております。もちろん、道沿いには多くの住宅もあり、住民の皆さんが警察からの通行許可証をもらい、その道を通っておられます。問題なのは、通行証を持っていないドライバーが、生徒児童が通学する時間帯と重なり通行していて、交通事故が起きないか心配しております。4月には新入学生も加わり、危険性も高まります。事故が起こってからでは取り返しがつきません。どうか事故が起こる前に道路整備をいま一度見直し、警察と協力しながら取締りの強化をお願いします。

そしてもう1つ、国道8号線の渋滞に伴い、先ほど申しました愛知川通学路だけが抜け道になっているのではなく、旧中山道の愛知川商店街通り、そこも朝夕渋滞いたしますので、今は東町通りまで車が入ってきています。この道も通学路となっているため、危なっかしくていつも冷や冷やして見ております。どうか事故が起きぬように警察と協議していただきたく、切にお願いいたします。

**○議長（河村善一君）** 建設・下水道課長。

**○建設・下水道課長（羽田順行君）** お答えします。

当該道路は、御指摘のとおり、自転車及び歩行者用道路の交通規制がされています。規制区間は、みゆき町から祇園町の区間及びその道路から国道8号に通じる区間となっているため、国道8号への通り抜ける車両が多くなっている状況でございます。このため、通行許可証をお持ちでない車両が通り抜けされないよう、御質問の取締りの強化について警察に改めて依頼するとともに、規制標識や町が設置します啓発看板や路面標示等により、通り抜けの防止が引き続き図られますよう協議してまいりたいと考えております。

続きまして、愛知川商店街通り、東町通りの事故防止のため警察と協議を行っていただきたいという御質問でございますが、御質問の旧中山道愛知川商店街通りや東町通りにつきましては、朝夕、国道8号へ向かう車両で、渋滞や通り抜けされる際にスピードを出される方も多く見受けられます。特に東町通りは道路幅も狭く、車道と歩

道が分離されていないため、通学する児童生徒は危険な状況であることと認識しております。その要因は国道8号の朝夕の慢性的な渋滞によるものであり、渋滞解消に向けた要望活動を国や県に毎年行っております。これらの取組も実り、国道8号では、令和3年度から御幸橋の中ほどから東近江市側の築瀬交差点までの区間におきまして右折レーンの改良を行い、渋滞解消やそれに起因した追突事故の防止を図るため工事を実施される予定となっております。町としましても、今日までも歩行者の安全確保を最優先に考え、様々な取組を行ってまいりましたが、今後もドライバーへの交通マナーの喚起や、通学されます児童生徒にも啓発や指導を行い、安全対策を図るため、東近江警察署と協議を行ってまいります。以上でございます。

**○議長（河村善一君）** 3番、森野君。

**○3番（森野 隆君）** よろしく願いいたします。

今回、この質問を建設・下水道課長にお尋ねしましたがけれども、これ、小学生等々、児童のことも関わりますので教育部局にもお聞きしたいんですけども、子供の安全性という観点から、学校の先生方がその状況は把握されているのか。これから4月度になりまして、新しい新生も入って、実際、児童生徒たちがどのような経路で通学されて、その経路にどのような危険性が及んでいるかというようなことは、実際、調査されているのか。また、スクールガードを強化したり、いろいろなことが安全面で考えられるんですけども、教育サイドからの見解を求めておきます。

**○議長（河村善一君）** 教育次長。

**○教育次長（青木清司君）** その道路につきましては、私も子供の頃から自転車及び歩行者の専用道路として地域の中で慣れ親しんできたものと考えております。特に地域の皆様の思いがあって完成した道路かなというふうに思っております。

現在、愛知川東小学校の祇園方面のほうから7名の児童が通学をしているところでございます。また、その通学路の沿線の住宅につきましても、当初は20戸程度であったかなというふうに思いますが、現在では60戸以上、共同住宅も含めましてかなりの市街地となっていることから、交通量は以前に増して増えているかなというふうにも考えております。しかし、子供たちの安全、命は守らなければならないというふうにも考えております。令和3年度の交通安全運動の重点推進事項の中に、高齢者及び子供の交通事故防止が掲げられております。その中でも特に通学路、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路における交通安全対策の推進というものが明記

をされております。このことから、学校を中心といたしまして、スクールガードリーダーの皆さんや、そして学校のほうには字担当の教員がおりますので、そういったことから子供たちの交通安全意識の高揚に取り組んでいきたいというふうに考えております。森野議員におかれましても、地域の子供たちは地域で守るという精神から、自主的な交通安全教育の活動を展開していただくことを今後もよろしく願いたいと思います。以上でございます。

○議長（河村善一君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） よろしく願いいたします。もちろんそういったところは、大きく言うならば、国道の渋滞が大きな問題になっております。町長も御尽力いただいておりますけれども、愛知川右岸道路、強いてもっと大きく言えば国8バイパスの早期実現、そこにやはりつながっていく問題だと思っておりますので、より一層ここはアクセルを踏んでいただいて、右岸道路、国8バイパスを早期に実現していただきますようによろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（河村善一君） 以上で森野君の一般質問を終わります。

---

○議長（河村善一君） 暫時休憩します。45分まで休憩して、45分再開いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時45分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 村西作雄君

○議長（河村善一君） 一般質問を続けます。2番、村西作雄君。

○2番（村西作雄君） 2番、村西作雄です。私は、2問の質問をいたします。

まず1点目は、庁舎統合化の1年繰延べと公民館除却までの3年延長並びに秦荘庁舎の有効活用について。2点目は、あいしょうエール商品券発行事業の実績と総括について、一問一答で質問をいたします。

まず1問目、庁舎の統合化の1年繰延べと公民館除却までの3か年計画の3年延長並びに秦荘庁舎の有効活用についてであります。新型コロナウイルスが第3波として、

依然として猛威を振るっている今、町としてコロナ対策、とりわけ地域経済の復活、復興に総力を挙げるべきこの時期に、町長は昨年8月に出された庁舎等あり方検討委員会からの答申を盾に、財源の見通しも示さず、約7億円の増改築工事費で庁舎統合から公民館除却を来年度から3か年で強引に進めようとしています。加えて、公民館除却費、公園整備費を合わせると約7億8,000万円にもなります。コロナ対策で一番大切なことは3密を避けることとされている中で、統合する愛知川庁舎で職員を今以上の密状態にし、町の大切な職員を危険にさらし、彼らの健康をも考えない庁舎統合は拙速過ぎます。これら一連の住民説明会も、コロナの影響を受け、1月予定の2月延期から2月中止と、住民と目線を合わせた質疑をしない、できない中にあっても資料を急遽全戸配布し、今月5日、明日までに住民からのパブリックコメントを調すだけで帳面消しをし、町民の生の声を聞かずして庁舎増改築の実施設計を3月完了で既に並行発注しています。町民のパブコメの意見も設計に反映できない中で、パブコメは形式だけで、まさに町民には町長は聞く耳を持たず、問答無用の論理に映ります。なぜそんなに急ぐんですか。町長は、3年前の町長選公約で町民との対話の大切さ、重要さを訴え、日本一の愛荘町をつくと明言されていましたが、3年間で2団体とのタウンミーティングのみで、庁舎統合や公民館解体など、令和5年度までに進めるといふ、町民にとって最も影響がある政策転換のとき、町民の顔を見てまちづくりを論議しない今の姿勢で、果たしてあと1年で日本一の愛荘町をどのようにしてつくられるのでしょうか。教えてください。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 3年前、私が愛荘町の町政を担わせていただくこととなりました町長選挙におきまして、いい町を皆様とともに、日本一を目指しましょうという思いから、日本一の愛荘町をつくと訴えさせていただきました。当然、私1人の力でなし得ることではなく、住民の皆様のお理解と御協力があったからこそだと思っております。そのため、向上心を忘れず、公務に当たらせていただいております。

この間、字の運動会や文化祭、大切にしておられたお祭りなどを含め、町内の様々な行事や各種団体の会議や行事など、機会あるごとに足を運び、住民の皆様とお会いし、お話しし、意見を交換しながら、よりよいまちづくりに心がけてきたところがありますが、昨年春からのコロナ禍で皆様も制約を受けられたように、住民の皆様とお会いし、また親睦を深める機会を持つこと自体が難しい時間が続いています。コ

コロナ禍でも、感染予防措置を取った上で、新たな試みとして各集落を回り、区長様と直接お話をさせていただいたり、防災無線を活用して住民の皆様へ直接呼びかけをさせていただくなどの取組を行ってきました。また、行政機能の最適配置に関する町の方針案に関しては、より多くの住民の皆様へ情報共有するため、これまでの検討経過や方針案に関する資料を各戸配布するとともに、分かりやすく伝えるため町長メッセージ動画を作成し、住民の皆様からの御意見を頂戴できるようにするなど、新たな生活様式を踏まえた手段を講じてまいりました。一つ一つの積み重ねを大事に、今後も新たな取組にチャレンジする向上心を忘れず、住民の皆様とともに日本一の愛荘町をつくることを目指していきたくと考えております。

**○議長（河村善一君）** 2番、村西君。

**○2番（村西作雄君）** 今ほどは、なかなか今年1年はコロナ禍でできなかったけれども、精いっぱい対応してきたというような御答弁だったかなというふうに思うんですけど、私、対話というのは、やっぱり町民と膝突き合わせていろんなまちづくりについて論議する。今、答弁いただきましたけど、字の運動会や文化祭、お祭りに出ていってお話、意見を交換したというようなことですが、これ、どう見ても運動会でも、各テントを回っていただいて、町長、「こんにちは、御苦労さんです」というような挨拶だけですやん。これは本当の対話にはならないと私は思うんですよ。もっと、この1年間は駄目でしたけども、就任1年、2年目から、やっぱり町内59集落、自治会あるようですけども、そこへやっぱり定期的に、2年に一遍でもよろしいから出向いていって、住民の、役員の生の声を聞く。今の現状、地域の自治会の状況、空き家が増えているという切実な声、管理が大変やという声、それならまちづくりにそれをどう生かすのかというふうに、住民の皆さんとやっぱり膝突き合わせて対話することによって、私は日本一の愛荘町がつくられるんじゃないかなというふうに思うんですけど、今のこの状況ではなかなか、あと1年で日本一の愛荘町がどうしてつくられるのか、本当に不安でたまりませんので、再度、日本一の愛荘町をつくるために、限られたあと1年、どのような形で取り組んでいきたいかというような思いをお聞かせください。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 全く村西議員がおっしゃっていただくとおりです。同感です。膝突き合わせてそれぞれの字、区長さんと役員さんが代表ということではございます



が、字の総会等々あったときにも実はお声がけもいただいたし、来ていただいて苦しゅうないということで参加をさせていただいている字も実はございます。そんな点では、より多くの皆様と地域のお声ということをより率直にお伺いしながら、そういう部分を町政に反映していきたいというのが率直な思いでございます。

**○議長（河村善一君）** 2番、村西君。

**○2番（村西作雄君）** それでは続きまして質問いたします。庁舎や公民館などの公共施設の集約については、来年度1年かけて町民と直視した議論を深め、具体の財政計画や財源を確保する中で進めるべきで、統合庁舎化の1年繰延べと公民館除却までの3か年計画の3年延長を求めます。ここで、町長にはコロナ禍のこの時期、一旦立ち止まるというお考えはないのでしょうか。お伺いします。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 愛荘町が誕生して、本年2月で16年目を迎えました。今回の庁舎等公共施設の最適配置に関する町の方針案については、今から7年前、平成26年に国の要請もあり、愛荘町においても公共施設の適正配置、管理について検討を始め、住民の参画のもと、検討委員会を2度設置し、数年にわたって真摯に議論と検討を重ねて答申をいただき、公共施設個別施設計画の策定、そして今回の町の方針案を取りまとめさせていただくことができました。また、検討委員会から答申をいただく際には、できる限りスピード感を持って進めることという附帯意見もいただいております。これまで検討委員会において、将来世代に負担を先送りすることなく、公共施設の見直しを実行していく必要があるとして真摯に議論を重ねていただいた経過も踏まえ、住民の皆様の御意見も丁寧にお聞きし、かつ速やかに進めていかなければならないものと考えております。

**○議長（河村善一君）** 2番、村西君。

**○2番（村西作雄君）** 今ほど、町長からはスピード感を持って進めるべきという附帯意見もいただいたというようなお話をいただきました。けど、私は住民の声を聞かずして、果たしてスピード感を持って進めていっていいのかな。先ほど、森野議員からの答弁にもありました。森野議員からは、庁舎統合のこのコーナーはゆっくりと、スピンしないように進めるべきという、要するにじっくり考えて、もうちょっと拙速過ぎるんやないかというような森野議員からの意見もございました。また、答弁では、秦荘庁舎を倉庫庁舎とされるということですが、こういったことやら公民館除

却、これはそれぞれの過程で住民に周知していくべきというようなお話、答弁もいただいたわけですね。また、副町長からは、さきの全協で、町民からの意見にもできる限り対応するというふうにおっしゃいました。

先月、膨大な44ページにわたる資料を各戸配布、全戸配布されました。いろいろ受け取られた町民の方の声を聞いていますと、気のある人はずっと開けて読まれていたようです。読まれていたけれども、何がどう書いたあるんや分からんというふうな形、結局その資料を見て自分が咀嚼せなあかんというような、あれは一方的な資料でした。反面、もうあんな難しく開けることもしなかったというような人も何人かいました。そんな中で、やっぱりいろいろ住民に聞いてみますと、愛知川庁舎への増設とか、秦荘庁舎の改修とか、倉庫庁舎にするとかいうようなお話ですけども、これは私、森野議員と同様で、庁舎統合は避けられない、これはもう避けられないことだと思っています。けれども、やっぱり住民の声を、もっと真摯な声を聞いて進めてほしいというのが、特に秦荘地域の住民からの声であります。庁舎がある地域という地域と、支所がある地域というのは、地域のイメージはやっぱり外から見ると大分違うわけですね。やっぱり支所があるけれども、いろんな機能を有している、ただの倉庫の庁舎にしないんだというような思いを私は進めていただきたいなというふうに思っております。

そういったことで、今現在、愛知川庁舎に増築、そして秦荘庁舎の改修、愛知川庁舎の改修費、実施設計費で1,694万円。これも3月末工期で実施設計を発注されているわけですね。町長もおっしゃいました、もうちょっとその過程ごとにやっぱり住民に周知していきたいという言葉からすると、実施設計費をやっぱり新年度に繰越しをして、3月5日まで必着、明日まで必着の町民のいろいろな声をこの実施設計にできるだけ網羅する、そういった大きい考えを持っていただく必要があるのではないかな。町民の方からはやっぱり、5日までに意見は出すけれども、それはどういうふうに町が受けてくださるんか、その声をどのように生かしてくれはるんかというような声は、ほんまに日増しに大きくなっていますよ。そういったことで、取り急ぎこの実施設計を新年度に繰り越して、そして住民の皆さんと一緒に庁舎統合のあるべき姿、秦荘庁舎のあるべき姿というものを議論した中で、それを実施設計に組み入れて進める、そういったことで再度、この3か年計画の3年延長、秦荘庁舎の改修についても1年延長を求めたいと思いますが、それについての再度の思いを聞かせてください。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 様々にお話をしていただきまして、ありがとうございます。やはり住民の皆様、もちろんこれは前から私、申し上げているように、思い入れとか愛着とか当然あるものでございます。これは愛荘町ということのみならず、全国のどこの自治体においても、やはり生まれ育った、それぞれの場所で見えてきた公共施設、建物に対する愛着というのは、これはもう当然のものだというように存じますので、いろんなお気持ちということはしっかりと拝聴していきながら、そこにまた思いもいたしということを常に根幹に置きたいというふうにももちろん思っております。

今ほど村西議員もおっしゃっていただきました、この庁舎の統合は避けられないものであるということをやはりお感じいただいている部分に関しましては、本当に敬意を申し上げる次第です。このようにおっしゃっていただくこと自体も大変御覚悟が要った部分だともございますし、本当に感謝を申し上げたいというふうにも存じます。

その中でのスピード感ということでもございますけれども、やはり進め方ということとは適切なタイミングということ、それぞれにあるというふうには存じますけれども、これを今の計画よりもより遅らせてというようなことではなく、お示ししている方針案にのっとり、ただ、3月5日までということではいろんな御意見をいただいております。大変ありがたい御意見、また、これは現実的に採用をさせていただきそうだなとか、取り入れられそうだなとか、こういう見方もあるんだなというところがございしますので、そういう御意見に対してしっかり丁寧に反映をしてもいきたいというふうにも思っております。改めてになりますけれども、全体の進め方、タイミングということに関しましては、方針案にのりつつ形で様々に御理解、御協力を賜っていききたいというふうにも存じております。

**○議長（河村善一君）** 2番、村西君。

**○2番（村西作雄君）** いや、言葉では、町民の、あしたまでにいただいた意見を参考にいろいろ進めていくというふうにおっしゃいましたけれども、具体的に意見を反映するのはやっぱり実施設計なんです。ここのレイアウトどうしよう、ここをどうしようというような形のレイアウトをやっぱり実施設計でするわけでしょう。その実施設計は3月27日工期で完成させておいて、どうして町民の声をその実施設計、庁舎改修に生かすんですか。もう一度お願いします。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 今回のそれぞれの各戸へお配りをさせていただいているもの、2月13日ぐらいから各戸にも届いておりますけれども、その間も様々に実は御意見を、毎日毎日、投函をいただいたり、また郵送をいただいたり、お持込みをいただいたり、メールでいただいたりございますけれども、それをしっかりと一つ一つ、今、拝見をしながら、この部分に関してはこういうような織り込み方があるなどか、これに関してはこういうような対象ということができそうだなということを経験を重ねておりますので、様々な御要望であったりということは計画の中に反映ができるというふうにも思っております。

一方、いただいている御意見なんですけれども、レイアウト等々ではない御意見も結構なところ多いものでもございますので、その点も、町ということに捉えての御意見等々が、いろいろな方面に向けての御意見が多いということも実際でございますので、あまり、レイアウトをこのようにというような御意見ばかりでないということも御報告をさせていただきます。

**○議長（河村善一君）** 2番、村西君。

**○2番（村西作雄君）** 先月配られたこの送付文書の、町民の皆様へというような文章ですけど、これを見られた町民の方からは、コロナのワクチンを愛知川公民館で実施に向け検討している、準備を進めているというところとか、資料をぜひ手に取っていただき、身近な方と議論をいただきたい、身近な方との議論もいいんですけれども、やっぱり町長がじかに思いを伝えてほしいなというような声もあるわけです。また、ワクチンについては、愛知川公民館1か所か、秦荘地域でないのかというのは、やっぱり秦荘地域の住民にはあるわけですよ、まだまだ。そのことをやっぱりしっかりと受け止めていただきたいなと思います。

次に行きます。

次に、庁舎統合に関連した住民サービスであります。私はさきの12月定例会の一般質問で、庁舎統合を強引に進めるなら、ドア・ツー・ドアの高齢者移動サービスとセットで進めるべき。社協の空き車両を利用したボランティアでの外出支援サービスを提案しましたが、その検討結果はいかがですか。福祉課長に伺います。

**○議長（河村善一君）** 福祉課長。

**○福祉課長（田中孝幸君）** 社協の空き車両を利用したボランティアでの外出支援サービスの検討につきましては、12月から運用を開始されており、まだ3か月しかた

っておりませんので、社協の事業運営を見守っているところでございます。状況としましては、社協に対して自治会からの数件の問合せがあったが、貸出しには至っていないと聞いております。昨今のコロナ禍により外出を控えられており、このことが大きく影響していると推測されています。このことも含め、社協において今後の改善すべき内容がないか検討されているところです。高齢者の移動支援の取組については大変重要なことであり、社協での取組を見守り、また、必要に応じて連携協力するとともに、これからの持続可能な移動支援の在り方についても情報収集と他の自治体の状況も調査し、研究してまいりたいと考えております。

**○議長（河村善一君）** 2番、村西君。

**○2番（村西作雄君）** 村西です。課長は12月、私の質問への答弁で、町社協の空き車を移動支援としてボランティア運営できないか、町と社協が話し合っただけで進めていくのも1つの方法やというふうに答弁されています。今回答弁いただいたのには、あなたが社協と話し合っただけでどういうふうにしたかということについては何もなしで、社協の今の現状を答弁いただいたのではないかなというふうに思います。私に約束された町と社協が話し合っただけで進めていくのも1つの方法という、そのアクションはどのようなことになっているのかお伺いします。

**○議長（河村善一君）** 福祉課長。

**○福祉課長（田中孝幸君）** 今ほど答弁させていただいた、社協の事業の現在の状況を見守っておるという状況でございますが、社協さんとの協議につきましては、社協さんのほうとの協力の中でボランティアセンターという部分がございます。その会議がまた3月12日に開催されますので、そのボランティアを活用した移動支援運営ができないのかどうかを、その場で少しメンバーの中で協議していただけるようお願いをしているという状況でございます。

**○議長（河村善一君）** 2番、村西君。

**○2番（村西作雄君）** ボランティア連協の話も12月、出ました。私は、12月から社協の車貸出しを本格運営したけど、まだ借手がないねやというようなこと、これは地域の体制がやっぱりそこまで整えられないんですよ。こういった移動手段というのは、地域数人おられるか知らんけれども、やっぱり町としてあるいは社協として全体で考えていかないと、態勢が取れる集落、自治会は対応できても、前にも言いましたけれども、20戸、30戸の集落でどうして移動手段が地域で、自治会でできるん

ですか。それはやっぱり町が主導して進めていかないと、私はいけないと思います。本当に地域で通院や買物に難儀されている住民、日に日に増えていますよ。それはやっぱり大きな生活の手段ですので、町がやっぱり主題、音頭を取って進めるべきであるというふうに思いますので、あえては言いませんけれども、やっぱり町が社協と話し合って、前向きにこれからも進めてほしいなというふうに思いますけど、再度お伺いします。

**○議長（河村善一君）** 福祉課長。

**○福祉課長（田中孝幸君）** 今ほど、村西議員さんの御意見も踏まえまして、ボランティアセンターの運営協議会のほうでそういう切実な思い等も取り上げて、ボランティアさん等が運営していけるかどうか等も話していきたいと思っております。以上です。

**○議長（河村善一君）** 2番、村西君。

**○2番（村西作雄君）** 次に、現秦荘庁舎の有効活用であります。私は、旧秦荘町職員として三十有余年秦荘庁舎でお世話になり、愛着や思い入れがあります。昭和47年に木造役場から現地に新築移転された当時の故川口半三郎町長から、故西川久治郎町長、故北川眞道町長、そして廣田進町長と、4代の町長とともに仕事をさせていただきましたが、こうした先人は、今回の秦荘庁舎が総合支所として、数人の職員と、2階は段ボールが山積みされた防災倉庫との計画を聞くとき、嘆き悲しまれるのではないかとの想像も難くありません。町長、なぜもっと知恵が出せないんですか。私が町のトップなら、1階には玄関左側ホールに簡易郵便局を民間誘致いたします。2階には介護用品支援センターと防災資機材センターを彦根市や犬上3町と合同で設置します。

秦荘地域は昨年6月、滋賀銀行秦荘代理店が全面閉鎖され、併せキャッシュコーナーもなくなり、地域住民は大変不便を来しています。折しも、JA東びわこ秦荘支店に併設されていた八木荘簡易郵便局も同じ6月に閉鎖され、切手購入やゆうパック送付の利便が失われてしまいました。御承知のように、町内の3郵便局は駐車場が狭小で、来場者は路上駐車が常となっています。秦荘庁舎に簡易郵便局があれば、駐車場は広く、また、町が出す郵便物や貯蓄も、この郵便局を窓口にするれば簡易郵便局受託者に手数料も入り、町にもここから使用料収益が得られます。

次に、介護用品支援センターであります。彦愛犬地域では、最新の介護用品を実

際、目にする場所はなく、ケアマネジャー等が介護者のニーズにより業者を紹介しているのが実情で、介護する人が介護用品の使用法や使い勝手などを実際に確かめて求めることができれば、利用者にとってより質の高い介護がしてもらえないのではないかと思います。そこで、2階部分は介護用品を展示紹介し、相談できるセンターを、官民一体となった彦愛犬介護保険事業者協議会で運営できないかと考えます。さらには、防災資機材の展示紹介であります。これも彦愛犬各市町の合同でセンターを立ち上げれば、管内住民の研修や地域の防災対策の一助になるのではないのでしょうか。もちろん、これら2つのセンターの運営には彦愛犬各市町からの支援も求め、町だけの経費持ち出しは極力少なくします。

以上、秦荘庁舎の1階には簡易郵便局の誘致を、2階部分は介護用品支援センターと防災資機材センターを設置し、併せて総合支所職員も介護福祉士や理学療法士、また防災士等の資格を持った職員を兼務配置し、彦愛犬地域住民の相談に応じる体制を取ることを求めますが、町長の見解を求めます。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 議員が三十年有余秦荘庁舎で勤務をされ、愛着や思い入れがあることと同様に、住民の皆様もそれぞれの関わり方からそれぞれの思い入れがあるというふうに思います。

昭和47年に建築された秦荘庁舎も今年で49年目を迎え、老朽化も進んでいます。議員より、簡易郵便局の誘致や広域の各種センターの設置の御提案がありました。郵便局誘致に関しては、八木荘簡易郵便局の閉鎖に当たっての経緯を踏まえる必要があること、また、簡易郵便局新設に当たっては種々の要件等を満たす必要があること、郵便局として維持していくためには、経営面を含め、多くの困難があること等の実態が既に示されています。加えて、介護用品支援センターと防災資機材センターに関しては、1市4町での取組との御提案ですが、特に介護用品の分野に関して民間事業者が担われるのが時流であり、また、防災資機材センターと言われる機能に関しても彦愛犬の様々な枠組みがありますが、これまでもそのようなニーズを示されたことはありません。特に拠出を求める事業であれば他市町も利点を感じるものである必要があるところ、現時点でそのような状況ではないと認識をいたしております。

町の方針案に基づいた公共施設の集約配置を行うに際しては、秦荘庁舎の有効活用は重要であると認識しており、民間活力の活用も含め、現実的な対応をしっかりと検

討してまいります。

**○議長（河村善一君）** 2番、村西君。

**○2番（村西作雄君）** 今ほど秦荘庁舎は49年目を迎えるというようなことがありましたが、これは年度途中で増築したときに耐震補強をしていますので、ずっと最初の庁舎が49年あるということではないので、その点は誤解のないようお願いをいたします。

また、簡易郵便局につきましてもいろいろな困難があるというふうなお話ですが、町長自らがやっぱりこれはええことやなど、これはやっぱり庁舎の活性化につながるなというふうであれば、アクションを起こしていただいて、八木荘郵便局も昨年なくなったということでもありますので、それはいろいろなところへやっぱり働きかけをしていくというのも首長の役目であるのではないかなというふうに思います。

また、介護用品のセンターとか防災資機材センターですけども、お金、1町ではなかなかそういうものができないので、なかなか1町としては声出せない。それは分かっていますよ。けれども、やっぱり1市3町の首長会等で、今、庁舎がこんな状態で空くねやけれども、ここへ一緒につくらへんかとか、そんな働きかけをしていくべきで僕はあるんじゃないかなというふうに思います。今のこのままの計画でしたら、もう倉庫庁舎と言われますよ、秦荘庁舎は。そういうふうな倉庫はやっぱり3階でいいんですよ。2階、3階とある中で、2階も3階の倉庫庁舎にするんじゃなくて、やっぱり2階はそういった形でもっともっと有効利用できる方策を首長としてやっぱり考えてもらう。町長は前におっしゃいましたでしょう。秦荘庁舎の有効活用を図っていくねやというふうな答弁もいただいたと思うんですよ。今のこの状態、この計画では有効利用が図れているとは言えませんよ。再度の思いを聞かせてください。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** ありがとうございます。その有効活用ということ、村西議員からは今日、御質問いただいております。また、他の先生からも御質問をお示しいただいている部分もございます。やはりこの有効活用という観点、大変重要だというふうに私、捉えておりますので、この辺りの検討をしっかりとしていきたいというふうに思っております。

様々に今、御提案をいただきました部分に関しまして、その実現性、現実性、またそれが本当に採算が合った形で持続的に続けていけるものであるのかという観点も併



せて、どうしても町政の運営という部分に関しては欠くことができない観点でもございますので、様々その部分というところも捉えながら、この活用ということ捉えていきたいというふうに思っております。本当に御提案をこうやっていただいておりますこと自体、大変ありがたいことであるというふうには存じています。

**○議長（河村善一君）** 2番、村西君。

**○2番（村西作雄君）** 間に合うか間に合わないか分かりませんが、秦荘庁舎を倉庫庁舎にすることは避けてほしいという思いであります。簡易郵便局の話も、年間やっぱり3,000万円近くのお金が愛荘町から郵便局へ郵送費で支払われていると思うんです。その郵便物をこの簡易郵便局から出すことによって、そこへ手数料も入ることにはあるので、やっぱり地域で盛り上げていくということも必要じゃないかなというふうに思います。

次に移ります。あいしょうエール商品券発行事業に係る実績と総括であります。コロナ禍での地元応援プロジェクトとして、町では約7,000万円の経費をかけ、昨年8月11日からあいしょうエール商品券を1世帯当たり2冊2万円、額面2万6,000円の限度で発売されました。7,000万円の経費のうち約4,900万円が1冊3,000円のプレミアム分、残る1,100万円が発行経費、手数料です。発行冊数は、6月末現在の世帯数8,100世帯余の2冊分、1万6,300冊近くを見込んでいましたが、8月末での引換率は38%、9月17日現在においても45%の引換率で、残数が約4,500冊にも上り、町は急遽50万円以上の経費をかけ、全戸宛てのはがきで1世帯5冊までとの大盤振る舞いを通知し、10月1日から6日間で完売となりました。

私は、昨年9月定例会で、コロナ禍で売上げが落ちている地元商店の活性化が本事業の大きな目的であれば、株式上場をしているドラッグや酒小売チェーンなど4店舗は中小取扱店でなく共通券グループにし、地元商店の購入額を増やすべきであり、中小取扱店約100店舗の売上げのうちこの4店が2割、3割を占めるのではないかと。2つ目に、本町のようにお金を出して商品券を買うシステムは、予算を全て消化しようとする、経済的に余裕のある人がより太る。東近江市、近江八幡市のように、全世帯や全住民に無料クーポン券を配り、市内業者だけで消費するシステムは、全市民がお金を出さず恩恵が受けられ、地元のみにお金が循環する施策である。なぜ本町システムを採用したのかとの質疑をしました。そこで、今回はその実績についてまちづ

くり協働課長に質問します。

1つ目、6月末現在の全世帯8,143戸を対象とし、1世帯当たり1冊から最高7冊まで購入可能でしたが、この商品券を買われた戸数は、引換判から集計すると1冊から7冊までそれぞれ何戸で、その合計数は町内全世帯の何%か伺います。

**○議長（河村善一君）** まちづくり協働課長。

**○まちづくり協働課長（西川傳和君）** 購入数ごとの世帯数割合について、1冊購入世帯が318戸で約4%、2冊購入世帯が2,525戸で約31%、3冊購入世帯が67戸で約1%、4冊購入世帯が183戸で約2%、5冊購入世帯が260戸で約3%、6冊購入世帯が87戸で約1%、7冊購入世帯が1,159戸で約14%となっております。購入した御家庭の合計数は4,599戸であり、6月末現在の8,143戸を基準にした場合、約56%の世帯に御購入いただいております。

**○議長（河村善一君）** 2番、村西君。

**○2番（村西作雄君）** 今、答弁いただきましたこれで逆算しますと、購入されていない世帯が3,544戸、44%に及ぶというようなことが明らかにされました。

次に、商品券発行冊数掛ける額面1万3,000円、すなわち、使えるお金、総額2億1,100万円ほどあったと思うんですけれども、大手スーパー等で使用可能な共通券の売上げは幾らで総額の何%を占めましたか。反対に、中小取扱店約100店舗での売上げは幾らで、うち、さきにも言いました、大手と見込める4店舗の売上げとその割合はいかほどであったかをお尋ねします。

**○議長（河村善一君）** まちづくり協働課長。

**○まちづくり協働課長（西川傳和君）** 商品券につきましては、御承知おきのとおり、3,000円分の共通券と1万円分の中小取扱店専用券をセットに販売したところであり、総発行額面数に占める割合はそれぞれ共通券は8,143万円、中小取扱店専用券は1億3,028万8,000円となります。単純に総発行額面数に占める共通券の割合を計算いたしますと、38%となります。商品券の換金期限を2月末までと定めており、お尋ねの共通券での売上げについては現在集計中であり、正確な数字をお伝えすることは困難でございます。なお、共通券が中小取扱店で使用されたケースも多く存在するため、共通券の額面全てが大規模店で使用されたわけではありません。

中小取扱店での商品券の利用については現在集計中であり、正確な数字をお伝えすることは困難でございます。大規模店舗とそれ以外の中小取扱店で利用された商品券

の換金額については、その集計につき最終の集計後に結果としてお示しすることは可能ですが、議員お尋ねのうち大手と見込める4店舗については、4店舗をあえて選定する基準が不明確であること、また、特定の事業者に関する売上げについてはそれぞれの法人情報に関わることから、お答えは差し控えさせていただきます。

**○議長（河村善一君）** 2番、村西君。

**○2番（村西作雄君）** 私は、正確な数字とは言っていません。毎月滋賀中央信用金庫から町のほうへどれだけのお金をどの業者へ支出したという明細は来ていますよ。それが1月末でなかったら、あれが2月であるのでできんということですけど、それなら、直近の1月の現在とかでのそれぞれ共通券で使われた数字とか、中小で買われたお金は幾らか教えてください。

**○議長（河村善一君）** まちづくり協働課長。

**○まちづくり協働課長（西川傳和君）** 大規模店舗の換金状況、また、中小取扱店で換金状況の集計に関しましても、最終段階で取り扱うように集計をしておりますので、今、何月現在での中小が幾ら、大規模が幾らというのは、集計のほうはまだできていないということで、数字のほうはお伝えすることは困難ということでよろしくお願ひします。

**○議長（河村善一君）** 2番、村西君。

**○2番（村西作雄君）** それはちょっとおかしいですよ。私、課長にもこういうような質問するからまとめておいてくれよというお話もさせてもらった、1か月ほど前に。ほんなら、毎月どの業者に滋賀中信からお金を払いましたという明細はもらっていますやろう。どうですか。

**○議長（河村善一君）** まちづくり協働課長。

**○まちづくり協働課長（西川傳和君）** 月ごととといいますか、金融機関のほうから報告のほうは受けております。ただ、今回御質問の中でありますどの店舗にどれだけの換金があったかということに関しては、特定の事業者に関するということで答弁のほうは控えさせていただいているということです。

**○議長（河村善一君）** 2番、村西君。

**○2番（村西作雄君）** 言っているんですから、私は共通券で買われた部分は、共通券の業者に、大手に支払ったのは幾らか。そして、特定の業者と言っていないですよ。4店舗の合計のお金は幾らかというふうに聞いているんですよ。特定の事業者に関する

る売上って何も聞いていないですよ。

○議長（河村善一君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） 4店舗の要は換金状況ということですが、4店舗につきましては、お尋ねのその各店舗については、直営なのかまたフランチャイズなのか、営業形態が多岐にわたる可能性があるほか、議員御指摘の4店舗以外にも外食チェーンとか、ガソリン、小売業者など、大手と見込まれる可能性のある企業も中小取扱店舗に含まれているところがございます。議員お尋ねの4店舗のみを抜き出す根拠については明らかでなく、お答えするのは困難な状況でございます。

○2番（村西作雄君） 共通券の売上げを言ってるんや。

○議長（河村善一君） 挙手の上で。

まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） 共通券の売上げに関しましては、商品券のほうは全部完売しております。実際使われた共通券というのは8,143万円ということでお答えをしております。

○議長（河村善一君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 8,143万円ですと、総発行額2億1,100万円の13分の5です。そうすると、共通券でも中小の業者に買えると言っていたけれども、共通券で買える部分については全て大手の共通券で使われて、共通券が中小取扱店で使われたというのが皆無で、皆無近かったという判断でいいんでしょうか。

○議長（河村善一君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） 共通券につきましては、先ほどもお答えをさせていただいたんですけども、共通券は大規模店舗だけでなく中小取扱店でも使用できるようになっております。共通券の額面全てが大規模店舗で使用されたということではないということで御説明をさせていただきます。

○議長（河村善一君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 総額2億1,100万円発行されて、1万3,000円分の5,000円ですよ。5,000円しか共通券、使えないんですよ。それが私の計算では8,110万円なんです。あなたが共通券で使われたお金は8,143万とおっしゃった。そうすると、共通券で中小の業者に買われた券は皆無と言っていいんですねというふうに聞いているんです。

○議長（河村善一君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） 共通券につきましては、大規模店だけでなく  
中小の取扱店でも使用されております。

---

○議長（河村善一君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時34分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（河村善一君） それでは答弁を。藤塚政策監。

○企画担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） 先ほど課長のほうから御  
答弁させていただいた数値に若干誤りがございましたので、まずそこだけ訂正させて  
いただきます。冒頭、課長のほうから商品券については、御承知おきのとおり3,00  
0円分の共通券と1万円分の中小取扱専用券というふうに答弁させていただきました  
が、正しくは5,000円分の共通券と8,000円分の中小取扱店専用券でございま  
す。その誤りだけでございますので、共通券が8,143万円、中小取扱券が1億3,  
000万円余というところについては変わりはないというところでございます。

共通券自体の売上げに関する御質問で、それがどれだけ大規模店舗で使われたのか  
という御質問かと思えますけれども、大規模店舗で使われた正確な金額につきましては、  
現在集計中であると先ほど課長が答弁させていただいたとおりではございますが、  
実際、共通券が中小取扱店で使用されたケースというのは我々も把握をしているところ  
ではございまして、なので、少なくとも8,143万円には行かない額が大規模店で  
使用されたものというふうに認識をしておりますが、その正確な数値につきましては  
まさに現在集計中であるところでございますので、現時点でなかなか正確な数字をお  
伝えすることは、誠に恐縮でございますが困難であるというところでございます。

○議長（河村善一君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 課長から8,143万円が共通券で使われたというような答  
弁をいただいたので、あえて私はそれでその額全てであったら、もうほとんど中小券  
へ行ってないやないか、おおむねこれが100万円ぐらい行ったのか、1,000万  
ほど行ったのか、その点、どの程度中小券へこの8,143万円から行っているんです

か。

**○議長（河村善一君）** 藤塚政策監。

**○企画担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君）** 各業者に対して換金の流れを御説明しますと、まず各業者が中央信用金庫のほうに持ち込んだ上で、それに基づいて中央信用金庫のほうがお支払いをするという形になります。ただ、我々のほうに基本的に残る数値というのが、幾ら各店舗に関係しましたということが速報として上がってくるところでございますので、その内訳について把握するということがなかなか困難であるというところでございます。

例えば、中小店舗に対して50万円振り込みましたという記録があったとして、その50万円の内訳が共通券が幾らで中小店が幾らなのかというところまではなかなかすぐに把握することは難しいというところではございます。そのため、少なくとも中小取扱店において共通券が使用されたというケースは把握はしておるところではございますが、その共通券8,143万円のうち幾らが中小店で使われて幾らが大規模店舗で使われたかというところについては、なかなか把握がどこまでできるかというのは、よくよく考えていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

**○議長（河村善一君）** 2番、村西君。

**○2番（村西作雄君）** 最後に町長にお尋ねします。新型コロナウイルスによる蔓延は衰えを知らず、4月からのワクチン接種も全住民に行き渡るにはかなりの時間を要し、令和3年度も地場産業育成のためのコロナ対策は重要な施策で、再度の商品券発行业も必要になることも考えられます。町長は、今回のあいしょうエール商品券の販売システムは、無料クーポンより経済効果が高いから採用したと昨年私に答弁されましたが、1世帯最高の7冊購入され、町費の無料プレミアム2万1,000円をその方1人が受けられ、その世帯が1,159世帯もある。片や、町内8,143世帯のうち全くこの商品券を買わなかった、経済的に買えなかった世帯が3,544世帯もあつた実績からして、まだ今回の販売システムは間違いではなかった、正しかったと考えておられるのか。

最後に、今回のプレミアム分の総費用4,900万円を全町民に無料クーポンとして配布すると1人当たり約2,400円となりますが、新年度、再度の商品券発行に至つた場合、全町民に行き渡る無料クーポンシステムとする気はないか、お尋ねします。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 今ほども御質問いただきまして御答弁申し上げますが、前提として経済的に買えなかったということだけが理由ではないというように存じますので、その点、御報告申し上げます。

これまでも繰り返し御説明しているとおおり、町においては感染拡大の防止、雇用の維持と事業の継続、経済活動の回復、強靱な経済構造の構築を4本柱に、種々の施策をパッケージ化したコロナ対応の経済対策を行っているところであり、本商品券事業は、経済活動の回復を主な目的として行った施策の1つです。そのような事業の趣旨を踏まえれば、既に実績として2億1,000万円ほどの直接的な経済効果が出ていることから、町経済の下支え、経済を回復軌道に乗せるという観点から効果があったものと認識をいたしております。

あわせてでございますが、経済対策については、現下の状況を踏まえた政策ニーズ、投入可能な政策資源等を総合的に勘案して、様々な事業を組み合わせたパッケージとして策定するものであり、経済対策の中の1つの事業の実施の有無やその形態についてお答えすることは困難であります。その上で、一般論として申し上げれば、町内事業者の下支えに主眼を置く施策については、大きな経済効果が見込まれる制度設計を行うこととなりますし、住民の暮らしを支えることを目的とする事業については、よりきめ細やかな対応が可能な制度設計を行う必要があるというふうに考えております。

**○議長（河村善一君）** 2番、村西君。

**○2番（村西作雄君）** 3,544世帯が、私は商品券を買わなかったという人ももちろんおられます。経済的に買えなかった人もいはいります。この3,544世帯が経済的に買えなかった人ばかりとは言っていませんよ。その点、誤解のないようお願いをいたします。

今回、このような形でいろいろな質疑をさせていただきましたけれども、やっぱり一番は町内の事業者の下支えと、そして、住民の力になる、この2つ、両輪でやっぱり私はやるべきやというふうに思うんです。そういった中で、無料クーポン券にすると、その無料クーポン券で半額補助できますといったら、その無料交付券の約4,900万円の1億円のお金が消費できるわけです。それもやっぱり十分考えて、買えなかった人の立場に立つということもお願いをしておきたいというふうに思います。

最後にですけれども、このあいしょうエール商品券、さらに抽せん会を実施という

ことで、2月中旬に抽せん会をして、商品の引換券の発送でその発表に代えさせていただきますという周知をいただきました。何人の方に当選されたのかどうかという話は町の広報にも出ていませんし、町のホームページでも発表されていません。この抽せん券、本当にされたんですか。されたんだったら、何人の方が町内の事業者から何点の商品を提供されたのか、その点、お伺いをしておきたいと思います。

○議長（河村善一君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） 商品券の記載番号により抽せんを行うと、利用者に商品を送る抽せん会につきましては、愛荘町商工会のほうの商品券の販売促進のために地元事業者と協力して独自に実施していただいたものでございます。商品券を使った後、さらにお店を訪れていただくための工夫がなされているものでございます。抽せん会につきましては、当初にお知らせとしていたポスター、チラシなどで令和3年2月中旬に抽せん会を実施し、抽せん結果は商品引換券の発送をもって代えさせていただくということでお知らせをしておりました。抽せん結果につきましては、2月15日に当選者に通知をさせていただきました。355品の提供があったということで、発送に代えさせていただいたものでございます。

○議長（河村善一君） もう時間がきておりますので。

○2番（村西作雄君） やっぱりこういうふうに、商工会がされているのか、町がしているのか分からへんけれども、このように書いてあったら、やっぱり町は町としてどれだけの人に送ったとか、それはやっぱりホームページとかで周知をしてもらわないとあかんのやないかなというふうに思います。

○議長（河村善一君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） 抽せん会の終了のお知らせにつきましては、この抽せん会のほうを実施、また、企画等協力いただきました商工会と対応に関しての検討もするというところで考えたいというふうには思っております。

○議長（河村善一君） 以上で時間が参りましたので、村西作雄君の一般質問は終わります。

---

○議長（河村善一君） ここで暫時休憩といたします。これから昼食を取っていただいて、再開を12時50分から開きたいと思います。よろしく願いいたします。

休憩 午前11時45分



再開 午後 0時50分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 徳田文治君

○議長（河村善一君） 一般質問を続けます。9番、徳田文治君。

○9番（徳田文治君） 9番、徳田文治。令和3年愛荘町議会3月定例会、ただいまより一括方式で一般質問を行います。今回は2点のことについてお伺いします。1点目は、行政機能の配置の最適化に向けた具体の方針について。2点目は、愛荘町行政におけるデジタル化、電子化と脱ハンコ、押印廃止についてです。

1番目、行政機能の配置の最適化に向けた具体の方針について。平成18年の2町合併から、本年2月で16年を迎えました。その間、愛荘町の人口は緩やかに増加を示していますが、住民説明会の資料にあるとおり、近い将来、人口減少を迎え、高齢化率が増加していくことは誰の目にも明らかなことと思います。本町においては、平成26年4月、総務省より国の動きと歩調を合わせ、速やかに公共施設などの総合的かつ計画的な管理を推進するための計画策定に取り組むよう、県を通じ通知があったところです。合併後の公共施設等の最適な配置を実現することが必要となります。

本町においては、平成29年3月に総合管理計画、平成31年3月には個別施設計画が策定されており、また、その計画の具体化に当たり、住民や団体、学識者による愛荘町庁舎等のあり方検討委員会が設置され、将来世代に負担を先送りしないとの考えのもと、議論を重ね取りまとめられた行政機能の配置最適化に向けた具体の方針案に基づき、町の持続可能性の確保と住民の暮らしを守るため、9つの公共施設について庁舎機能の集約化や効果的、効率的な運営が可能となる集約化など、見直し方針を示されたところであります。特に現在の分庁方式を支所方式に変更し、本庁舎を愛知川庁舎に集約し、秦荘庁舎を総合支所に最適化することも、今後の本町の人口規模など将来像を考えたとき、中長期的、長期的な視点に立って住民サービスの低下を招かない範囲において検討することもやむを得ないことと考えます。しかし、実現に当たっては、地域住民の御理解が重要であり、2町合併時の合併協議会の議論や住民の意見等を十分に踏まえ計画することが必要と考えます。

まずは町長にお伺いいたします。2町合併時には「当分の間、分庁方式」と記されておりましたが、合併後16年が経過しました今日、当分の間が経過したと解釈され

るのかお伺いします。また、分庁舎の廃止について、住民意識の一体感が醸成されているものとお考えになられるのかお伺いします。

次に、町が示された具体の方針についてによると、住民サービス確保のため、秦荘庁舎は総合調整機能を有する支所として位置づけるとしており、現在、秦荘サービス室で行っている業務に加え、これまで愛知川庁舎でしかできなかった申請事務をはじめ、可能なものの受付を行えるようにするとあります。この可能なものの受付を行うという業務が秦荘区域に住んでおられる方にとっては非常に重要なものであると考えます。住民説明会の資料では、支所は1か所しかないのにもかかわらず、総合調整機能を有する支所と位置づけ、秦荘総合支所と銘打っています。また、分庁方式の欠点として、窓口が分散し、住民にとって利便性が必ずしも高いとは言えない。庁舎間の移動が必要となる現状は、業務効率の観点から望ましくない。そして、分庁方式がゆえ、職員の庁舎間の移動が発生しており、多額の経費が追加的に発生と課題を提起し、それがゆえに、総合調整機能を有する支所に位置づけの上、最適化するとされています。このことが実現することになれば、地域住民にとっては行政サービスの向上につながり、好ましいことだと考えます。

町長にお伺いをします。最適化後、支所は1か所になるのに総合支所とし、総合調整機能を有するとされていますが、総合調整機能とはどのような業務なのかお伺いをいたします。

また、庁舎間移動に関し、窓口が分散し、住民にとって利便性が必ずしも高いとは言えない。庁舎間の移動が必要となる現状は業務効率の観点から望ましくない。また、移動に多額の経費が発生するとされています。課題を克服しようとするれば、総合支所の組織や人員配置を現在の秦荘サービス室より充実させる必要があると考えますが、実施は令和3年度をめどに行うとされているので、その執行体制などについて具体的にお伺いをいたします。

また、秦荘支所での許認可事務について、申請行為は支所で受理をし、許認可は従前どおり愛知川庁舎で処理するというのであれば、支所に移行するメリットはないのではないかと思います。許認可事務全てが支所で完結するのであればベストと考えますが、申請は支所で、審査は愛知川庁舎で、許認可証などの交付は支所であるということであれば、今までと何も変わらないのではないかと思います。許認可事務等の愛知川庁舎と秦荘支所の間における事務の流れについてお伺いします。

また、移動に多額の経費が発生すると課題を提起されていますが、職員の移動経費だと考えますが、今までにどのような経費が必要であったのか。具体的にお伺いします。

本年1月8日の全員協議会の場で、秦荘総合支所で取扱いが可能と見込まれる業務件数は312件と示されていますが、可能なものの受付などかなりの業務量であり、先にお聞きしました組織、職員数にも影響があると考えますが、どのような業務が秦荘総合支所に移譲されるのかお伺いします。

また、さきに実施されました全員協議会を踏まえ、いずれにいたしましても、愛知川庁舎、秦荘庁舎の集約をはじめとして、9つの公共施設について庁舎機能の集約化や効果的な運営が可能となる集約化など見直し方針を示され、議会への数回にわたる説明、住民説明会の資料作成などを進めてこられました。当然、全体計画などが出来上がっているものと思っております。そこで、町長にお伺いいたします。これらの9つの公共施設整備の年次計画、概算経費、それに関わる充当財源についてお伺いします。

2番目に、愛荘町行政におけるデジタル化と脱ハンコについて。国において昨年、令和2年9月14日、第99代内閣総理大臣に菅義偉氏が就任され、菅内閣が発足したところです。内閣総理大臣の所信表明演説で、新型コロナウイルス禍の中での厳しい経済対策、デジタル化をはじめとする大胆な規制改革の実現、脱炭素社会の実現を目指すグリーン社会の実現、地方の所得を増やし、消費を活性化するなど活力ある地方をつくる、全ての方々が安心できる社会保障制度を構築し、次の世代に引き継ぐ安心の社会保障等々を表明されております。特にデジタル社会の実現に関しては、今回の新型コロナウイルス感染症で行政サービスや民間におけるデジタル化の遅れなど様々な課題が浮き彫りとなり、役所に出向かなくてもあらゆる手続ができる、地方に暮らしていても、テレワークで都会と同様の医療や教育が受けられるなどの社会を実現するとされています。そのためには、各省庁や自治体の縦割りを打破し、行政のデジタル化を進め、今後5年で自治体のシステムの統一、標準化を進め、業務の効率化と住民サービスの向上を行うとされています。昨年12月25日には、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が策定され、さきの通常国会の施政方針演説の中で、本年秋よりデジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進する司令塔としてデジタル庁の設置を表明されたところです。

愛荘町においては、住民の利便性を確保するため、いち早く住民票などのコンビニ交付、平成26年度からは本県6町による行政情報システムクラウドに参画するなど、デジタル化を実施されています。今回、国によるデジタル化やデジタル庁の設置を踏まえ、本町としてさらなるデジタル化をどのような方針で進めようとしているのか。町長の所見をお伺いいたします。

行政情報システムクラウドについてお伺いします。クラウドは、税務、財務、福祉などの情報システムを外部のデータセンターにおいて管理運用するなど、複数の町で共同利用する取組で、平成26年度より滋賀県6町行政情報システムクラウド共同利用事業推進協議会にも参画されています。クラウドは、今も申し上げましたとおり、複数自治体の情報システムの集約と共同利用を推進することにより、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上等を図る目的で導入されたものと考えます。クラウドの導入により削減されたコストや従前に投入されていた人的資源をほかの分野で有効活用するなど可能になるものと考えますが、導入後5年が経過した今日、初期の目的は達成されているのか町長にお伺いします。

また、デジタル化の柱に公的個人認証等のマイナンバーがあります。国においては、令和4年度末にほぼ全国民にマイナンバーカードが行きわたることを目指して普及の加速などを強力に推進するとされており、来年3月から保険証とマイナンバーカードの一体化や運転免許証のデジタル化などを進めるとしています。本町においても、マイナンバーカードを導入時に行政事務の効率化、住民サービスの向上を図るため、事業とマイナンバーカードの一体化を進める旨、聞き及んでおりましたが、マイナンバーカードの提示などによって受けられる住民サービスはどのような事業があつて、既に実施している事業は何なのか、お伺いします。

また、国の消費活性化策の1つとして、マイナンバーカードを取得し、カードでマイナポイントの利用手続をした人を対象に、選択したキャッシュレス決済サービスでの買物に25%のポイントが還元され、使用できる制度が付与されました。この制度を機にマイナンバーカードを取得する人が増加し、市町村の窓口が混み合ったようです。本町におけるマイナンバーカードの取得者は何人になり、取得率は何%になっているのかお伺いします。

ただいま申し上げました、国においては、保険証とマイナンバーカードの一体化や運転免許証のデジタル化などを進めるとしておりますが、今後より一層マイナンバー

カード取得の増強を図る必要があると思います。どのような手法で啓発し、取得率を上げようとしているのか、お伺いします。

次に、脱ハンコについてです。新型コロナウイルス禍のもとで、書面主義、押印原則、対面主義が課題となっています。中でも行革担当大臣が押印廃止、いわゆる、原則行政手続でハンコを使用しないようにすることを全省庁に要請されました。このことは、オンライン処理と組み合わせて窓口での接触を減らせば新型コロナウイルスなどの感染リスクの低下も期待できます。ひいては住民の負担軽減や事務の効率化につながる狙いがあります。国においては、民間から行政機関への申請などで押印が必要な約1万5,000件の手続のうち、実印など83件を除いて押印を廃止するとし、法改正が必要なものは来年の通常国会に一括法案を提出するとされています。政府が進める行政手続のハンコ使用廃止を受けて、全都道府県と東京を除く道府県庁所在地の合計93自治体の8割近くが既に廃止方針を決めたり、廃止を検討しているということが共同通信の調査で分かりました。滋賀県では、行政手続書類への押印の必要性を内部で検討され、県の裁量で求めるうちの6割に当たる約1,200の手続で不要だとの結果を出され、本年度内に廃止する予定とされています。

そこで、お伺いをします。国の方針を踏まえて、押印廃止に関し役場内で検討されているのか。本町としてどのような方針で臨もうとされているのか、町長にお伺いいたします。

これで質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 合併協定書の「当分の間」は、近隣で合併を検討されている市町が10年程度で庁舎を一本化することを想定して「当分の間」とされていることを参考にして追記されたものであり、今年2月で合併から16年目となっています。また、住民意識の一体感の醸成については、私も議員の先生方も以前にもお話ししました例えですが、愛荘町の教育について考えるとき、自然に町内全ての子供のことを考えているのではないのでしょうか。また、他の市町に行かれ、どこから来られましたかと問われると、愛荘町と言われるでしょうし、自己紹介をするときに、秦川だ、八木荘だ、豊国だ、愛知川だとは今は言わずに愛荘町と言っておられると思います。また、合併後に誕生された子供たちも今や高校生となり、もうすぐ愛荘町を支える世代となります。さらに、商工会、福祉協議会、シルバー人材センター、観光協会をはじめ

め多くの分野の団体が、それぞれの団体の歴史がある中で、1つの団体として様々な活動を展開しておられる状況に至っております。こうした取組を通し、現在はもちろん1町としての住民意識が醸成されており、今後もさらにいとおしみ、誇りを持って深めていくものだと考えております。

続いての御質問に対しましての答弁をさせていただきます。

町の方針案では、秦荘庁舎を総合支所とするものではなく、総合調整機能を有する支所として位置づけることとしております。法的に申し上げますと、地方自治法において、市町村は支所と出張所を置くことができると定められています。支所は、首長の権限に属する事務を地域的に限定して総合的に分掌することを想定されています。また、出張所は、住民の便宜のために役場まで出向かなくても済む程度の簡単な一部の事務を処理するものとされています。秦荘支所では現在、秦荘サービス室で行っている業務に加え、これまで愛知川庁舎でしかできなかった申請事務をはじめ、可能なものの受付を行えるようにするほか、秦荘地域に関わる地域的な課題に対して総合的に対応できる機能も有することになります。

秦荘支所の執行体制については、支所長の配置や職員数の増員など、現在の秦荘サービス室よりも充実した体制を整備することを想定しております。現時点で支所で取り扱う業務内容の洗い出し作業を行っておりますが、今後さらに業務内容や付与する権限を精査するとともにマニュアルの整備を進め、必要な人材や人員数を整理した上で体制を整理する必要があり、現段階では未定です。

**○議長（河村善一君）** 上林総務担当政策監。

**○総務担当政策監（上林市治君）** それでは、私のほうから許認可事務等の関係でございます。許認可に係る事務等につきましては、今後さらに業務内容や付与する権限を精査するとともに、マニュアルの整備を進め、事務の流れについても整理する予定です。想定される事務の流れでの説明となりますが、秦荘支所で許認可事務を受け付けた場合、秦荘支所に権限が付与されたものは秦荘支所内で完結することになります。一方、専門的あるいは技術的な審査等が必要なため秦荘支所に権限を付与しないこととした事務については、受付及び交付は秦荘支所で行いますが、審査は愛知川庁舎の担当課で行うこととなります。

なお、許認可事務に関しては現在と同様ですが、その日のうちに許認可が出せるものではなく、一旦お預かりし、基準に合致しているか等の審査を行い、後日許認可を

お渡しすることになります。許認可事務等に関する処理に要する時間は、それぞれ一定の期間で処理することとされており、秦荘支所であっても、愛知川庁舎であっても、基本的に交付までの期間は同じものとなります。

次の質問でございます。移動に多額の経費が発生するというところでございます。愛知川庁舎と秦荘庁舎間の職員の移動については、通常の業務執行における関係各課間の協議や議会对応、課長会、政策推進会議、危機管理対策本部などの各種会議、各種委員会、さらに職員研修会など、庁舎間の移動が日常的に発生をしています。庁舎間の移動には車で往復30分程度は必要となり、また、協議や会議の進捗状況により待機しなければならない等の時間が必要となり、本来なら生産性のある実務に充てられるであろう多くの職員の貴重な勤務時間が移動や待機に費やされています。職員が週1回庁舎間を移動する時間をベースに人件費を積算すると、1年間に約2,500万円となり、多額の経費が発生をしています。この金額は移動に要する時間のみであり、待機時間は含まれておらず、また、移動に要する燃料費は別途必要となります。

次の質問でございます。どのような業務が支所に移譲されるのかということでございますけれども、支所において処理する見込みである業務は、秦荘サービス室から引き続き取り扱う業務139件、現在、秦荘庁舎で取り扱っていない業務で、支所設置により取扱いが可能と見込まれる業務が173件で、合計312件となります。支所設置により取扱いが可能と見込まれる業務173件のうち、主なものといたしましては、国民健康保険税等の減免申請書、ETC割引申請、障害者福祉サービス事業・障害児通所サービス事業申請、予防接種費支給対象者確認申請、健やか愛ポイント申請書、粗大ごみ、剪定枝等の個別収集申請、ごみコンテナ販売、まちづくり交付金の請求等、愛のりタクシー定期券の販売及び庁舎のバス使用申請書の受付業務等でございます。秦荘支所で取り扱う業務につきましては、今後精査をして確定する予定でございます。以上でございます。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 続きますので、私から答弁を申し上げます。

この庁舎の適正配置ということに関しての財源等々の御質問でございます。年次計画については、秦荘庁舎、愛知川庁舎、愛知川保健センターの改修、検針業務、各種相談業務、子ども家庭総合支援拠点業務等を実施する拠点施設の増築、旧愛知川警部交番の解体については、令和2年度で実施設計、令和3年度中の工事を計画していま

す。いきいきセンター、愛の郷、愛知川公民館及び町民センター愛知川については各施設、関係団体との調整協議を行い、令和3年度上半期に実行計画を作成し、下半期から実務的な準備を進めます。その後、いきいきセンターは令和4年度上半期に設計して下半期に改修を、愛の郷は令和4年度に設計して令和5年度中に改修を、愛知川公民館と町民センター愛知川は令和4年中に設計して令和5年度下半期に解体を予定しています。

次に概算費用ですが、秦荘庁舎、愛知川庁舎、愛知川保健センターの改修、健康福祉拠点施設の増築、電気、上下水道、造成工事などその他共通工事を含めて約6億200万円、旧愛知川警部交番解体と跡地整備として約8,500万円、全体の概算工事費は約7億円です。

最後に財源でございますが、庁舎等の整備については市町村の自己負担が原則とされていることから、一時的な財政負担とせず、世代間で負担を平準化できる点から、保健センターを含め、役場庁舎の整備については事業費の75%を一般単独事業債で充当し、旧愛知川警部交番の解体については事業費の90%を公共施設等適正管理推進事業債で充当する予定です。健康福祉拠点施設等の増築については、令和4年度までに設置することとなっています相談業務のための相談室の設置に伴い、国の次世代育成支援対策施設整備交付金として約800万円を予定しております。そのほか、リモートワークの推進をはじめとする施策に関する国の補助制度の活用など、より有利な財源確保に向けて取り組みます。

デジタル分野の御質問に対するお答えをさせていただきます。令和元年度において、滋賀県及び大津市、近江八幡市、草津市の4つの構成団体によりスマート自治体滋賀モデル研究会を発足され、今年度より愛荘町など11市町が新たに参加し、スマート自治体都道府県補完モデル調査研究事業として、ICTを活用した施策についての情報収集、意見交換、調査、取組の実証等に共同で取組を進めているところです。その成果の1つとして、現在、住民と自治体がつながるためのコミュニケーションツール及び情報発信ツールとしてLINE公式アカウントを3月中に開設し、また、職員のデジタル化への意識改革も重要であり、創造的でスムーズな庁内での情報共有を図るため、自治体専用ネットワークで使用できるビジネスチャットの導入を進めているところです。また、令和3年度から滋賀県町村会においては6町の総務、電算の担当課長、職員などで構成する滋賀県町村会自治体デジタルトランスフォーメーション戦略



会議を新たに設置し、推進を図ることとしています。町におきましては、国や県の動向を見極めながら、デジタル化の速やかな推進にしっかりと対応できるよう、引き続き調査研究の取組を進めてまいります。

6町クラウドに関しての御質問に対する答弁をさせていただきます。滋賀県6町行政情報システムクラウド共同利用事業の導入目的は、各自治体が独自に開発運用してきたシステムを標準化し、共同利用によるスケールメリットを享受することで、導入や運用に係るコストの削減、データセンターによる集中監視によるセキュリティー水準の向上、庁舎が被災した際の業務停止リスクの軽減、6町自治体間での業務共通化などがございます。また、6町が共同で平成27年10月から令和8年3月までの10年間の一括契約をすることにより導入や運用コスト削減を実現し、また、専門的知識を有する職員が担当することにより、セキュリティー水準の向上、災害時の業務継続性などを確保しており、初期の目的を達成していると考えます。多様化や高度化する住民ニーズや制度改正等に対する情報処理システムの更新についても、滋賀県6町行政情報システムクラウド共同利用事業により速やかに対応できているところです。また、情報システムの共同利用にとどまらず、パソコンやプリンターなどのハード機器においても6町で共同調達を実施し、費用面に加えて仕様作成や選定、入札など事務の削減など、導入コストの削減も進めております。

**○議長（河村善一君）** 経営戦略課長。

**○経営戦略課長（生駒秀嘉君）** それでは、私のほうからはマイナンバーカードの提示によって受けられる住民サービスについてでございます。

マイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策の分野で効果的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一の1人の情報であることを確認するために活用されています。現在は、マイナンバーカード利用による身分証明書、子育てワンストップサービス、確定申告などの電子申請、マイナポータルなどを展開されております。また、マイナンバーカードを活用した町独自サービスとしては、コンビニエンスストアなどで住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍証明書、戸籍の付票の写し、所得証明書、課税証明書などの証明書の取得が可能となっております。

**○議長（河村善一君）** 住民課長。

**○住民課長（阪本 崇君）** それでは、私のほうからマイナンバーの取得等について

を回答させていただきたいと思います。令和2年12月31日現在のマイナンバーカードの取得数は4,170件で、取得率は19.5%となっております。

次に、現在、国はマイナンバーカード取得向上に向けて未取得者に対してマイナンバーカードの申請書を順次送付されているところでございます。そのほか、マイナンバーカードを利用、活用したマイナポイント事業等を推進されているところでございます。今後は、マイナンバーカードを健康保険証として活用できるなど、利用拡大が図られているところです。町としましては、マイナポイントの普及啓発を行うとともに、住民課及び秦荘サービス室の窓口でマイナポイント設定用の端末を設置し、登録などの支援を実施しているところです。引き続き、マイナンバーカードの取得について窓口や広報で周知するなど、取得向上に努めてまいりたいと考えております。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 押印廃止に関しての本町の検討状況ということ、方針についてということの御質問についてお答えを申し上げます。

本町においては、内閣府により作成された地方公共団体における押印見直しマニュアルに沿って、押印の原則廃止を前提とした見直し方針を策定し、将来的な行政手続のオンライン化を念頭に、町民の利便性の向上と事務の効率化を図るため、現在、押印廃止に向けた作業を進めているところであります。

**○議長（河村善一君）** 9番、徳田君。

**○9番（徳田文治君）** 9番、徳田です。再質問をさせていただきます。

「当分の間」に関する解釈について、まず再質問いたします。この「当分の間」というのは、一般的に法律や政令により不明確な措置を発するとき使用する言い回しで、短い期間もあれば長い期間もあると思います。今、町長が答弁されました「当分の間」は、近隣で合併を検討されている市町が10年程度で庁舎を一本化する事を想定し、それを参考にされたらと、このような答弁でありました。市町村合併は、地域の特質や住民感情等を考慮し市町村の合併が成就しているもので、画一的にほかの事例を参考に当てはめるのはいかなるものかと思います。このことに対していま一度、「当分の間」の考え方についてお尋ねします。

2点目は、住民の意識の一体感の醸成についてお尋ねします。答弁ではいろいろ例えを示されて、秦川、八木荘、豊国、愛知川と、このように旧村が例として挙げられましたが、現在、そのような旧村を持ち出される住民の方はほとんどいらっしゃらな

と思います。やっぱり合併後に誕生された子供さんたちは愛荘町に出生届をするのだから、愛荘町を名のるのは当然のことだと考えます。合併したのだから、愛荘町と呼ぶのは誰も抵抗がないものと思います。合併協議会の段階で、「当分の間」と意識の醸成について協議され、文書化されておりますので、現時点における意識の醸成、いわゆる住民感情が整ったと判断されているのかをお聞きしておりますので、再度お伺いします。

それと、秦荘庁舎について再質問します。地方自治法155条、これは昨年9月、西澤議員からの答弁にもありましたように、市町村が支所と出張所を置くことができるということが定められている、そういった答弁を今、いただきましたが、愛荘町では地方自治法第4条1項に基づき、愛荘町役場の位置を定める条例により、愛荘町役場秦荘庁舎、滋賀県愛知郡愛荘町安孫子825番地が規定しており、分庁方式を表しております。そのことをどのように認識されているのか、お尋ねします。

それと、秦荘支所の執行体制についてお尋ねします。今、この秦荘支所の執行体制、御答弁いただきました。現在の秦荘のサービス室より充実した体制を整備すると。また、現時点では業務内容の洗い出し作業を行っているが、今後さらに業務内容、付与する権限を精査するとともに、マニュアル整備を高め、必要な人材、また人員数を整理した上で体制を整備する必要がある、現段階では未定であると、このような御答弁をいただいておりますが、そのことについてもお伺いしたいと思います。やはりハードありきで進められており、ソフトのことが疑問に感じておりますので、お願いします。

そして、愛知川庁舎と秦荘庁舎の間に職員の移動における多額の経費が発生すると。この支所の配置は、交通不便のうち、あるいは市町村の配置、分合等により従前の市町村役場を廃せずして支所とする場合等であり、したがって、その組織は相当の職員が常時勤務することを要件とするという第155条の行政実例も出ております。そういったことで、現在の秦荘サービス室より充実した体制を整備すると想定していると答弁いただいておりますが、多額の経費が発生する。その答弁とはちょっと矛盾しているのではないかと考えます。それと、秦荘総合支所に移譲されるものは合計312件と、このように答弁をいただいております。そのことは全員協議会の席でも聞かせていただきました。その席でも今後精査をしますと課長は一定述べられたと、このことを記憶をしております。そういったことで、精査の予定とはいかなることか、31

2件の、お伺いします。

それと、公共施設の整備のことについてお伺いします。全体の概算工事は約7億円かかると御答弁をいただきました。この中に一部国庫補助金があるということを御答弁いただきましたが、ほかは地方債を含めて一般財源であると思います。保健センターを含め、役場庁舎の整備について、愛知川警部交番の改定については地方債の充当を予定されていると思いますが、今年度の償還に基準財政需要額算定外に特別な交付税措置なのかお伺いします。そして、整備が令和3年度から始まるということですが、当初予算には計上されておられません。予算計上はどのようになっているのかお伺いします。

最後に押印の廃止に関してですが、やはり昨今の新聞発表でもあります。滋賀県はもとよりいろんな各市町で実施をされています。そういったことで、やはり新型コロナ禍のもとで、書面主義、押印原則、対面主義が課題となっており、これらをやっばり脱却するためにも押印の廃止を進めていただきたいと思います。このことが住民の負担軽減や事務の効率化につながるものと思っております。そういったことで現在、本町における押印を必要とする行政手続書類は、きちっと出なくても結構です。大体何件程度かお示しをいただきたいと。また、押印廃止が可能と見込める行政手続書類は何件程度あるのか、そのこともお願いをいたします。

これで再質問を終わります。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 今ほど再質問をいただきまして、かなりですね、いろんな御質問をいただいております。それぞれにお答えをさせていただきたいと思います。私が担わせていただく部分、また担当課からお答えさせていただく部分、あるかとも存じます。

「当分の間」ということについての御質問をいただいております。この点、繰り返しにもなっておりますけれども、平成15年12月の秦荘町・愛知川町合併協議会において、近隣で合併を検討されている市町が10年程度で庁舎を一本化することを想定して、「当分の間」とされていることを参考にされ、また、これで参考にしての議論をされた上で合併協定書に「当分の間」を追加されたものでございます。

今ほど徳田議員から、意識の醸成ということをおっしゃっていただきました。これが記されているということでおっしゃっていただいておりますが、合併協定書にお

いて、庁舎に関して文書化されたのは、正しくは「当分の間」のみであり、「意識の醸成」は文書化されておられません。住民感情が整ったと判断されているのかということでございますけれども、今回、町の方針案をお示しし、住民の方から直接進めるべきだと、また取組自体が遅過ぎたぐらいだというような御意見も実はかなり多くお伺いをしているというところもでございます。繰り返しになりますけれども、合併して16年目、これまでの様々な取組を通し、1町としての住民感情が醸成されており、今後さらに深めていかなければならないとの強い思いでございます。

---

**○議長（河村善一君）** 暫時休憩します。

休憩 午後1時41分

再開 午後1時45分

**○議長（河村善一君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 今、休憩中に少し御指摘をいただきました部分でございますけれども、改めて発言させていただきます。

健康福祉拠点施設の増築の部分でございます。ここに関しましては国の次世代育成支援対策施設整備交付金として約800万円を予定いたしております。

**○議長（河村善一君）** 経営戦略課長。

**○経営戦略課長（生駒秀嘉君）** それでは、続きましてお答えをさせていただきます。

まず、分庁方式をどのように認識されているのかというお問い合わせですが、地方自治法第4条第1項におきましては、「地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。」とされております。この規定を受けまして、愛荘町役場の位置を定める条例第1条において、「地方自治法第4条第1項の規定に基づき、愛荘町役場の位置を次のとおり定める。」となっております。滋賀県愛知郡愛荘町愛知川7番地となっております。また、条例第2条において、「愛荘町役場の庁舎の位置は、次のとおりとする。」とされております。愛知川庁舎と秦荘庁舎、いわゆる分庁方式を定めるものということで認識をさせていただきます。

次に、ハードありきで進められ、ソフトがついてこないのは疑問である。どうい

考えているのかというところでございます。支所において住民サービスの充実を図るために、現在、秦荘サービス室で取り扱っている業務は139件に173件の業務を追加いたしまして、計312件となる見込みでございます。今後、町の方針を定めまして、改修等の整備を行い、支所としての業務を開始するまで一定の時間を要することになりますけれども、諸業務の開始時には適切かつ円滑に事務処理を行えるよう、事務処理の流れ、確認事項など整理をさせていただいて、マニュアル整備を行う予定をさせていただいております。また、その過程で、さらに取り扱うことが可能な事務がないか、また、より住民サービスを充実させる観点から支所業務の精査を行うこととしておりまして、未定となっている部分につきましてはそういう意味でございます。

次に、移動に多額の経費が発生するとの答弁と矛盾しないかという部分でございますけれども、住民サービスの充実を図るために、秦荘庁舎の体制を現在の秦荘サービス室より充実させているものでありまして、その経費は生きた使い方でありまして、庁舎間の移動に多額の費用が発生するという生産性のない経費を削減していくという考えと何ら矛盾するものではございません。

次に、秦荘支所に移譲する事務312件について、今後精査することですけれども、支所で関係するものは何件程度あるのかという部分でございます。繰り返しになりますけれども、今後精査することにつきましては、支所業務の開始時に適切かつ円滑に事務処理を行えるように、事務処理の流れや確認事項などを整理させていただいて、マニュアル整備を行う予定をしております。その過程でさらに取り扱うことが可能な事務がないか、より住民サービスを充実させる観点から支所業務の精査を行うということでございます。

支所で完結する件数を御質問いただきましたけれども、先ほど未決定のものという御指摘をいただいた直後でございますけれども、あえてお聞きいただいておりますので申し上げますと、約100件ぐらいを見込んでいるところでございます。

次に、地方債の償還に対する特別交付税措置はあるのか。また、道路・河川・下水道施設等の長寿命化工事により財政に与える影響はどうか。予算の計上はどう考えているのかというところでございます。市町村の庁舎等の整備につきましては、市町村の自己負担等が原則となっておりますので、基本的には5年にかかってきます地方交付税の措置はございません。

あと、重要な課題を補正予算で計上することは地方自治法に定める予算主義の原則

に反するのではないかというところでございますけれども……。ちょっとすいません、  
暫時休憩。

---

○議長（河村善一君） 暫時休憩します。

休憩 午後1時51分

再開 午後1時52分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） 予算計上はどう考えているかという部分でございますけれども、庁舎整備に要する予算計上につきましては、住民の皆さんから意見募集を踏まえまして、町の方針を定めて実施設計書を作成をさせていただきまして、必要経費を積算でき次第、補正予算をお願いする予定でございます。

それと、押印廃止に関する件数でございますけれども、これについては、現時点において把握しているところによりますと、押印の必要がある様式を定めている規則要綱につきましては約300件ございますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○議長（河村善一君） もう時間が来ております。

最後に一言だけ。

○9番（徳田文治君） 議長にお許しを得て、ありがとうございます。

私、この前、全員協議会でも申し上げていましたように、やはり当初予算にこういう庁舎の問題の配置の最適化、具体の方針、やっぱり考え方も述べられていますし、そこだけがブランクになっています。やはり総計予算主義の原則、地方自治法210条にあります。会計年度における一切の収入、支出は、全てこれを歳入歳出予算に計上して執行しなければならないと、こういうことがありますので、最後これだけ、もう一度御答弁できたらありがたいです。

○議長（河村善一君） 副町長。

○副町長（石田政則君） ただいま地方自治法に定める総計予算主義の原則に反しないかという趣旨で御質問いただいた件でございます。ちょっと誤解があるようですので、条文のほうもちょっと詳しく説明のほうをさせていただきたいと思ひます。

地方自治法第210条で総計予算主義の原則というのが定められてございます。そのこの条文の趣旨といいますのは、一切の収入及び支出は、全てこれを歳入歳出予算に計上しなければならないということを定めるものであって、補正予算に関して定められているものではございません。補正予算に関しましては、同じく地方自治法の218条、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を議会に提出することができるというふうに定められておまして、地方自治法上も想定されているものであり、何ら問題はないというふうに考えてございます。

**○議長（河村善一君）** 時間が参りましたので、これで終わります。

---

**○議長（河村善一君）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後1時55分

再開 午後2時05分

**○議長（河村善一君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 西澤桂一君

**○議長（河村善一君）** 一般質問を続けます。4番、西澤桂一君。

**○4番（西澤桂一君）** 4番、西澤でございます。私は、一般公共施設の集約化と、そしてから、愛荘町舎の有効活用、そしてコロナ対策、SDGsの4点についてお尋ねをしたいと思います。

最初に、庁舎等公共施設の集約に当たっての基本的な姿勢についてお尋ねをいたします。町民に対して、行政と議会がしっかりと検討し、その結果を示していく。そして、町民の意見を聞き、よりよいものに仕上げていく。特に、施設の集約化は行政サービスの低下を伴うものであること、けれども、将来を見据えたとき、どうしてもやらない問題であること、生じる痛みに対してはできる限り少なくなるように努めることなどを町民に理解してもらおう。これが庁舎等公共施設の集約に当たっての基本的な姿勢であると考えております。公共施設の集約もまだ長に就いたばかりであり、これからが本番であります。公共施設の集約に係る基本的な姿勢について、町長はどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 庁舎等公共施設の最適配置については、住民の皆様と情報共



有し、御理解をいただき進めていくことが重要であると考えております。累次の委員会の議論、答申及びそれに基づく計画等を広報などで御報告しておりますが、その中で方針が未策定であった9施設に関して、昨年8月5日に愛荘町庁舎等のあり方検討委員会から行政機能の配置の最適化に向けた具体の方針案についての答申を受け、このほど町としての方針案を取りまとめたところです。町の方針案については住民の皆様へ直接御説明し、御意見をお伺いしたいとの思いから、住民説明会の開催を予定しておりましたが、コロナ禍における現下の状況を踏まえ、より丁寧に御報告できるという点から、議会の御意見もいただき、説明会に代えて説明資料と意見募集の依頼を住民の皆様へ各戸配布させていただいたところです。

また、住民の皆様には分かりやすくこの方針案にどうして取り組まなければならないのか、9施設がどうなるのか等についてしっかりと御理解をいただくため、町長メッセージ動画も作成いたしました。この動画に関しては資料だけよりも分かりやすいとの反応をいただいております。住民の方や議員各位、各種団体等からいただいた御意見をしっかりとお伺いし、方針に反映させるとともに、町の考え方を丁寧に説明し、今後も引き続き御理解を賜っていただけるよう取り組んでまいります。

**○議長（河村善一君）** 西澤君。

**○4番（西澤桂一君）** ありがとうございます。ただ、私は今のを聞いておりますと、今までの経過の説明やというふうに思うんですよ。ほんで、もっと大きな視野から、これをどのように捉えておられるのか。基本的なところをやっぱりお伺いしたいというように思っているわけです。

例えば、私が思っておりますのは、公共施設の集約化といいますのは、単に建物の集約を図ることだけではなくて、このことを通じて新しいまちをつくっていくんだ、まちづくりの基本は住民参加なんです。ほんで、住民にとって暮らしやすい町とはどのような町なのか、どのような町にみんな住みたいと思っているのか、その思いは住民一人一人が違うと思います。そのために、いかに住民を巻き込んでいくかが基本、ここが一番大事だというように思っております。そういった中で、やはり住民の持っている痛みも感じると、共有もできると、こういうことになってきますから、やはりそのところはしっかりと見ていないと、単に今までの経過がこう来ているからということでは、少し私は違うと。ほんで、今の回答をいただきましたけども、どうも町長や担当者の方々は頭で理解をされていて、実際、現場からの発想が少しないんじゃない

ないかなと、こんなように思います。ですから、このまま進めていくということになりましたら、こうやって手順を決めているよと、だから、町が手順を踏んでやってんねやから、この方針に従えと、こういうようなことを結局のところは住民に言うことになってくるのではないかなと、こういうふうに私は危惧をしております。今日もいろいろの議員からこのことに対して、やっぱりこの質問がありました。これを通じて感じますのは、やはり、そういう手順をしっかりと踏んで、決して庁舎には反対しているわけではないんです。しっかりと住民の意見を聞いて、しっかりとしたものをつくっていかうと、それでそれを我々の行政サービスに還元してほしいと、そういう思いを住民の方は持っている。だからそこを見て、しっかりやっぱり取り組んでほしい、そういうことだと私は思うんです。もう一度、町長、私の今の再質問の問いにはどう感じられますか。お尋ねいたします。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 西澤議員がおっしゃってくださっているところは、本当に昔からそうなんですけれども、いなべ市のこともおっしゃっていただいていたね。やはり、町としてのわくわくするような、住民の皆さんがビジョンということも持てるということが大変重要だとも思います。

今回の部分、意見に関して、特に住民の皆様、本当に議会の先生方も確かにコロナということがあってということで、各戸のほうに配布してほしいというこの御意見もいただきました。私もそのことによって、通常の住民説明会、これは本当に、それぞれの住民の方と私も直接に御報告もしたいし、御質問も受けてその場でということも当然思ってもおりました中でだったんですけれども、今回この手法という形の中で、より、じゃあ住民説明会には本来行くということとはなかったけれども、これであれば、なるほど町ということはこういうことを考えておるのかと。また、そこにQRコードということもついていて、これが動画であるのかと。今までやったことなかったけど、なかなか面白いじゃないかと、有村が言っていた、町長が言っていたのはこういうことなんだということの理解も随分進んだというお声も実際のところかなり頂戴しています。ただ、先生方、私がお出会いする方とまたちょっとずつ違うので、それはちょっとずつ受ける意見も違うというふうには捉えますけれども、そんな部分に関してはより広く、多くの方に今回、町の取組ということが各戸配布という中で届いていった。また、それに関して町のほうも意見の募集をしておるんだということが

かなり認知、認識をいただけたというふうにも思っております。その部分も含めて、住民の皆様の御意見、2万人の方が寄せてくださるというわけではないんでしょうけれども、より広い御意見を今、いただきながらでございますし、そういう御意見をしっかりと今後も反映をしていきたいというふうにも、いろんな視点を入れ込んでいきたいというように思っております。

**○議長（河村善一君）** 4番、西澤君。

**○4番（西澤桂一君）** 町長、そうなんです。それは2万人が皆、同じ方向を向けて、そういうことはそうないですよ。けれども、最大公約数でこっちを向いてくださいというやっぱり施策が要るんです。みんな、一人一人の思いは別やから別々の意見でええわ、そんなんではなくて、町と議会とが一生懸命練ったやつを住民の皆さんに示して、こういうことでという理解を求めていく、理解を求める、その基本だけをしっかりとやっぱり持つといてほしいと思うんです。

次の質問に行きます。庁舎等公共施設の集約について、さきの定例会の質問で、あり方検討委員会で一定の方向が示されたが、最終的に決定するのは、今言いました行政及び議会であり、それだけの責任感を持って事に当たらなければならないと私は質問いたしました。これに対して町長も、答申を尊重する中で長期的な視点を持ってまちづくりを考えることは、行政、議会に必要であると回答をされています。そのためには当然、判断材料となる情報の提示、共通認識が必要です。しかし、現実に議会に対して積極的な情報の提供が行われていません。全てが定例会や議員全員協議会で質問して初めて明らかにされたものであります。これではお互いの信頼関係はなかなか構築していくことができないのではないのでしょうか。これは今後も引き続き課題でありますから、この際、これについて町長のお考えをお尋ねしておきます。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 町では、愛荘町庁舎等のあり方検討委員会から行政機能の配置の最適化に向けた具体の方針案についての答申を受け、町としての具体の方針案を策定させていただき、議員の皆様に御説明をさせていただいてきております。その後、住民説明会の開催が必要であるとの判断から、住民説明会用資料についても作成をし、案を作成できた時点で議会全員協議会において御説明させていただきました。また、集約にかかる削減費用や増改築費用については、議員各位からの御意見を踏まえてレイアウト等を変更しながら、設計会社とも調整を図りながら積算を進め、御説明させ

ていただいているところでございます。議会への情報提供や資料提出についてはしっかりとした根拠が必要であり、お示しした金額等についても慎重に進めさせていただいたことから、一定の時間を要したものでございます。議会との共通認識は重要なことであると考えており、大事なこの件に関しては幾度も全員協議会を御開催いただき、御説明させていただいたところであり、今後においても必要となる情報の提供等についてはしっかりと行ってまいりたいと存じます。

**○議長（河村善一君）** 4番、西澤君。

**○4番（西澤桂一君）** ありがとうございます。再質問いたします。

私が申しあげましたのは、これはもう本当に当たり前のことを聞いているわけなんです。しかもこのことは今回が初めてじゃなくて、今までにも何回も申しあげていることなんです。ですから、私の立場からすれば、何で今までそういうことをまた改めて言わんならんようなことをされているのかというような思いがあるんです。大切なのはやっぱり実行面でしっかりとやっていただく。

例えば最近の例を取り上げて申しあげますと、2月12日の全員協議会でも話をいたしましたけど、1月8日の全員協議会で庁舎等の集約化に伴う経費を尋ねました。ところが、1月18日に回答する。1月18日の全員協議会では、実態が把握できていないので算出してない。ほんで、2月5日の全員協議会でも回答はなし。2月12日になってやっと回答があったと、こういう、非常に不誠実なんですよ。もっと誠実さがあつたら、しっかりとやっぱりそのときに対応すべき。ほんで、これもこちらが督促して、いろいろ質問したりというような状態なんです。しかも、2月12日、最終ですけども、町民宛てのこの説明会資料ももう既に印刷済みなんですよ。そのときに議員から意見を言いましても、もう印刷済みですからということで全く取り合ってもらっていないと。私はこれで信頼関係が本当にできるのかなと、こういうように思っています。悪く言えば、議会をこれは無視されているなど、こんな思いも持つときがあります。

やはり今ほど、私は、議会と町長との距離をもっと縮めなあかんとときやと、そういうように思います。これが単なる私たちの間だけじゃなくて、一番被害を受けるのは町民なんです。さっきから言っていますように、我々がここでやっているサービスは全部町民に反映することをやっているわけです。それがしっかりとできなかつたら、やっぱりそこに被害を受けるのは町民になってくるんですよ。そのところの基本を

やっぱりと理解をして、お互いの要するに主義主張をぶつけ合って、よりよいものにしていただくと。そういう姿勢をつくっているのは議会側じゃなくて、私は町長はじめ執行部側やと思うんです。きちんと要するに対応してこない。質問にも答えてこない。私がやはりそういうことを指摘しますと、その理由を正当化するばかりやと、弁明ばかりやと、そういうようにも受け取っております。さらに一步突っ込んで言いますと、町長の周りに、そういう物事をきちんと判断できるような人材がないのかと。町長にそれを受け入れる雰囲気はないのかと、こんなことまで推測しなければならぬ状態になってきております。先ほどの繰り返しになりますけど、しっかりと行政サービスができるものをつくっていかうと、こういうことで、一番の大事なことですから、やはりその議会と町との距離をしっかりと縮めて、共同歩調でやっぱりやっていくべき。改めて町長にこの点についてどう考えておられるかをお尋ねしたいと思います。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 今ほど西澤議員おっしゃっていただいた部分、本当に共感する思いで、いつも拝聴を实はしております。議会の先生方、また私もしっかり連携をしながら事業に当たって行って、それが施策となって、住民の皆様生活により入っていくという展開をされていくというものでございますので、信用、信頼関係をしっかりと構築をできるように、適切な情報ということを常に共有をさせていただきながら進めてまいりたいと本当に思っております。

**○議長（河村善一君）** 4番、西澤君。

**○4番（西澤桂一君）** ぜひとも、言葉ではなくて実行面でそれを表していただくようお願いしまして、次の質問に移ります。

予定されておりました住民説明会が1月23日、24日は延期、2月13日、14日は中止、その挙句が文書を各戸に配布し意見を求めるというものです。中止の理由として、国の緊急事態宣言が3月7日まで延期され、町政においても最も重要な課題はコロナ対策であると説明をされました。当然のことだと思います。今までの流れから、町長の考えは第1が庁舎等の集約化であり、コロナ対策は第2以下であると思っております。その考えが、単に住民説明会を中止するための方便ではなく、心からコロナ対策を大事と考えておられるならば、住民の命と生活を守ることに集中すべきであり、そのことを町民に明確に示すべきです。町民の一番の関心はコロナにあります。

す。庁舎等公共施設の集約は一旦立ち止まるべきと考えますが、このことについて町長のお考えをお尋ねいたします。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 町行政をお預かりする中において、住民の財産、生命をお守りすることは最優先課題であると考えております。その中において、新型コロナウイルス感染症への対策については優先して取り組んでいるところです。また、庁舎等公共施設の最適配置についても、旧2町から受け継いだ多くの公共施設の今後における更新費用や維持経費の将来負担の増加、少子高齢化等による予算の制約などの状況下においても住民サービスの維持向上を図るため、早急に着手し、実現すべき重要課題であると考えております。このコロナ禍においても、未来に向けての必要な取組は前進させていくことが肝要であり、住民の皆様の御理解を得ながら、将来世代に負担を先送りすることがないようスピード感を持って進めていかなければならないと考えております。

**○議長（河村善一君）** 4番、西澤君。

**○4番（西澤桂一君）** コロナが終息する中でもという話ですけど、これが2年も3年も終息しないというんじゃないかと、やはり接種が始まればある程度の方向性も出てきますから、要するに時間の問題やと思うんです。ですから、それだけの時間も急いで庁舎等を進めなならんのかというのは、どうしてもそこは納得ができない。住民の皆さんに今はコロナが大事だから、コロナしっかり取り組みますよという姿勢を示したほうが私は必要なのではないかなと、こういうように思っております。

ほんで、再質問になるんですけども、1月20日の全員協議会におきまして、2月13日、14日に延期すると発表されましたとき、私はまだ時期が早いのと違うかと、東京都もまだ発令中ですから、もう少し慎重に判断すべきではないかと、こういうような意見を述べたと思います。これに対しまして町長は、人によっても判断は違うと、こういうような拒否のされ方をされました。それはそれぞれの判断ですが、ただ、その結果が今回の事態に至ったわけです。住民説明会の開催を再三督促され、開催日が決まれば延期、そして中止、挙句の果てが文書で説明すると。これですと、やっぱり町長にとっての一番の課題は庁舎にあるのかなというように思うわけでありませう。やっぱり住民の皆さんもその辺りは非常に敏感でして、きっちりとその辺りは見ておられますし、そしてから、何やこれ、ころころころと方針が変わっていくの

はというような運営のまずさというのにやはり嫌気が差してきているというように私は今、感じております。やはり町長のこの政治判断が主な要因だろうと思えますけども、この時期に、先ほども冒頭言いましたように、今すぐやらなければならないという理由はないと思います。確かに財政的なものとかそういう面はありますけれども、例えば1年ほど遅れたところでどれほど大きな影響があるのかと、逆にそのような質問が飛んでくるんじゃないかなというような事態であると思っております。手順をしっかりと踏んでいく。行政のころころころころ、コロナが要するに影響するとは言いながら、あまりにもその手法によっては判断が少し間違っている部分があるんじゃないかな、こういうふうには私思っておりますので、町長、その点、どういうふうに感じておられるのか。やっぱり一旦は立ち止まるべきではないかなと、こういうように思いますが、改めてその点をもう一度確認させていただきます。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 御質問いただきまして、ありがとうございます。様々ですね、置かれている人生のステージであったり、状況であったり、お立場であったり、歩んできた歩みで歴史があったりということに基づいてですね、1つの事象に対していろんな捉え方があるということは、西澤議員も先ほど、これとは違うことでございますけれども、人それぞれであるということはおっしゃってはいらっしゃいました。そのとおりであるなというふうに私も思いながらでもございます。

今回のこの方針なんですけど、全ての根底にありますのが、住民サービスの維持向上のためにということ根底に、私、しています。ですけどゆえになんですけれども、今ありますこの建屋としての庁舎、それぞれ公共施設ございますけれども、住民サービス、今御利用いただいているものに関しての低下ということを当然しないと、させないということを前提としております。これは秦荘の庁舎ということ、支所ということでございますけれども、これに関しても現在、秦荘サービス室で取り扱っている事務よりもはるかに広い事務を実施して、そこで申請であったり受理をしていただいて、また請けていただくということまでも当然できるようになってまいります。また、それぞれの区長様であったり住民様であったりというのが、この16年間の中においても、これに関しては「すみません、せっかくお越しいただいたんですが、こっちなじゃない庁舎なんです」というシーンが非常にあります。これは今回、実際、意見募集の中でもよく目にする御意見でもございました。そういう点におきまして、今後さらに私た

ちが資質を厚くしていかなければならない政策課題というのが大変、出てきます。特に福祉分野含め、教育含め、その点において、このハードということ、あればあるだけやはりお金が当然出ていきます。

皆さんも御記憶に新しいところだと思いますけれども、プール、今ほど、3年ほど前に改修しました。このプールの改修に充てたのは3億2,000万円です。ハーティセンターの音響と屋根の改修をしました。これ、1億5,000万円かけています。愛知川の公民館、これも40年たっていて、担当課から報告も来まして、つるしの機構が老朽化しておるので、この辺りに補修が必要だと。その見積りはお幾らぐらいだと、200万円とかそれぐらいですか。伺うと、2,000万円です。例えば体育館1つでもそうでございますが、水銀灯が5つ切れていました。この水銀灯、直すのに1個2万円か、1玉2万円か3万円か15万円か直せるかと思いましたが、その5灯を直すのに足場を組んで全部で90万円かかるんです。そういう点では、一日一日、公共施設、大変私たちは受益をしてきた大事なものでございまして、愛着も当然あるんですけれども、ただでさえこれから更新期を迎えていくときに、この課題に向き合わずにはおられないということ、これは先生も含めて共有をしていただいている危機感だと存じます。

私もその世代でございます。先生方もその世代でいらっしゃると思いますけれども、200万人の出生が当時はありました。2019年に生まれている子供は86万人だけです。そういう点において、一日も早くこれから社会を担っていただく世代が、しっかりとこの愛荘においてこれからも家庭をしっかり築いていこうと思っただけの愛荘の町を一日も早く築いていく、その道筋をしっかりつけていく責任を私たちは負っているという思いで、私はこの方針案をお示ししております。

**○議長（河村善一君）** 4番、西澤君。

**○4番（西澤桂一君）** できれば、議会でこういう調子、お互いにやり取りじゃなくて、本当を言えばそういう思いを持っているところを、もう少しぶつかれば本来は設定できるといいのになと、こんな思いで今も聞いておりました。町長の思いも一応理解はさせていただきます。

じゃあ、次の質問に移ります。住民説明会資料において、それぞれについて町の方針が示されているが、いずれも利用者や町民の意見を聞かずに決められたものです。当初の住民説明会は延期され、延期となった説明会も中止となりました。それに代わ



る説明資料を各家庭に配布されましたが、具体的な説明はなく、住民の理解は十分に進んでいないと思います。やはり住民との直接的な質疑があって理解が進むものだと思います。実施工程表は絶対的なものではなく、拘束される理由はありません。新型コロナウイルス感染が終息した段階で、具体的な内容を示して再度住民に説明する必要があると思いますが、このことについてお尋ねをいたします。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 西澤議員、先ほどもありがとうございました。

今回、私から直接住民の皆様にご説明するため、説明会を実施する運びで事務を進めてまいりましたが、コロナ禍における現下の状況を踏まえ、より丁寧に御報告できるという点から、議会の御意見も踏まえ、説明会を中止し、議会からも御提案いただいたように、住民説明会に代えて住民の皆様にご説明資料と意見募集を各戸配布することとさせていただきます。意見募集で住民の皆様からお寄せいただく御意見を真摯にお聞きし、反映できることは反映し、御理解いただかなければならないことは御説明した上で町の方針を定めることを考えており、改めて住民説明会を開催することは考えておりません。しかしながら、行政機能の最適配置を実施していくに当たっては、地域情報をより捉えてくださっている区長総代さんとお出合いできる区長総代会など、あらゆるチャンネルを活用し、住民の皆様にご直接お話をしながら丁寧に進めてまいります。

**○議長（河村善一君）** 4番、西澤君。

**○4番（西澤桂一君）** 今のお答えに対しまして質問したいと思います。庁舎をはじめといたしまして、これらの施設は本当に住民のための施設なんです。住民の税金を使って施設の集約化をするものであります。ですから、やはり私はあくまでも住民の声を聞くのは当然であるというように思います。説明会をしないで資料を配っているとかいろいろとおっしゃっておられますけども、これはやっぱり一方通行の話なんです。住民の声をやっぱり聞いて、その場で質疑をしてというのであれば理解は深まっていますけども、なかなか資料の中で理解をというのは、これはもう難しいというように思います。逆に言いますと、町長がこう決めたから、先ほども言いましたように、こういうように従えというように私は言っているのと同じことだというように思います。やはり町政と申しますのは、住民の生活に一番近い政治なんです。ほんで、国の政治とも県の政治とも違います。住民の生活そのものを本当に毎日毎日抱えてい

るのが町政のところであると思いますから、やっぱり国と県の視点じゃなくて、町の視点としてのをしっかりと持つということが大事なことだろうと思っています。

ほんで、いきいきセンター、愛の郷にいたしましても、これはもう令和4年度からなんですね。公民館等に至りましては令和5年度から設計にかかるというようなことでもありますから、これは十分に時間があるわけなんです。この間に事情の変化等もあろうと思いますから、ここで、説明会を絶対しないんじゃないかと、やっぱり少しは、その方向は、庁舎等につきましては時間がないというのであれば、それはそれなりに理解いたしますけども、今申しましたあとの施設につきましてはまだまだこれから時間があるわけなんです。それについては当然に説明会を私はすべきであると思いますので、再度その点を確認させていただきます。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** お答えを申し上げます。先ほど実は答弁をさせていただいております部分と繰り返しにもなっておりますけれども、今回の方針ということに関しての改めての説明会ということは考えてはおりませんけれどもですね、この様々な行政機能の最適配置を実施をしていくに当たっては、やはりいろんな団体様の思いというところ、また、「なるほどなるほど、そこに関してこうしたほうがよりより皆さんの御意向ということを踏まえられますし、実現できますね」というようなコミュニケーションは、これからの時間をより有効に活用しながら取って、その機会をつくれるというふうにも思っております。この部分に関しまして、特に御利用いただいている団体様等々に関しては担当課がしっかりコミュニケーションを取っております。その中で、今回の方針にももちろん反映をしているというところでもございますけれども、今後の実施のフェーズにおきまして、住民の皆様と私もいろんなチャンネルがございますので、そういう部分では、お話ということは当然これからも重ねていきたいなというふうに思っております。

**○議長（河村善一君）** 4番、西澤君。

**○4番（西澤桂一君）** ありがとうございます。よろしくお願いします。

それで、次に担当課長にちょっとお尋ねしたいと思うんです。意見募集があしたまでということとなっておりますね。途中経過になると思いますけども、現在の把握されている、日現在で結構ですから、何件のこの募集が、意見募集がありまして、そしてから、できればどの程度分析されているのか分かりませんが、4小学校区別に

見た場合に、どの程度の件数、あるいは庁舎、公民館、福祉センター、こういった区分でどのような意見が出ているのか、把握されておりましたらお願いしたいと思います。

**○議長（河村善一君）** 経営戦略課長。

**○経営戦略課長（生駒秀嘉君）** 今ちょっと現在把握させていただいている部分でございますけれども、全体で今、28件の要望をいただいているところでございます。以上でございます。

**○議長（河村善一君）** 4番、西澤君。

**○4番（西澤桂一君）** 先ほど町長が内容的にはどうなのがありますよという説明をされてましたから、もう少し詳しくお願いします。

**○議長（河村善一君）** 経営戦略課長。

**○経営戦略課長（生駒秀嘉君）** まだちょっと取りまとめのほうはさせていただいていないんですけれども、様々な御意見がございます。庁舎についての反対的な意見もございまして、賛成的な意見、それとか、細かな部分もございまして、あと全体的な方針の案の部分でございまして、先ほどからございましていきいきセンターとか愛の郷、社協の関係の部分も含めてですけれども、そういったところで御意見がございます。以上でございます。

**○議長（河村善一君）** 4番、西澤君。

**○4番（西澤桂一君）** 町長に、今の課長の意見を踏まえまして、ちょっとお尋ねするんですけれども、この意見に対する個別の回答はしないと、こういうようなことを言っておられますけれども、先ほども言いましたように、お互いに質疑を繰り返してというようなことから考えてみますと、これはどういような質問があったのか、そういうところを、やはり町に都合のいい部分のみを取り上げるというような疑惑に答えるためにも、個々に回答しなくても、全体としての回答書を作って、こういうような意見がありまして、こういうように考えますと、こういうことは町民に報告すべきだろうと思いますが、これについてはどういふうにお考えになりますか。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** しっかり当然に、お答えをしていくということで捉えております。

**○議長（河村善一君）** 4番、西澤君。

**○4番（西澤柱一君）** それでは次に、秦荘庁舎の利活用についてお尋ねをいたします。

本年1月18日の全員協議会におきまして、秦荘・愛知川庁舎の総合化に伴う庁舎のレイアウトが示されました。私は従来から、庁舎の一本化を進める場合、愛知川庁舎の整備と秦荘庁舎の利活用をセットで取り組むべきだと申し上げてきました。先ほども町長からおっしゃっていただいたとおり、9月の定例会では、いなべ市のにぎわいの杜と庁舎を拠点にしたまちづくりとか、あるいは東近江市の道の駅、永源寺溪流の里などの事例を挙げて、秦荘庁舎の利活用を強く求めてまいりました。これに対しまして町長は、有効活用、利用は大切なことであり、その方向で考えていくと回答をいただいております。しかし、全員協議会で示されましたのは、1階に支所、会議室、4室の貸付団体を、団体の貸室を、2階に防災倉庫を設けるというもので、庁舎の半分以上が空き室でそのまま放置するというものであります。1階の町民ホールの活用に至っては考えていないという、非常に冷たい返事もいただいております。議会という場での回答は非常に重いと思っております。このような回答では誰も有効な利活用策が示されたとは思いません。最近に村西議員のほうからも郵便局とか、あるいは介護施設云々との質問も、多くの利活用についての提案がありました。私ももっと真剣にいろいろと考える余地はあると思うんです。やっぱり併せまして、この地方自治といいますのは、町長と議会というこの二元代表制によって成り立っています。議会の議論を通じて政策を高めていくと、町民のための施策を練っていくというものですから、その場逃れの答弁に終われば、これは議論が深まるどころか、議会のチェック機能も、要するに見据えたものとなりますので、やはり議会における回答の重さです。そして、二元代表制に対して、しっかりとその理解をお願いしたいと思いますが、町長はこれに対してどのように考えておられるのか、お尋ねをしたいと思っております。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 9月議会で答弁をいたしましたとおり、秦荘庁舎の有効活用は大切なことであり、現在検討をしているところでございます。コロナ時代に合致した新たな仕事、生活のスタイルに社会の関心が高まる中、新たな生活様式の中で人と人との交流を促し、まちのにぎわいを創出できる場所としての活用という視点も含め検討しているところです。これまで議員各位からいただいた御提案、さらに今、住民の皆さんの様々な視点からお寄せいただいている御意見や御提案を参考にしながら、

町としての方針を取りまとめてまいりたいと考えております。

**○議長（河村善一君）** 4番、西澤君。

**○4番（西澤桂一君）** ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。ただ、これは具体的にはいつをめぐりにお願ひできるのか、その点を確認いたします。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 時期等というところでございますけれども、今日、あしたでございませぬ。意見募集を実施しております。その中にもいろんな要望というようなところも含められておりますので、様々その部分を検討しながらまいりたいと思ひます。スケジュールに関して、時期に関してというところに関しましては、恐れ入ります。現段階においてこのようにというところを御報告できるところではございませぬ。

**○議長（河村善一君）** 4番、西澤君。

**○4番（西澤桂一君）** 少なくとも今年度中には方向性は示していただけますか。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** すぐにとということではいろいろと申し上げたいというところもございませぬけれども、時期も含めて改めて御報告をさせていただきたいというように存じます。

**○議長（河村善一君）** 4番、西澤君。

**○4番（西澤桂一君）** 次の質問に移ります。庁舎に関しましては、本庁舎となる愛知川庁舎の在り方に多くの目が向いておりますけれども、本来はなくなる庁舎の在り方について考えることが非常に大事であります。民間では工場や店舗の統廃合はよくあることですが、その場合、引き揚げ方、廃止となる工場や店舗への対応に経営者の真価が問われると言われております。

新聞で知ったことでありますが、ある大手自動車企業が工場を閉鎖したとき、〇〇らしい撤退をする。すなわち、その工場で働いてくれた人、車を作るために部品供給をしてくれた人、車を買ってくれた人、全ての人に感謝すること。また、最後まで地域貢献について考えること。これにより、いつまでも〇〇のブランド力が維持されていることになると、このような新聞記事でありました。このことは庁舎についても言えることと思ひます。非常に町長にとっても大事な視点であると思ひますが、このこ

とについてどのように考えられるのかお尋ねをいたします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 恐らく同じ事案を取り上げた記事であるかと思いますが、私も同様の記事を拝見しており、大変美しい話だと感じたことがあります。今回の集約により秦荘庁舎は支所となり、庁舎の使い方は変わりますが、御利用いただいている住民サービスについては同様ではなく、今よりも御利用いただける幅が広がります。今回の行政機能の最適配置に取り組む目的は、より活気のあるまちとしてあり続けるためであり、当然に秦荘エリアにおいても活気があり続けることを考えてまいります。

○議長（河村善一君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 次の質問に移ります。愛知川庁舎が本格的に始動するのは、実施工程表から見ますと令和4年度に近いと思われます。それまでに約1年間の時間があります。秦荘庁舎の利活用について検討委員会を設けて進めてはどうでしょうか。町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 検討委員会の設置は考えておりませんが、秦荘庁舎の利活用についてはこれまで議員各位からいただいた御提案、さらに住民の皆さんの様々な視点からお寄せいただいている御意見や御提案を参考にしながら、町としての方針を取りまとめてまいりたいと考えております。

○議長（河村善一君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） それにつきまして再質問をいたします。以前にも申し上げましたけども、合併によりまして庁舎がなくなった町のほうがほとんど求心力を失いまして、地域自体が衰退している、これが現実であります。先に東近江市のケースとか、あるいは要するに甲賀市のケースとか、すみません、失礼しました。高島市のケースとかいうようなことを申し上げましたが、東近江市が身近な大きな合併をしておりますから、その状態をちょっと調べてみました。言えますのは、やっぱり合併効果を感じているのは旧の八日市市と副都心化が進んでる旧の能登川町だけでありまして、湖東町や愛東町では合併をして損をしたなと思っているような人がやっぱり多いように聞いております。愛荘町の場合は2町合併であり、1つの町としてまとまりのあるまちにするためにも、さきに勧められましたこの案では不十分ですので、ぜひとも先ほどの検討はよろしくお願ひしたいと思います。

ほんで、さらにこの東近江市を見てまいりますと、1市6町の大型合併でしたが、その現状は、建物が古く耐震化ができていない2役場については取り壊し、現在駐車場になっていますが、旧の愛東町役場については県の平和祈念館に、旧の湖東町役場については1階に1市6町を統合した商工会が入居し、2階、3階は公文書センターに、また、旧の能登川町役場は東近江市の第2拠点として位置づけ、災害時等の行政機能を持つものとして、1階に支所、2階、3階は新しく建設されたコミセンと連絡して、避難所、各種の講座、各種団体にも開放されています。また、旧の蒲生町役場は1階に図書館を併設し、2階、3階には町の外郭団体、各種団体の事務所を入れ、会議室を町民に開放しています。

このように、旧役場に人が集まるような創意工夫に努められております。加えて、私はもっと民間の力を活用した創造力を働かせるべきだと思いますが、町長は今の例をお聞きいただいてどう考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** ありがとうございます。様々、合併をされました自治体の中でいろんな御議論であったり、また、いろんな住民様の思いであったり、またそこに、よし、こういうことであれば私も手を挙げてみようというような有志の方々も当然おられたんであろうというようにも存じます。この庁舎のことにしまして、もちろん今回の方針の中でお示ししている部分はございますけれども、これにこの有効な活用という視点を私は当然入れていきたいというふうに思っております。また、これからも時間の経過とともに、様々な思いを持たれた方が「よし、我こそは」というところで町とも連携をしながら、よい事業がまたそこで始まっていくとかいうことを含めて、これはもちろん庁舎ということで今ほど西澤議員はおっしゃっていただいておりますけれども、この庁舎が確かに象徴的なものだというふうに存じますけれども、いろんな部分で町内の活気や活性化ということがなされれば、それで大変うれしいということでございますので、いろいろなお知恵、いろいろな主体ということが今後もまちづくりということの表情を担って参画いただければ大変ありがたいという思いでございます。

**○議長（河村善一君）** 4番、西澤君。

**○4番（西澤桂一君）** 次の質問に移ります。具体的な提案といたしまして1点、秦荘庁舎か秦荘保健センターを町立の診療所にすることはできないかと、こういうよう

に考えています。私の考える診療所は、町立とはいえ、医師や看護師など医療従事者の確保が非常に困難であることから、指定管理によるものです。東近江市では旧町に診療所がありまして、病床を持つ能登川病院、蒲生医療センターと、そしてから永源寺診療所、永源寺東部出張診療所、愛東診療所、鋳物師診療所、長峰診療所の1病院6診療所を指定管理とし、湖東診療所のみを直営で運営されています。近隣の医療関係者に協力をお願いすれば、可能性は高いと思います。町民の安全安心を確保するために、また集約化効果として町民の関心も高くなります。真剣に、前向きに検討していただきたいと思いますが、町長の考えはいかがでしょうか。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 秦荘庁舎の利活用の御提案をいただき、ありがとうございます。

まず、庁内の一般診療所については8医院が診療をされておられ、近隣には湖東記念病院、豊郷病院があり、先生方が地域医療をお守りいただいておりますことに感謝を申し上げます。また、町立の診療所を設置するとの御提案でございますが、イニシャルコスト、ランニングコストなどの費用対効果の課題、指定管理であっても医師、看護師の不足が続く中、引き続き地域の医療を支えていくことが課題になってくるといふふうに考えております。そのため、町としては様々な課題のある現状を踏まえると、町立診療所の設置ではなく、後継者の確保など、現在開業いただいている医院と連携し、継続して診察をいただけるようにする必要があると考えております。

**○議長（河村善一君）** 4番、西澤君。

**○4番（西澤桂一君）** 再質問をいたします。実は町長、私、平成26年の9月の定例会でもこの同じ質問をしているんです。そのときにいただきました回答が、やっぱり無理やと、お金がかかるので無理やというような話だったんです。そしたら、それからもう既に7年たっているんです。ほんで、8医療機関というのは変わらないんです。愛荘町の開業医されている先生方は、それだけ歳を取ってきておられるわけなんです。ほんで、それを見ておりますと、町内に住んでおられないという医療機関が半分ぐらいあります。夜になったら家へ帰る。そしてから、土曜日、日曜日、休日はいない。そうしますと、やっぱりそういうときの医療を誰が一体診るんやというのは非常に大きい問題です。8年間かかってきて、これは同じ答えなんです。一体何を考えてんねやというのが私の正直な思いなんです。



この2月19日の全員協議会のときでも、休日等急病診療業務について、医師高齢化や協力医師不足のため、彦根市医師会及び町内診療所から診療時間の短縮や休診等の要望がある。加えて、4月から開始される新型コロナウイルスワクチン接種、予防接種での出役があり、日曜日の診療は難しいと、こういう報告がされています。現に、やっぱり町内の夜間とか休日とか、あるいは家へ来ていただく、往診してもらう先生方とか、今回のコロナでも、接種計画を見ておれば、全部町内の開業医の先生をお願いするわけじゃないですか。豊郷病院や湖東記念病院の先生方に協力を求めているわけじゃないです。町内の医療体制が崩れかかってきたんと違うかと。ほんで、もっとやっぱりこの問題は、今日言うてあしたできるわけじゃありませんから、長期的なビジョンを持ってしっかりと取り組まなアカンのと違いますかと、今、これを言っているわけなんです。やはりそういう実態をしっかりと見てやっていっていただきたいと思いますが、町長、今おっしゃいました、現在開業いただいている医院と連携し、継続して診察していただけるように、このここが一番今、危機に、問題に直面しているということを言っているんです。ほんで、町長もそのところ、こういう回答をされているのであれば、じゃあこの現状をどう見ているのかということなんです。そういう現状をやっぱりしっかりと見ていただきたい。そういうことで、私はこれが1つのヒントにでもなればということで、町立診療所の話をしているんですけども、まあ別に町立診療所じゃなくても、やっぱりそういう考え方をしっかりと持っていないと愛荘町の医療というのは守れないと思います。そこをもう一度ちょっとお願いいたします。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 御質問いただきました部分でございますけれども、西澤議員は以前からこの部分に大変関心を持っていただいているということは、私も認識をしております。医療関係を担っております町内の行政機関のメンバーとも話をしながら、また、先生方のいろんな御意向というところも、実のところ拝聴をしながらということでもございます。町内におきまして、今、8クリニックでございますが、先生方が、以前ありましたその医療機関に違う先生が御入居というか引き継いでくださって、診療に当たってくださっているという実態もあります。それぞれの地域地域で歩んできた歴史ということがやはりあるんだろうなというふうには感じる部分もございまして、本当に感謝の部分でもございます。これを全部公的な部分で担うだけが解決策で

はないというふうに思います。公的な部分を設置するということが町内の、具体とすればそれは経営者でもいらっしゃるドクターの先生方でもございます。その部分と連携できる部分もありますし、もしかしたら民業の圧迫であるというところも、もしやすると出ないとは申し上げないというふうにも思います。そんな部分も含めて何か具体の打開であったり、ホームラン的なものが何かというところではないんですが、一つ一つ先生方とこの部分に関してはコミュニケーションを重ねているというところでもございます。

その上で、町内の8診療所を貢献いただけるドクターの確保も含めまして、町内での診療所を開業してもらいやすい環境づくりを検討していきたいというふうに考えております。また、湖東保健医療圏域内の医療機関との相互連携を今後も図り、広域で安心して医療が包括的に受けられる体制づくりを図ってまいりたいというふうに存じます。

**○議長（河村善一君）** 時間来ておりますので。

**○4番（西澤桂一君）** 時間が参りましたので、新型コロナウイルスに関してと、そしてから持続可能な開発目標と町政について、こういう質問を出させていただいております。非常に検討いただいた方々には申し訳ないんですけども、一応時間切れということで御容赦をいただきたいと思います。ありがとうございました。

**○議長（河村善一君）** 西澤議員の一般質問は終わりました。

---

**○議長（河村善一君）** ここで暫時休憩といたします。3時15分まで休憩いたします。

休憩 午後3時00分

再開 午後3時15分

**○議長（河村善一君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 辰己 保君

**○議長（河村善一君）** 一般質問を続けます。13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。一般質問をさせていただきます。今回は4項目それぞれ出して、一問一答でさせていただきます。

まず初めに、中学生の制服について質問を行います。ジェンダー問題は、国連を中

心に世界で重要視されています。日本でも女性差別撤廃に向けた運動が起こっています。昨年12月26日の新聞に東近江五個荘中、新年度1年生から制服刷新の見出しで、中学生の制服を男女ともジャケットに統一し、スラックスとスカートは個人で選択できることにしたと報道されています。さて、その記事を読んだ御家族の方から、小学生の子供は今までスカートを履いたことがない。だから、中学生になってもスカートを履きたくないと言い、新聞記事のように、愛荘町の中学でも同じにならないでしようかとの電話をいただきました。この少女は性的指向でスカートを否定しているのではなく、自分らしさからだそうです。確かに男だからズボン、女だからスカートと、性別によって服装の規定が違うことに生きづらさを感じる人が増えてきています。ルールだからとか女らしいからというのは、男の支配的発想です。ジェンダー、社会や文化によってつくられる性差を理解しようとしなないことです。五個荘中学での制服の在り方の捉え方は、生徒一人一人の自分らしさを大切にしたい視点だと思います。人権尊重を貴ぶ愛荘町でも検討すべきではないでしょうか。教育委員会としての教育方針並びに教育長のお考えをお尋ねいたします。

**○議長（河村善一君）** 教育長。

**○教育長（徳田 寿君）** ただいまの御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、ジェンダーに係る課題は大きな社会的課題であり、社会や文化によってつくられてきた性差を超え、自分らしさを大切にしていくことが求められております。近年では、性的マイノリティーに係る人権課題として、LGBTあるいはLGBTQIAと言われる人々の存在が指摘されており、日本では人口の8.9%、つまり約11人に1人が該当すると言われております。平成28年に出されました文部科学省の性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施については、性同一性障害に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが求められております。

こうしたことから、昨年より町内2中学校と連携し、制服改定検討のための協議を開始したところでございます。検討には、ジェンダー平等の視点はもとより、生徒が制服とはいえ自分らしさを表現でき、気候の変化等にも柔軟に対応できるよう選択の幅が大切であると考えます。現在、男女別制服1択から選択肢が増えるよう制服についての調査研究をしているところであります。昨年度におきましては、制服改定を予

定している学校に出向き、情報収集を行うとともに、スクールユニホーム展示会を視察したところでございます。身近な制服を題材にして人権問題を考えるよい機会であり、今後は児童、生徒、保護者、教職員等の意見を幅広く取り入れながら、ジェンダー平等を実現する制服の採用を検討いたします。その上で、子供自身が人権尊重の学校、園の主体者であり、自分らしさを大切にすることを重視しながら、本町の目指すべき教育の姿である「人が輝き 人が育つ 未来を拓く 愛荘の教育」をさらに進めてまいります。

**○議長（河村善一君）** 13番、辰己君。

**○13番（辰己 保君）** ありがとうございます。前向きにこの答弁を捉えたらいいんだろうというふうに思います。彦根市でも取り上げられ、また、高校でも取り上げてきているところが増えてきています。テレビでもこの問題は取り上げています。ですから、本当にいま一度、今年度中には、今年度やなくて、今年の12月までには結論を出していただけるのかどうか、前向きに検討するということですので、再度そこだけを確認させていただいておきます。

**○議長（河村善一君）** 教育長。

**○教育長（徳田 寿君）** ただいまの御質問にお答えをいたします。

検討の時期的なものかと思えますけれども、この検討につきましては、一番大事にしなければいけないのは、その学校の主人公であります子供たちでございます。子供たちからのいろいろな意見を吸い上げる、例えばアンケート等を取る必要もございます。それは中学生だけではなく、今後中学校に入学してくる対象となります、例えば6年生の子供たちとかいうところにもアンケートの幅を広げていくというふうなことも必要なこととなってまいります。また、保護者につきましても、どのようにお考えかということについても吸い上げる必要があろうかと思っておりますので、そうしたアンケートの実施の部分と、それから、あとは現実問題として、実際にある制服からどのようなものを候補としてリストアップしていくか、そういうことにつきましても子供たちの声を十分吸い上げながら、五個荘中学校の例もございませぬけれども、そこは丁寧にやっていく必要があろうかと思っております。ですので、その作業には、私はある程度の期間がかかるというふうに思っております。少なくとも令和4年度から早速その改定ができるかと申しますと、それはなかなか厳しいのではないかと。2年間ぐらいはかけて十分アンケート等による意見聴取、そして実際の制服をどのよ

うなものにしていくかについてのコンペと申しますか、そういうものも含めて進めていく必要がありますので、その辺り、拙速にならないように丁寧にやってまいりたいと考えております。

**○議長（河村善一君）** 13番、辰己君。

**○13番（辰己 保君）** 本当に自分らしさというその子供さん、要するに再来年度に、令和4年の4月1日からスタートというのは難しいだろうという言い方であったわけですが、じゃあ、求めてきたときに、子供が、それに対してどういうふうに答えるのかということが私はあると思うんです。ですから、1年間の間に一定の交通整理、制服ができるかできないかはあるかもしれない。でも、しかし、そういう求めてきた子供には対応できるような状況だけはつくっていただくということだけ申し上げて、次の質問に移らせていただきます。ごめん、用意しててくれたけどね。時間の都合があるもので。

次の質問に移ります。高齢者の外出しにくい実情と公共交通の在り方について。ある高齢者から、愛のりタクシーを使うのに、その停留所まで行くのにタクシーを使わなければならないとの話を聞かされました。具体的に言いますと、病院に行くのに我が家からタクシー停留所までは1キロほどある。足が悪くて、タクシーをお願いしているとのことです。愛のりタクシー停留所までの料金は500円、そして愛のりタクシーを使わせていただき400円、病院に行くのに片道約1,000円必要と言われました。また、町内の歯医者さんに行くのに片道1,000円必要とのことです。タクシー助成を受けていますが、年金生活なので、移動費は大変です。せめて停留所を近くに置いていただけないだろうかとの懇願を受けたところです。また、別のタクシー助成を受けておられる方から、家庭に合わせてガソリン助成に切り替えていただくことはできないのでしょうかと訴えられました。高齢者の免許証返納を呼びかけているのですから、高齢者に優しい公共交通と助成制度の在り方が問われます。愛のりタクシーは予約制です。病院での診察及び薬の調達等を考えると、予約することに戸惑いを持たれるのではないのでしょうか。愛知川地域の方でさえ公共交通の不便さと生活への圧迫を訴えておられます。こうした実情を無視して庁舎の集約化を進めることは、交通難民を増やし、高齢者の外出の機会を減少させることであり、現状では高齢者福祉にも逆行するものと考えられませんか。具体的に申し上げた高齢者の愛のりタクシーの利用と生活実態をどのように捉えておられるのか。そして、高齢者の支援

を重視していただくのであれば、タクシー助成をガソリン助成への変換含めて、申請された方への対処についてもその対応を、答弁を求めておきます。庁舎の集約化は、交通弱者及び交通難民の解消を抜きに進めることは断じて避けなければなりません。現状の町の公共交通網をどう捉えておられるのか。町民の不安に応えずに庁舎の集約化に進めるのか、答弁を求めておきます。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 愛のりタクシーにつきましては年々利用者が増加しており、重要な公共交通の1つとなっていると認識をしております。一方で、ニーズや生活実態に合わせて改善を行うことは重要であると考えており、町においては毎年、各区長に対し、停留所の増設、移設等に関する希望調査を実施し、湖東圏域公共交通活性化協議会や事業者である近江タクシー等との協議を重ね、停留所の適正配置や愛のりタクシーの利便性向上に取り組んでいるところです。今年度についても既に停留所を2か所増設しており、今後ともより住民の皆様が利用しやすい愛のりタクシーを目指してまいります。

また、タクシー助成をガソリン助成へ切り替えられないかとの御質問ですが、本事業については、自力で医療機関へ通院するための手段がなく、家族から通院の援助が受けることができない方を対象とした事業であることから、ガソリン助成への転換は考えておりません。

集約化に関する御質問に対してお答えを申し上げます。愛荘町の地域公共交通は、近江鉄道線、近江鉄道バス角能線、愛のりタクシーにより、町内のどの字からでも公共交通を利用できる状態にはありますが、昨年度実施した住民アンケートでは、公共交通の整備が満足度の低い事項として挙げられました。そのため、町においては、さきに答弁したとおり、愛のりタクシーの利便性の向上に取り組むとともに、県、沿線市町で連携して近江鉄道におけるキャッシュレス化を進めるなど、今後も公共交通を利用しやすい環境整備を継続していく必要があると認識しております。

また、庁舎等公共施設の最適配置を進めるに当たっては、これまで愛知川庁舎でしかなかった事務が秦荘庁舎でも受け付けられるようにするなど、現在の秦荘サービス室よりも多くの事務を秦荘庁舎において対応できる体制を構築していく方針であり、住民生活の利便性向上に資する取組であることから、御指摘は当たりません。

**○議長（河村善一君）** 13番、辰己君。

**○13番（辰己 保君）** 集約化との交通の在り方というのはちょっと後にさせていただいて、まず、愛のりタクシーそのものの利便性について、しかし、現実には高齢者が自分の目的を達するのに非常に苦労しているというところをまず見ていただきたいということです。愛のりタクシーの停留所を増やすには、確かに2か所増やしたという答弁をいただいたんですが、増やせない条件、増やせる条件があらうかと思うので、まずそこをお尋ねいたします。

**○議長（河村善一君）** 藤塚政策監。

**○企画担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君）** 愛のりタクシーの停留所の増設、移設等に際しましては、基本的にタクシーが転回できる場所があること、また、既存の停留所からの距離がそこまで近傍にない、おおむね200メートルから300メートル程度が目安かとは思っておりますけれども、既存の停留所からそこまでの離隔がないこと等が条件として挙げられております。

**○議長（河村善一君）** 13番、辰己君。

**○13番（辰己 保君）** ということは、東円堂で言えば分かりやすいので、確かにいろいろと停留所が作られています。このように出せるわけですが、東円堂で見ると、平居の信号から見て一定の数はあります。しかし、そこから、集落から少し離れていくとなくなってしまうという不便さが今度は出てきています。そういうようなのを見ると、じゃあ、そういう半径でちょっと見たときに、本当に確実にその地域が網羅されているのかというところでまだまだ不十分さが出てきて、確かに自治会長からそういうところは進言をしていただいてカバーしていくという答弁であったわけで、ですから、今、しかも、政策監は200メートルか300メートルでも設置可能な言い方だったので、それじゃ、自治会長を通していければ、条件を整えば2、300メートルでも定義上は設置可能という認識でいいのかどうかだけ確認しておきます。

**○議長（河村善一君）** 藤塚政策監。

**○企画担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君）** 先ほど申し上げましたとおり、タクシーが展開できる場所があるということも1つ重要な要件になってまいりますし、やはり待機していただく際にちゃんと駐車できる場所があつて、それが道路の妨げにならないかということもございます。距離の要件に関しましては、基本的な目安としておおむね300メートル程度が想定をされておるところですけれども、そこは現実の、例えば勾配の関係ですとか、交通網の関係等もございますので、そこ

はある程度厳格に300メートルという基準ではなくて、ある程度現場の状況等を踏まえながら調整していく種類の問題かと考えております。

**○議長（河村善一君）** 13番、辰己君。

**○13番（辰己 保君）** 非常に苦勞されているので、もう少し半分にといいい、私のほうは今、質問の中では500メートルぐらいという思いを持ったんですが、一応300メートルと、より短く答弁をいただいたので、できるだけそういう要望に沿って、自治会長を通して要望させていただくようにします。

それで、もう1点は町内でやっぱりA、B、Cランクの料金制が取られているわけですが、ここも統一化ができないのかどうかというのを1つちょっと考えるところなんです。やはり、確かにこの愛のりタクシーが高齢者対象ではないわけで、町民みんなの対象であるわけで、ですから、どういうふうなことになるのか。確かにこの説明の中では、最後のほうで、そういうもっと利便性の向上というところではうたってはあります。そういうのを見るとどうであるのか、ここに初めて庁舎の集約というのが、庁舎の集約はハード問題ですよ。でも、生活インフラの上で、愛知川地域の人も愛知川庁舎に来るのに不便さは感じてはおられるんですよ。それを、声を出しておられるかどうかの問題だけなんです。なぜかという、核家族化が進んでいるから、そこに頼み切れない。いろいろな条件が、支障が出てきているということ。そういうことを思うと、皆さんが愛のりタクシーを利便性があるから使ってほしいと言われるんだしたら、じゃあ料金の問題も、要するに検討の余地が出てくるんじゃないのというふうにも思うわけです。それが不可能ならどうするんだということです。私は今、藤塚政策監が300メートルに停留所が置けるような、それは短絡的にというか機械的には言えないんだけど、300メートルに1か所置いてくれたら、お年寄りの方、本当に思うところで止めていただけると。ただ、ちょっと時刻表があるからなかなか思うようにいかない部分も弊害はあるだろうけど、しかし、300メートルに1か所停留所ができるという、かなり利便性は向上するというふうに思います。ですから、庁舎の集約をあえて言ったのは、本当にこの料金体系も含めて、愛のりタクシーをもっと使いやすくしないと、秦荘庁舎に行く方の住民サービスを低下させないということを先ほどから言っているわけですから、じゃあ、核家族化が進んできて、高齢者はやはり単独で行動せざるを得ない、これはもう四六時中余儀なくされているわけです。そうしたときに、庁舎の集約のハード面だけの議論で済むかといえ、町民さんの側はど



のようにしていくんですかという質問は必ず来ると思うんです。ですから、私がそうした庁舎の集約という問題をあえて取り上げたのは、庁舎の集約を進める上では、やっぱり住民目線でそのフォローも併せて考えてプランニングを示すことが大事なんだということを言っているんです。この質問はそういう形で取り上げたつもりなんです。

ですから、改めて、取りあえず政策監に聞きます。愛のりタクシーの料金の統一化、こういうところの検討、本当にこれからいろんな問題が出てくるでしょう。今300メートルが限界なのかも分からないけども、旋回ができる、そういうスペースがあれば、300メートルおきにタクシーの停留場が設置し得るかどうか。これはちょっと難しい部分があるだろうと思うが、理想論として言っているんやけど、でも、そのぐらいの思いで同時並行で進めないと、本当に私は住民サービスを守ると、後退させないということにはならないだろうと思っているので、あえて愛のりタクシー、1つは解決をしていただきました。500メートルを300メートルに停留所が置けるということを確認いただいた。次は、もっともっとお年寄りの皆さん、高齢者が外出しやすい、その支援。じゃあ、愛のりタクシーしかないと思われているんだったら、どうするのか。まず、愛のりタクシー、要するに町民さんへの交通の1つの手段、路線バスもありますよ。しかし、町としては愛のりタクシーを強調しているので、愛のりタクシーで利用を促進するという考えなら、料金の統一化は検討の余地があるのか、ないのか。答弁をいただいております。

**○議長（河村善一君）** 藤塚政策監。

**○企画担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君）** 料金に関するお尋ねでございますが、議員御指摘のとおり、町内ないし稲枝駅まで含めた場合のそれぞれのゾーンをA、B、Cと西側から順に分けさせていただいているところでございまして、AとCの間のみ800円で、それ以外のAB間、BC間等については400円という形になっておるところでございます。ただ、この料金につきましては、平成31年4月に、もともと900円、450円だったものをそれぞれ800円と400円に減額させていただいたというところでございますし、また、複数人で同時に御予約して乗り合って行っていただく場合、それぞれの乗車料金を半額にする、要するに400円の区間であれば200円になるし、800円の区間であれば400円になるといったような複数人の割引等も導入をさせていただいております。

その上で、議員御指摘のとおり、ゾーンを廃した上で料金を均一化できないか

というところがございますけれども、これはまさにタクシーの走行距離でございますとか、他市町と1市4町で連携しているところがございますので、各1市4町でそれぞれ共通してやっている路線においてはそれぞれが、例えば、多賀の役場のほうから南彦根のほうに出るであるとか、そういったところで非常に距離的に分かれているところがございます、そこはある程度ゾーニングを引く必要があるのではないかとということで今回行ってはいるところがございます。ただ、一方で、今後、先ほど町長からも答弁申し上げましたとおり、愛のりタクシーの利便性向上に向けた取組については、これはやっていかなければならないというふうには考えておるところでございます、こういった方策があり得るかというのは、よくよくニーズ等も含めて考えていかなければいけないというふうには考えておりますけれども、御指摘の点も踏まえ、利便性向上に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○議長（河村善一君）** 13番、辰己君。

**○13番（辰己 保君）** 先ほどは核家族を言ったんだけど、高齢者と同居されている家庭では、そういう会話は私はある程度日常茶飯に起こっているんじゃないかなと。駅に行きたいんだけど連れて行ってくれない、病院に行きたいんだけど連れて行ってくれない、こんな会話は日常茶飯だと思えます。しかし、仕事を抱えて、平日はそう簡単には対応できない。町長のお宅もそうだと思うんですよ。お年寄りと一緒に暮らされていると、そういう会話はされていると思うんです。町長のお立場があるからなかなか言えないというのもあるだろうけど。そういうことを思うと、しかも免許証を返納するようになるとか、子供から言われて現実に聞かされているわけですよ。自転車に乗って、もう大変だと。いろんな会話がそこにはもう、核家族じゃなくて、今度は、高齢者と一緒に住まわれている御家庭は同じように、要するに自己矛盾を起こす生活に余儀なくされているんです。でもそれは過ちを犯したくない、子供に迷惑かけたくないという考えからそういうことが起こっています。返上されています。ですから、私は愛のりタクシーをその僅かの返礼金が400万円ほど、年間の、広域からの。そういうお金がもし400万円そのまま返礼金もらえなくて、そこに応援できるんだったらそれでいいというふうに思います。ただ、質問しないで、もうこのまま次にいきます。皆さん共通しているだろうと思うから、胸に手を当ててくれたら同じだと思ってくれるだろうから、真剣に愛のりタクシーを考えてくれるだろうと思って、次に質問行きます。

生活保護申請に際しての扶養照会について質問します。生活保護は、生活困窮者を救う制度です。我が党の小池書記局長は、生活困窮者を追い詰めるような扶養照会の業務を国会で取り上げました。扶養照会とは、生活保護の申請の際に福祉事務所が親族に問合せを行うことです。生活困窮者だから申請しているのに、扶養照会されたら当事者はどのようなになるのか、想像はつくでしょう。愛荘町は彦根福祉事務所に委ねています。彦根福祉事務所では扶養照会業務を行っているのか。答弁を求めておきます。

**○議長（河村善一君）** 福祉課長。

**○福祉課長（田中孝幸君）** お答えさせていただきます。

湖東健康福祉事務所、彦根保健所に確認しましたところ、生活保護申請が行われた際には、扶養義務者のうち、明らかに扶養義務の履行を期待できる可能性がある方に対し、保護開始時に実施もしくは書面で調査を行っているということでした。また、扶養義務の履行が期待できない方に対する調査は行っていないと聞いております。以上です。

**○議長（河村善一君）** 13番、辰己君。

**○13番（辰己 保君）** 分かったような、分からん答弁になるわけやけども、要するに、明らかに扶養義務の履行を期待できる、可能性のある方に対しては書面で調査を行っているということを回答してもらっているんやね。私が言いたいのは、この業務は、本町がまず一番に窓口業務になるわけ。取次ぎ業務をやっているわけ。だから、一番が窓口。だから、本町がこの問題に対してどういう考え方を持っているかが大事なんです。「彦根の福祉事務所なんですよ、町は。だから福祉事務所に」と、こういう取次ぎでは駄目なんだということを、この問題は。何でかといったら、国会で今、問題になったでしょう。田村大臣がしっかりと答えて、菅総理も最後のとりでは生活保護だと言ったんですよ。じゃあ、その最後のとりでの生活保護が扶養照会をして、親族照会やらをして、結果として生活保護が受けられないということなんや。本町にも2月26日に厚労省から通知が来ているのかどうか確認をします。しかも、来ていたらどんな内容なのかを答弁願います。

**○議長（河村善一君）** 福祉課長。

**○福祉課長（田中孝幸君）** お答えさせていただきます。

厚労省からの2月26日付の通知につきましては、私のほう、今現在ちょっと見て

おりませんので、そういう状況でございます。

**○議長（河村善一君）** 13番、辰己君。

**○13番（辰己 保君）** じゃあ、改めて言います。窓口は本町です。「福祉事務所にすぐ取次ぎだから、私とは受けるだけなんです。だから福祉事務所に」、そうじゃない。もうあの答弁があるように、本町がその哲学を持てるか、姿勢があるか、これが問われるんです。ですから、26日のことは、要するに、70歳以上の高齢者や20年間音信不通などでとどめていた。今回の改正で、10年間音信不通、相続で対立している、借金を重ねている、著しい関係不良も加えるということの通知、そういうようなものが通知をされているということをおきます。だから、窓口の福祉課の皆さんがこの姿勢で対応する。扶養照会は今、答弁もらったら、事務的であって、じゃあ本当に本人の承諾を得ているのかどうかだけを確認します。承諾を得て扶養照会をしているか。

**○議長（河村善一君）** 福祉課長。

**○福祉課長（田中孝幸君）** 本人の承諾を得て、彦根の福祉事務所が実際しているという部分はそのように聞いておりますが、扶養調査を行う目的としましては、ただ単に金銭的な援助だけではなくて、定期的な訪問や電話、手紙による連絡、また、一時的な子供の預かり等といった精神的な支援の意味も含まれており、被保護者に対し身近な立場の相談者となり、一日も早く自立した生活が送れるよう支援の手を広げるという意味合いも持っておるといってよろしいかと。ありがとうございます。

**○議長（河村善一君）** 13番、辰己君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。今、答弁いただきました。彦根の福祉事務所が対応する問題ではないです。町が先やることです、今答弁されたのは。精神的な問題も、実情を知っておられるのは本町の担当の方ですよ。彦根事務所に譲ったら事務的になりますよ、それは。だから、私はきつくそこを言っているんです。彦根事務所を通さざるを得ないんですから、やってもらわなきゃならないんですから、その前の対応は皆さんですよ。何でこんなこと言うかという、今、国会で明らかになったのは、こういう申請をして46万件の扶養照会をした結果、僅か1.45%しか生活保護が受けられないという、こんな実態が出てくるんですよ。あなたの資料も、ひよっとしたらそういうものを持っておられると思います。ですから、私どもは大きな街と違って、彦根事務所に委ねるんです。大きな街は自分とこでやるんです。そこに実態が、

あなたが精神的なもの云々とか言ったけども、それは町の仕事はかなり多いですよということを訴えて、だから、本人の承諾なしに、確実に扶養照会を本人の承諾云々とかいうことじゃなくて、扶養照会なんてしたらその人は恥ずかしくって取り下げますよ。現実には私は町の方に聞かされました。生活保護を申請したら、なかなか難しいですよと言われたので諦めた。その会話はどういう会話があったのか、詳しくそこまでは聞かなかったけども、諦めたということは聞かされました。だから、こういうことがあるんでしょう。ハードルが高いんでしょう。現実にはこうなんだということ、扶養照会はしていないと、それで本人の承諾を得てからと言うけども、権力の立場、それによって「あ、結構です」とか言ってしまう可能性があるということ。だから扶養照会はいや、しないんだということを前提に彦根事務所と取り合ってほしい。取り次いでほしい。そういうことを求めておきます。もう廃止しないとは言えないだろうし。ですから、私のほうから強く求めるということで、次の質問に行かせていただきます。でも、注意は心しておいてくださいよ。窓口は皆さんですから、住民さんの窓口は彦根じゃないんですから。そこはきつく言うておきます。くどいです。

次に、中学校卒業までの子供の国民健康保険税均等割の廃止について。私は、中学卒業までの子供の国保税均等割課税はおかしいと再三、一般質問で訴えてきました。税法上からも、所得を生み出さないものには課税しない。所得の少ないものには減免措置があります。義務教育就学児の子は、原則、収入はありません。改めて所得のない子への均等割課税の廃止を求めますが、町長の所見をお願いいたします。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 本件につきましては、昨年6月やそれ以前の議会においても御質問をいただいているところでございますが、国民健康保険税の均等割は、加入者一人一人に均等にかかるものであり、その世帯員の数が増えると保険税の額が増加する仕組みとなっています。所得のない子供にも均等割が課税され、子供の数が多いほどその世帯の負担が大きくなることについて、子育て支援の充実を推し進める観点から、この仕組みを見直しできないかと感じています。一方で、子育て世帯以外の国民健康保険被保険者との均衡や財源の確保等が必要となり、子供の均等割を直ちに廃止することの課題があることも認識しております。

このたび、国では、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る均等割について、その5割を公費より軽減する制度の導入を予定されており、施行時期は

令和4年度となっております。18歳未満の子供にかかる均等割課税制度の廃止については引き続き県等を通じ、要望をしております。

**○議長（河村善一君）** 13番、辰己君。

**○13番（辰己 保君）** 決定的な、答弁で問題なのは、子育て世帯以外の均衡、どうであるかと。いや、そんな議論をしているわけじゃないでしょう。国がこんな姿勢なら、国がなぜ5割の減免を言うんですか。町長、どう思いますか。子育て世帯以外の国民健康保険被保険者等の均衡、こんなことを言っていたら、国はこの5割軽減しないですよ。どうぞ答弁ください。

---

**○議長（河村善一君）** ちょっと暫時休憩します。

休憩 午後3時55分

再開 午後3時56分

**○議長（河村善一君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**○議長（河村善一君）** 北村税務課長。

**○税務課長（北村章夫君）** それでは、今の辰己議員の中学生未満の均等割の廃止に係ります他の子育て世代との均衡についての御質問にお答えをさせていただきます。

保険制度につきましては、国民健康保険に加入されている子供たち、あるいは一般的な会社員の御家庭の子供たちですので、社会保険の御家庭の子供たちでもございます。御存じのように、社会保険につきましては就労されている方の平均報酬月額によって算定をされております関係で、いわゆる訴えておいでになります子供の数によってのカウントはされないという面がございますので、確かにそういった面で申し上げますと不均衡と言わざるを得ないとは考えておりますけれども、国民健康保険制度自体は国が定めておるといこともございますので、その辺で引き続き、県等を通じまして御要望をつなげていきたいというふうに考えております。以上でございます。

**○議長（河村善一君）** 13番、辰己君。

**○13番（辰己 保君）** なかなか苦しい答弁をありがとうございます。要するに、何だかんだ言っても料ではないんだ、税なんで。ですから、税の立場から見れば、徴収する国民の義務の立場から見れば、所得がなかったら課税はできないということになるんですよ。私はそこを強く度々訴えているんですよ。町長、均衡とかややこしい

こと言わないで、所得のない人に課税することに対してどのような見解をお持ちでしょうか。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 今の御質問でございますけれども、辰己議員、過去の議会でもこれは御質問をいただいております。その答弁というところでもございますけれども、町村会、また県を通じて、これは国に対して要望を行っているというところでもございますけれども、やはり子育てをしていらっしゃる方々がより御負担になってくる、過去のいろんな流れや経緯ということは当然あるんでしょうけれども、実態としてその御負担ということがあるので、その是正ということを求めていきたいということの要望は当たらせていただいております。

**○議長（河村善一君）** 13番、辰己君。

**○13番（辰己 保君）** 所得のない人への課税に対しては見解が述べられないということになります。大事なのは、国・県に要望してもらってきたから、今回、世論が、私たちこうやって地方議会で取り上げたりしてきたから、5割を軽減しましょうと。その代わり国2分の1、県・町4分の1ずつの負担でカバーしましょうねということになったんですが、私は、それは公費で持ってもいいと思う。国保そのものが応益割があるために重い負担になってきているんです。所得のない人ほど厳しくなっているんですよ。自動的に人头割があり、世帯割があり、今、答弁を皆さんがされたこと、そのものですよ。だから、軽くしようと思えば、軽減しよう、生活支援しようとするれば、応益割をなくしていく、少なくしていくしかないんですよ、この道は。だから、制度上、皆さんがそういう会議のときに、常に我が町はこうだということを強く主張してもらおうということが1つです。もう1つは、要するに本町が先駆けて子供たちの均等割を廃止することなんです。これを実現していったら、多くの全国の町が実現していけば、国が今、5割を軽減するというように、方向を示すんです。言葉だけじゃないんです。行動が大事なんです。

じゃあ、行動する財源はどこにあるのか。国保の財政調整基金1億3,000万円がありますよ。これを使うのか、使わないのか。ここは担当課に、所管に聞いたほうがいいのかもわかりませんが、ここでお金を使ったら一般財源の持ち出しというふうになるんでしょうか。答弁をいただきます。

**○議長（河村善一君）** 岡部政策監。

**○福祉担当政策監（岡部得晴君）** 基金の運用につきましては、今、御質問ありました一般の外からの繰入れというような概念には当てはまらないというふうに思っております。以上です。

**○議長（河村善一君）** 13番、辰己君。

**○13番（辰己 保君）** そのとおりです。一般財源繰入れにはならない。ペナルティーにはならない。だから、町長、できるんです。子供たちの幸せのために、そんなに多くおられないんですよ、該当者は。予算、これはちょっと私自身が数を聞いているわけじゃないんですが800万円、1,000万円用意すれば実現可能な金額だと思いますよ。だから、一般財源の繰入れにならない。どうもない、遠慮しなくていい。町長、実現を求めますけど、答弁をいただいております。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 随分と水を向けていただいているような気がするんですけども、これに関しましては県下統一のものに今していくステージもあるということでございます。基金をとということでもおっしゃっていただいておりますけれども、この国民健康保険料ということに関しましても、この協議会ということで、全て審議をずっと長いこと重ねていただいているので、この料率から金額ということを策定いただいております。その点におきましても、今回、基金をとということにはなっていないというふうに捉えております。

**○議長（河村善一君）** 13番、辰己君。

**○13番（辰己 保君）** 総括的に述べさせていただきますと終わります。

町長、やはり町民に向かって、町民目線で住民サービスを低下させないとか、そういうことを本当に発しはります。その実現のためにも私は、僅かなお金でその独り親とか困っている家庭を救えるんです。1億円とかそんなお金を言っているんじゃないんです。もっと言えば数百万円で子供の暮らしを守ることができるんです。こども食堂と同じなんです。ですから、もう少し庁舎の集約やらいろんなことを、事業はあるんだけど、全ては町民の目線で行財政運営をされることを強く求めて、一般質問を終わります。

**○議長（河村善一君）** 以上で辰己君の一般質問は終わりました。

---

**○議長（河村善一君）** 暫時休憩します。再開を15分といたします。



休憩 午後4時04分

再開 午後4時15分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（河村善一君） 一般質問が続くと見込まれますので、ここで、本日の会議は議事の都合によりあらかじめ延長を行いたいと思いますので報告しておきます。

それでは、一般質問を続けます。

---

◇ 瀧 すみ江君

○議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧 すみ江、一般質問を行います。今回は4項目について一問一答で行います。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症について質問します。新型コロナウイルスの第3波は、日々の新規感染者がピーク時に比べて減少傾向にある状況ではありますが、連日亡くなる方があります。また、変異株に感染する例も増えています。変異株は1種類ではなく、感染力の高いものや抗体が十分に効かないものなどの出現も警戒が必要です。厚生労働省は、2月12日に滋賀県を含む4県7人が感染したと発表していますが、そのうち6人が英国で報告された変異株に感染、1人はブラジルで報告された変異株に感染していました。まだまだ深刻な状況が続いています。そこで、4点について質問します。

1点目に、PCR検査等についてです。新型コロナウイルス感染症の特徴は、無症状の感染者が知らず知らずのうちに感染を拡大してしまうことです。このような新規感染者が減少傾向で、検査能力に余裕があるときに、PCR検査等の思い切った拡充でコロナを抑え込むべきです。近隣の甲良町は、無症状でもPCR検査等を希望する人に、1人1回の検査につき上限2万5,000円の補助金を出しています。愛荘町でも感染拡大を抑え込むために希望する人がPCR検査等を受けやすくするための補助金の創設を求めます。また、医療機関、福祉施設、保育園、幼稚園、学校、学童保育所などの関係者にPCR検査等を行うことを求めます。それで、答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（木村美紀君） それでは答弁させていただきます。

現在、滋賀県では、不安を抱える妊婦さんがかかりつけ産婦人科医と相談し、本人が希望する場合、出産前に新型コロナウイルスへの感染の有無を確認するためのウイルス検査費用の一部を助成する制度が設立されています。町では、母子健康手帳交付時に妊婦さんに対して本制度の周知を図るとともに、感染症対策についての啓発を個別に行っております。議員御指摘のとおり、無症状者が感染を拡大してしまうおそれがあること、また、集団下でのクラスター発生を防止することは重要であると考えております。しかしながら、PCR検査については検査時点での結果であるため、定期的な検査の実施頻度、どの程度が有効であるのか現時点ではエビデンスがないこと、また、検査の実施タイミング等、検査制度等の課題もある現状を踏まえて、町独自のPCR検査に対する補助金の創設は今のところ考えておりません。御心配な方は、かかりつけ医へ相談し、受診していただくことが何よりも有効な感染症対策であると考えております。以上でございます。

**○議長（河村善一君）** 11番、瀧君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 11番、瀧 すみ江です。

町内の方で、町外の人と仕事の会議で会話をしていたが、数日後、相手の方が感染者になった。自分も感染していないか心配になり、検査の依頼をしても受けられなかったとのことをお聞きしています。厚労省は、濃厚接触者の定義を、感染が確定した方の発症2日前から入院などをした日までの接触した人のうち、1メートル程度の距離で感染防止策なしに15分以上接触があった場合、同居、長時間接触をした場合、せきやくしゃみのしぶき、鼻水や尿などの体液に触れた可能性が高い場合としています。保健所が濃厚接触者と判断された場合は自己負担なしで検査を受けられますが、診断されなければ、感染への不安があっても検査費用は自己負担になります。濃厚接触者と判断されなくても感染している場合もありますし、感染拡大を防ぐためには、検査を受けやすい条件づくりが必要と考えますが、これについての見解を求めます。

**○議長（河村善一君）** 健康推進課長。

**○健康推進課長（木村美紀君）** お答え申し上げます。

コロナ感染につきましては、本当に皆様は日々不安の中でお仕事等をされているというような現状も聞かせていただいているのが現状でございます。繰り返しにはなるんですけれども、PCR検査につきましては検査その時点での結果になりますので、心配な方につきましては毎日毎日検査をし続けるというようなことになるかと思っ

おります。そういうことも考えますと、偽陽性の問題であったりとか取るタイミング、例えば発症2日前で陽性にならないというようなことがあったりとかもしますので、そこへの助成については今のところ考えておりません。ただ、町内でも、御心配な方はかかりつけの先生に御相談いただいて検査していただける体制等々もございますので、まずはかかりつけの先生に御相談いただき、必要な検査等をしていただけるような体制づくりからさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河村善一君） 11番、瀧君。

○11番（瀧 すみ江君） 瀧 すみ江です。

社会的検査についてですけれども、厚労省は、2月4日付の事務連絡で、2月8日以降も緊急事態宣言が出ていた10都府県に対し、感染多数地域における高齢者施設の職員への定期的PCR検査を行うよう通知して、12日までに検査の集中的実施計画を提出するよう求めていました。それ以外の県にも幅広い検査の積極的实施を求めています。その中で、滋賀県は感染拡大の状況に合わせ、一斉定期的な検査の実施を計画しているとの情報を得ています。このような社会的なPCR検査等に関する国と県の動向について、答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（木村美紀君） お答え申し上げます。

厚労省のほうから2月1日付で、新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者への検査助成事業ということで通知のほうをいただいております。それを受けまして、滋賀県のほうで実施をするかどうかという調査が来ておりました。県内では、今のところ、1市1町手挙げをされているという状況を聞いております。以上が今、知り得ている情報でございます。以上です。

○議長（河村善一君） 11番、瀧君。

○11番（瀧 すみ江君） それでは、次の質問に移ります。

2点目にワクチンの接種についてです。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の切り札として期待が高いのがワクチン接種です。また、現在一番の関心事ではないかと考えます。町では、65歳以上の高齢者への集団接種を4月から行う予定をされていますが、新しく開発されたワクチンですので、町民の方の不安の声も多くお聞きしています。集団接種をどのように行うのかについて答弁を求めます。また、高齢者以外の集団接種の計画、ワクチンの安全性について答弁を求めます。

○議長（河村善一君） ワクチン接種推進室長。

○企画担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） 当町においては、1月2

5日に分野横断的な検討をスピード感を持って強力に進めることを目的に、新型コロナウイルスワクチン接種推進室を設置し、現時点におきましては、65歳以上の高齢者を対象としたワクチンの集団接種等に向けて準備を進めておるところでございます。

高齢者の集団接種につきましては、愛知川公民館を会場として実施する予定でございますが、報道等に出ておりますとおり、当初予定よりワクチンの供給が遅れております。そのため、現時点におきましては、4月上旬から中旬をめどに接種券や予診票、チラシ等を発送し、4月末から5月上旬をめどにワクチンの接種を開始したいというふうには考えております。しかしながら、高齢者用に割り振られるワクチンの数が非常に限られているであろうという報道も出ておまして、国からもそのような発言がございますので、これはあくまで現時点の予定ということで、さらに後ろ倒しになる可能性があるということを御了承いただければというふうに考えております。

また、高齢者以外のワクチン接種につきましては、現段階でワクチンの調達スケジュール等が不明であることから、現時点において見通しについてお示しすることは困難でございます。判明次第、順次情報提供を実施してまいります。

また、ワクチンの安全性に関してでございますが、一般的にいかなるワクチンであったとしても、その接種後、頭痛、関節や筋肉の痛み、寒気、発熱等が生じる可能性はございます。特に御関心が高いであろう今回のワクチン接種によって生じる重篤なアレルギー反応であるアナフィラキシーに関しましては、本年1月18日時点で米国において約1,000万回接種を行った結果、50例アナフィラキシーが生じたとのデータがございます。町といたしましては、発症や重症化の予防など、ワクチン接種のメリットが副反応のデメリットよりも大きいと考えており、引き続きワクチンの安全性に関する広報啓発を行うとともに、接種会場において万が一アナフィラキシー等が生じても対応できる体制を構築してまいります。

○議長（河村善一君） 11番、瀧君。

○11番（瀧 すみ江君） 再質問をさせていただきます。16歳以上はワクチンを受けるということになっているんですけれども、16歳以上の全ての町民にワクチン接種が行われる条件づくりのために何が必要と考えますか。これはワクチンの充足とかではなくて、条件づくりのことですので、町の条件づくりということで、交通手段の

ことであるとか、いろいろなそういうことについて答弁をお願いします。

**○議長（河村善一君）** ワクチン接種推進室長。

**○企画担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君）** 例えばではございますが、先月、NHKが実施した世論調査におきましてワクチンを接種したいかどうかということを知ったところ、接種したいというふうに答えた人が61%程度であったと。これは、1月実施した同種の調査よりも11ポイント上がっていると。逆に接種したくないというふうに答えた人が28%で、これは一月前と比べて10ポイント下がってきているというところがございます、接種したいという方が前の月より1割程度増えてきているということがございます。いろいろな調査によりますと、やはり年齢の高い方は打ちたいという方が多いという結果が出ておりますけれども、問題は若い世代の方にはどうやって打ってもらうかということだと考えております。若い世代の方に対しては、確かに重症化等のリスクは少ないのかもしれませんが、若い方でもコロナにかかって後遺症で苦しんでいらっしゃる方というのは発生しておりますので、若い世代にも接種していただくために、通常の広報紙等だけの手段ではなくて、インターネット等を使った啓発等も行っていく必要があるであろうというふうに考えております。特に高齢者の方に関しては集団接種ということで考えておりますけれども、それ以外の16歳以上64歳以下の方に関しては、今後入ってくるワクチンの種類によっては集団接種ではなく個別接種を行う、ないし個別接種と集団接種を併用していくということもオプションとしてあり得ると思いますので、いずれにせよ接種しやすい環境づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

**○議長（河村善一君）** 11番、瀧君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 瀧 すみ江です。今、個別接種のことを言われましたけれども、病院や施設に入っている方や在宅の介護が必要な方、これは高齢者だけではないと思いますけれども、障害のある方もありますし、こういう方に対しては個別接種など、その場所でされるとか、施設でされるとか、そういうことを考えておられるということですか。これは町がされるのかちょっと分からないんですけど、お願いします。

**○議長（河村善一君）** ワクチン接種推進室長。

**○企画担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君）** まず、高齢者の接種に当たってでございますが、65歳以上の高齢者の方で施設に入居されている方も多数い

らっしゃるかと考えておりますが、そういった施設に入居されている65歳以上の方につきましては、高齢者の予防接種の集団接種の実施に併せまして、各介護施設等と連携をいたしまして、例えば介護施設のかかりつけ医であるとか提携の医療機関と連携をして、定期的な診察等の機会に合わせて予防接種を行うことができないかということ調整させていただいているところでございます。なので、その他の障害者施設等もそういった形で、ちょっと時期については今後調整が必要かとは思いますが、そういった形で考えているところでございます。

なお、個別接種について、ちょっと用語の誤解があると恐縮ではあるんですけども、個別接種として我々が念頭に置いている用語といたしましては、各医療機関に対して町のほうからワクチンを配分して、各住民の方が各医療機関で個別に予防接種を行っていただくということを個別接種というふうに呼ばせていただいております。

**○議長（河村善一君）** 11番、瀧君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 瀧です。先ほど村西議員の質問の中で、会場が愛知川公民館1つだけでは秦荘からは行きにくいという声をお聞きになっておられて、そのことを言っておられました。このような声を受けて、秦荘地域にも接種会場を設けるということを検討いただきたいと考えますが、答弁を求めます。

**○議長（河村善一君）** ワクチン接種推進室長。

**○企画担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君）** 接種会場の選定理由につきましては、以前、全員協議会等でもお示しをさせていただいておりますけれども、やはり今回、高齢者用に接種するワクチンというものがマイナス70度程度での保管が求められるという特殊性を有していることから、やはり集団接種を行わざるを得ないだろうというふうに考えております。その中で、接種会場に具備すべき要件として我々のほうで検討させていただいたところ、やはり駐車場の確保であったり、動線、接種後の休憩場所の確保、また接種後、万が一体調に急変が起きた場合に、すぐに救急車が出動できるような位置に位置しているか、あと冷暖房設備等を備えているか等の種々の要件を満たす必要があるだろうということで、こういった条件を満たす施設をゼロベースで検討させていただきまして、各要件を満たすのは愛知川公民館であろうというところで接種開始というふうにさせていただいたところでございます。

なお、今回、ワクチンを保管する超低温の冷凍庫が現時点で3月末に1台入ってくるといところでございますので、ワクチンの管理ですとか、あと、集団接種をやるに当たっては、やはり医師であるとか看護師の医療従事者等の確保というのが非常に重要になってまいりまして、2会場同時となると医療従事者の確保もなかなか難しいところがございますので、愛知川公民館1か所に対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。ほかにもいろいろな施設ができないかということは考えたんですけども、例えば、動線等が確保されていても駐車場が少なかったりとか、やはり急患が発生したときにすぐには対応できないといった問題であるとか、冷暖房が確保されていないといった、それぞれ一長一短ある中で検討した結果、唯一条件を満たすのが愛知川公民館だったというところを御理解いただきたいというふうに考えております。

**○議長（河村善一君）** 11番、瀧君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 報道によりますと、厚生労働省によると、日本の新型コロナウイルスのワクチン接種は、米ファイザー社、米モデルナ社、英アストラゼネカ社の3社から合計で3億1,400万回分、1人に2回接種を行う場合は1億5,700万人分の供給を受けることで合意しています。3社によると、ワクチンを投与した人が、投与していない人よりも新型コロナウイルス感染症を発症した人が少なかったという中間結果が得られたとしています。ワクチンで感染そのものが防げるかどうかは明らかになっていません。ファイザー社から、ワクチンを接種した場合であっても、感染拡大防止のため密集、密接及び密閉の回避、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染予防対策は継続して行う必要があります、医療従事者や被接種者にもこの点は伝えるべきであるという意見が出ています。ワクチン頼みではなく、基本的な感染対策を同時並行で実施することが重要です。本当に今、いろいろとニュースでも言われているように、充足率も大変ですが、計画も分かりませんが、計画がこういう中ですけれども、町民の方も疑問や不安を持たれているので、町民の方に対してこのような、今申し上げたようなワクチン情報の公表などを前もってホームページや防災無線、広報あるいは全戸配布チラシなどでされたらどうかと考えますので、これについて答弁を求めます。

**○議長（河村善一君）** ワクチン接種推進室長。

**○企画担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君）** 新型コロナウイルスワク

チンに関する情報提供に関してでございますが、ちょうどあした配布のお知らせ版等においても、ワクチンに関する一般的な情報等を掲載予定でございますし、また、ホームページにおいても情報発信をさせていただいておるところでございます。先ほども申し上げましたとおり、やはり既に世論調査等で6割を超える方がワクチンを受けたいということ、希望を出されているというところでもございますので、この数を少しでも上げていくために、町としても引き続き啓発広報等を行っていききたいというふうに考えております。

○議長（河村善一君） 11番、瀧君。

○11番（瀧 すみ江君） それでは、次の質問に移ります。

3点目に、感染情報の開示とその共有についてです。新聞報道によると、2月6日、介護事業所の関係者らが新型コロナウイルス対策について話し合う、コロナと向き合うトークライブが草津市の保健所で行われたとのこと。介護施設でのクラスターなどに対処した関係者が、経験から得られた教訓や有効な対策などの情報を共有されたそうです。その中で、感染者が出た際の情報発信や事業所への誹謗中傷の問題も議論され、出席者からは、事業所から感染を公表することで誤ったうわさを防げる、行政からも、事業所はきちんと対策をしているとのメッセージを発信してほしいとの意見が寄せられたとのこと。この報道は、感染情報の開示とその共有がどうあるべきかを物語っているものだと考えます。感染情報の開示とその共有がどうあるべきかについて見解を求めます。

○議長（河村善一君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君） お答え申し上げます。

感染者情報につきましては、人権等への配慮を十分行い、情報開示、共有に努めております。特に、新型コロナウイルスに対する不安が広がる中、インターネットやSNS上においての心ない発言や差別的な書き込み等による差別や偏見、いじめなど、いわれなき人権侵害の発生を防ぐために、住民の皆様へは、県や町が提供している正しい情報に基づく人権に配慮した冷静な行動を取っていただくようお願いをしているところでございます。

○議長（河村善一君） 11番、瀧君。

○11番（瀧 すみ江君） 今のことで再質問します。町の施設でクラスターが起きた場合はどのように対応しますか。これについて答弁を求めます。



○議長（河村善一君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君）　　こちらにつきましては、様々なケースによって対応を検討する必要があるというふうに考えておりますけれども、やはり不特定多数の方の出入りがある施設等や、また、クラスターが発生した施設等では、やはり被害の拡大を防ぐために公表等必要になってくる場合がございます。しかしながら、施設内でとどまっている場合や感染経路が明確な施設等につきましては、やはり差別やいじめなど人権侵害につながるような事案が発生しないよう、県の公表に基づく最低限の情報発信とさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（河村善一君）　　11番、瀧君。

○11番（瀧 すみ江君）　　それでは4点目として、コロナ禍での女性問題と町民の支援についてです。女性のパート、アルバイトで仕事が半分以下に減り、給与手当も支払われない実質的失業者が全国に90万人に上るという衝撃的な数字が野村総合研究所の昨年12月末の調査で明らかになりました。新型コロナウイルス感染拡大が非正規雇用の女性を直撃しています。日本のジェンダーギャップ、男女格差の影響がコロナ禍でも噴出しています。非正規雇用は時給で収入を得ることがほとんどですから、時短営業、シフト減が直撃します。とりわけ子育て世代への影響はより深刻です。生活破綻に陥る家庭が増え、子供の教育格差が拡大することも懸念されています。また、滋賀県内の女性の自殺が昨年の夏以降増えているとのことです。昨年8月から11月は40人で、2019年の同期の21人からほぼ倍増しているそうです。全国的にも男性に比べて女性の顕著な増加が報告される中、県はコロナ禍による経済不安や家事育児の負担増などが背景にあると見て対応を強化するとしています。このような現状があるのですが、愛荘町ではどのような現状と把握しているのか、答弁を求めます。

○議長（河村善一君）　　福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君）　　お答えさせていただきます。

コロナ禍における生活破綻、経済不安につきましては、男女別に分けた状況は把握できておりません。新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等の影響により困窮に陥ってしまわれた方に対し実施しています住居確保資金については、今年度18件、また、緊急小口資金と総合支援資金の貸付けは今年度320件という状況であり、多くの方が新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、議員御指摘の非正規

雇用の女性もその中に多く含まれていると受け止めております。

**○議長（河村善一君）** 11番、瀧君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 今、答弁いただきましたように、町内の実態を踏まえてよりよい対策をしていただきますようお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。コロナ禍で困窮している町民への救いの手を差し伸べる必要があります。その支援策として、コロナ禍の影響で生活が逼迫している家庭の緊急支援金、中小零細業者を直接支援する緊急給付金の創設を求めます。また、今行われている税や保険料の減免や、納付猶予などのコロナ禍支援策を来年度も継続することを求めます。

**○議長（河村善一君）** 福祉課長。

**○福祉課長（田中孝幸君）** お答えします。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けておられる個人や中小企業者に対する支援策としましては、様々な給付金等の制度が国や県において講じられております。個人を対象した制度としましては、給与手当を受けることができない方を対象とする新型コロナウイルス感染症対応休業支援金給付金、休業、失業等で生活資金に不安な方を対象に生活資金の貸付けを行う緊急小口資金、総合支援資金、収入減で家賃が払えない方を対象とする住居確保給付金、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯で、大学等の学費等の支援が必要となった場合に受けることができる授業料等減免給付型奨学金の支給などのセーフティネットが講じられております。

また、町においては、失業や廃業等により生計や日常生活の維持が困難になり、社会福祉協議会の生活福祉資金を借り受けられた世帯に対して生活支援事業、暮らしの応援金、また、住居確保給付金を受けられた世帯に対して生活支援事業の住まいの応援金を一定の条件の下、給付をしております。また、農林商工課の所管となりますが、中小企業、零細事業所に対する制度としまして、売上げが前年同月比50%以上減少した事業者を対象とする持続化給付金、一定の売上げが減少となり、家賃の支払いが苦しい事業者に対する家賃支援給付金、一時休業等により労働者の雇用維持を図った場合には休業手当等の一部助成を受けられる雇用調整助成金、資金繰りのため当初3年間実質無利子となる新型コロナウイルス感染症対応応援金などの対策が講じられております。町においても、感染後の事業活動に資する経済力強化に取り組む事業者を対象とする感染症対策経営力強化補助金、3密対策や業務形態の見直しなど、アフタ

一コロナを見据えた取組に対するアフターコロナ中小企業等体制強化補助金などを実施してきております。

議員の御質問の個人や中小企業事業者を対象とする緊急の給付金の創設については、町独自で行うことは、今現在は考えておりません。しかしながら、コロナ禍の終息が見えない中、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、雇用の維持と事業の継続、地域経済活動の回復や強靱な経済構造の構築、感染症拡大防止対策をさらに推し進めるため、現在、町独自に新たに実施する取組を検討しておるところでございます。

次に、税や保険料の減免、納付猶予等の継続について税務課で対応をしておりますが、今年度、新型コロナウイルス感染症の影響により町税の納付が困難な方に対し、国が示す基準により納付猶予を行うとともに、国民健康保険税においても一定の基準により減免を行っているところでございます。令和3年度においてはこれらの対策を引き続き柔軟かつ積極的に納税者に対して説明するようこの国の通知もあり、丁寧に説明しながら適切に実施してまいりたいと考えております。以上です。

**○議長（河村善一君）** 11番、瀧君。

**○11番（瀧 すみ江君）** それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、役場庁舎等リニューアル工事について質問します。これについてはほかの議員も質問をされていますので重複するところもありますが、よろしくお願ひします。庁舎等のあり方検討委員会の答申では、9つの公共施設統合、集約化及び解体の方向を示しています。しかし、有村町長はあと1年間で役場庁舎とリニューアル工事を完了させ、職員の異動を行うと言ひ、庁舎集約化だけを急いで進めようとしています。庁舎を一本化すること自体の是非を町民に問うことなしに、町だけの判断で進めてきました。愛知川町と秦荘町の合併をする際に、当分の間、2つの庁舎を置くとされ、2つの地域交流が十分になされていった時点で統合を考えることになっていました。このことについて町自体はどのように総括され、庁舎統合の時期に来ていると判断されたのか、町民に十分説明していません。愛荘町自治基本条例第20条、情報の整備、公開及び提供に、その1項、「町は、施策の立案から実施、評価に至るまでの過程について、町民、事業者等にわかりやすく説明する責任を有する。」、2項、「町は、町民の知る権利を保障し、町政の参画を促進するため、必要な町政情報を積極的に提供するものとする。」、3項、「町は、町民、事業者等との情報の共有および相互理解を深める

ための環境づくりに努めるものとする。」ということが定められています。庁舎を一本化すること自体の是非を町民に問うことなしに町だけの判断で進めてきた行為は、この自治基本条例第20条に反しているのではないかと答弁を求めます。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 今回の庁舎等公共施設の最適配置に関する町の方針案については、今から7年前、平成26年に、国の要請もあり、愛荘町においても公共施設の適正配置、管理について検討を始め、住民の参画の下、検討委員会を2度設置し、数年にわたって真摯に議論と検討を重ねて答申をいただき、公共施設個別施設計画の策定、そして今回の町の方針案を取りまとめさせていただくことができました。その間、これまでの累次にわたる検討委員会での議論や答申いただくまでの過程を含め、情報共有に努めてまいりました。

今回、私から直接住民の皆さんに御説明するため、説明会を実施する運びで事務を進めてまいりましたが、コロナ禍における現下の状況を踏まえ、より丁寧に御報告できるといふ点から、議会の御意見も踏まえ、説明会を中止し、瀧議員からも御提案いただきましたように、住民の皆さんに説明資料と意見募集の案内を各戸配布とさせていただきます。住民の方や議員各位、各種団体等からいただいた御意見をしっかりと聞きし、方針に反映させながら取り組んでいくものであり、自治基本条例の趣旨にのっとったものでございます。

**○議長（河村善一君）** 11番、瀧君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 瀧です。2019年に出了された愛荘町公共施設（建物）個別施設計画（第I期）では、合併時の協議において分庁方式としたことから、庁舎の集約化等を検討する場合には、町民や議会、関係機関と情報共有しつつ、意見を聞きながら進めます。また、合併協議において、将来的に分庁方式は再度検討する必要があるとされていることから、施設規模や財政面を考慮し、効果的、効率的な行政運営が行えるよう、町民や議会、関係機関と情報を共有しつつ、1庁舎への集約化等について検討を進めると書かれています。この計画には、自治基本条例第20条に基づいた姿勢が存在しています。自治基本条例第12条2項に「町は、重要な施策の企画立案、実行、評価の各段階において、適切な協働の手法を整備しなければならない。」とされています。この内容からいっても、集約化への是非を議会や町民に問うこともなく、集約化ありきで行政の意思だけで進めている姿勢は、個別施設計画にも自治基

本条例にもそぐわないものであり、町長の独善的な考えで進めていると受け止めていますが、これについて答弁を求めます。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 繰り返しての御答弁とさせていただきますが、先ほども御答弁させていただきましたように、平成26年のこの要請を受けて、住民参画のものの検討委員会を2度も設置をしております。そして、ここで真摯に御議論と検討を重ねて答申をいただいております。その上で、先ほど瀧議員もおっしゃっていただきました公共施設個別施設計画の策定、そして今回の町の方針案を取りまとめさせていただきます。その間、これまで累次にわたる検討委員会の議論やその答申をいただくまでの過程を含め、情報共有にしっかりと努めてまいっております。

また、今ほどの点でもございますけれども、瀧議員からもこれは御意見をいただきました。その上で、本来的には直接の説明会ということをしたかったというところがございますけれども、このコロナ禍の現下を踏まえた上で、住民の皆様により分かりやすいということでの資料の提供で丁寧にお伝えをしたいということで、説明資料と意見募集の案内を各戸に配布をさせていただいております。

**○議長（河村善一君）** 11番、瀧君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 話は平行線ですので、時間もありますので、次の質問に行かせていただきます。

町長は、1月23日と24日に予定していた住民説明会を2月13日と14日に延期されましたが、新型コロナウイルス感染防止のため説明会自体を中止し、資料と意見募集の用紙を全戸配布して町民から意見を募集するとしました。しかし、2月12日の議会全員協議会で、全戸配付資料を議員が見る前に印刷を終えてしまったという、議会をも無視した行動に出ました。その席上、役場庁舎とリニューアル工事と旧警部交番解体の費用総額が7億円になることを初めて示しました。議会が1月5日から工事総額を明らかにするように求めていたのに、その金額が既に出ているながら、黙り通しました。これも大きな議会軽視です。何よりも愛荘町自治基本条例にも反する行為です。このような常識のないことが許されるのでしょうか。答弁を求めます。また、建設総額と旧警部工場解体費用7億円の財源について答弁を求めます。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 改めてでございますけれども、情報の公開というところ、共

有というところも含めて、自治基本条例の趣旨にのっとりながら進めております。行政機能の配置の最適化に向けた町の方針案については、議会全員協議会を何度も開催をいただき、議員各位の御意見もお聞きしながら、修正や項目の追加など、修正しながら取りまとめてまいりました。また、議員各位や職員からいただいた御意見をできる限り反映させるべく、配置、レイアウトなどの変更を繰り返し行ったため、概算工事費を積算するために時間を要しましたが、議会と情報共有を重視しながら進めてきたと考えております。議会と情報共有を行いながら、併せて、説明会開催について、コロナ禍における現下の状況を踏まえ、やむなく中止としたことから、開催予定日からできる限り遅れることなく住民の皆さんに資料をお届けできるよう、あらかじめ準備をしたものです。区長総代様への連絡、住民の皆様への周知も必要となりました。そうした中で、議会へは都度報告をさせていただいております。

次に、財源でございますが、保健センターを含めて役場庁舎の整備については市町村の自己負担が原則とされていることから、一般単独事業債として事業費の75%を、旧愛知川警部交番の解体については公共施設等適正管理推進事業債を事業費の90%充当する予定です。また、子ども家庭総合支援拠点等の増築については、国の交付金活用を予定しております。

**○議長（河村善一君）** 11番、瀧君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 私が全戸配布を提案したのは、説明会を開き、会場に来ていただいた町民の方だけが情報を知るよりも、全町民に情報提供したほうがよいだろうと考えたからです。私が提案したときは、全戸配布の冊子資料、庁舎等公共施設の最適配置についてのP41から44の3、町の方針案のところはありませんでした。この部分で、町民の皆さんから意見が分からないという声をお聞きしています。先ほど、ほかの議員の質問の中でもあったとおりです。行政の独断で作成し、行政目線の資料になってしまい、町民目線を忘れています。

質問としては、愛知川公民館、町民センターの解体費用、また、除却後の公園整備費用、そして公園ができたときの維持費はどこに含まれているのか、この資料の中では町民の方も分かりませんし、議員にも分かりません。愛知川公民館、町民センターの解体費用、また、除却後の公園整備費用や公園ができた後の維持費はどこにどのように入れているのか。その金額も提示して、詳しい説明を求めます。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 愛知川公民館と町民センターの解体にかかる費用ということがどこに含まれているかということでございましたが、41ページのほうにもお示しをしておりますが、愛知川公民館が5,850万円というところがございます。町民センター愛知川に関しましては1,862万円、これが解体にかかる費用というところで計上をいたしております。なお、令和38年度までに見込まれる額等々、全体の更新費並びに維持管理費の部分に関しましても、瀧議員に御指摘をいただいているところは全て積算の中に当然のことながら入れてございます。

**○議長（河村善一君）** 11番、瀧君。

**○11番（瀧 すみ江君）** ですから、このような資料ですと町民にも分かりませんので、こういう資料は町民への分かりやすい説明に欠けていますので、やはりこれも自治基本条例に反していることを指摘しておきます。

意見募集のことでお聞きしたいんですけれども、意見募集の中で来ています反対意見があるかと思えますけれども、こういうことにはきちんと対応して、町民に説明して意見を聞いたということで、前に進めないことを求めます。もともと進め方が間違っているのですから、愛荘町公共施設（建物）個別施設計画（第I期）にあるように、町民や議会、関係機関と情報を共有しつつ、意見を聞いて1庁舎の集約化について検討するため、その是非を町民に問うということで、振出しに戻って検討することを求めたいと思います。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 瀧議員の御質問と御意見ということで賜りました。方針案をお示しして、意見募集の期間でもございます。様々な御意見をしっかりと拝聴しながら、方針案に基づきながら御理解をまた広げていって、しっかりとこの事業、取り組んでまいりたいというふうに存じます。

**○議長（河村善一君）** 11番、瀧君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 徳田議員の質問にもありましたけれども、財源の大部分が起債と補助金との答弁、私もいただきました。これはどのような予定、プロセスでこの財源を得られるのか、答弁を求めます。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** どのようにということで、起債という形で取ってまいりますものでございます。瀧議員は、これが今コロナの時期にということで様々御発信もい

ただいておりますけれども、公共施設はその時代、仮にこの数年という形だけで存在するものでは当然ございませんので、より住民の皆様の御負担というところは平準化をしていくというものがその思想としてございます。それがゆえに、公共のインフラももちろんそうでございますけれども、公共の施設ということに関しましても、これを広くの世代で負担をしっかりとしていく、また、それに応じた便益ということが行政サービスとして提供されるということでございますので、起債という形を今回のものに関しましても充てていくということでございます。

起債の期間等々に関しましてでございますけれども、様々、15年で起債をしていくであったり、20年で起債をしていくであったりというところがございますけれども、それ全体の起債をしている額に応じながら、どれぐらいの期間で償還をしていくというところは財政の部分での調整ということにはなっておりませんが、基本的にはその建物の耐用年数というところが償還の期間ということを、原則ということではございませんけれども、そのような運用というようにしておるものでございます。

○議長（河村善一君） 11番、瀧君。

○11番（瀧 すみ江君） それはいつ起債をされるというふうに、時期についても答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 上林政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） それにつきましては、公共施設の適正管理に係る地方債の措置ということでございますので、一般単独の部分では自由に借りることができますけれども、旧警部交番の解体については公共施設等の適正管理推進事業債を充当していくということでもございますので、それは国の許可を得てということになりますし、実質の借入れにつきましては支払いの時期ということになりますので、その時期に借入れをしていくということになるかと思っております。

○議長（河村善一君） 11番、瀧君。

○11番（瀧 すみ江君） では、次の質問に行きます。

庁舎の集約に際して、町長は、維持管理費が高くつく、後世に負担を残すと言います。町の庁舎集約化の説明及び図面では、秦荘庁舎は窓口サービスを除き、がらんとした庁舎として残ります。これでは維持管理費の削減は職員の移動分だけです。この点からも、改めて町民への説明が必要ではありませんか。答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 町長。



**○町長（有村国知君）** 秦荘庁舎については、支所等以外に使用しないスペースは、空調や電気、ガス、水道などを遮断するといった維持管理コストが低減する措置を講ずる予定であります。この措置により、秦荘庁舎の維持管理費は、町の方針案で明記をしておりますとおり、年間約1,135万円、36年間で4億863万円を削減できる見込みでございます。

**○議長（河村善一君）** 11番、瀧君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 今いただいた答弁は、質問に対しての答弁にはなっていません。配付資料では経費削減を強調するだけで、町民が納得する説明は書かれていません。先ほどの答弁の内容すら書かれていません。町民の方はいろいろな不安や疑問を持っておられます。それに対する詳しい説明が必要です。全戸配布書類にはそれができていません。私の質問は、改めて町民への説明が必要ではありませんかとしていますので、説明が必要とか、また、説明は必要ないのどちらかを答弁していただきますようお願いいたします。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 瀧議員に先立っての先生方からも御質問をいただいております。今回、住民の皆様が様々にこれをお手に取っていただいて、お目通しをいただいて、いろんな御意見を今、いただいているところでもございます。今まで町として町の行政、また公共施設という中で事業を進めていく中で、これだけ各戸のほうに配布をしながらというのはなかなかなかったということは、実は後でお教えいただくことがございました。そんな点では、これに関しても非常に深く情報をお伝え申し上げているものでございます。今後、改めてのこの説明会をとすることは、やはり現時点においても考えてはおりません。ただ、先ほども答弁を他の先生にも申し上げましたとおり、今後の進捗、進めていく実施に当たっては、いろいろな方々とも私もお出合いを当然していきますし、特にそれぞれの字を代表される区長様、総代様には、4月に各学校区ごとの開催ということも今、スケジュールいただいておりますし、そのようなチャンネルは当然のこととしていただきながら、御報告、また膝を詰め合った報告ということもしていきたいというふうに考えております。

**○議長（河村善一君）** 11番、瀧君。

**○11番（瀧 すみ江君）** さきの村西議員や西澤議員の質問に対し、秦荘庁舎の有効活用は必要なので検討したいと答弁していましたが、このように維持管理費とか削

減額が出されています。しかし、検討したいということで、有効活用ができればやはりその金額的には変わってくるはずですが、どうなのか。答弁を求めます。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 方針に示してありますとおりでございまして、方針の状況におきましては、他の先生からも御質問ございましたけれども、有効活用の部分というのがなかなか見えないということでしたが、方針に示してあるものとおりでございますので、それに基づいた積算ということでございます。

**○議長（河村善一君）** 11番、瀧君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 結局その積算は現時点だけのことで、実際にかかるというようなものではないということが明らかになりましたので、その点を指摘しておきます。

では、次の質問に移ります。資料を全戸配布しても、説明したことにはなりません。現に説明が必要な事柄が幾つもあります。意見集約をするにしても、合意と納得のできるやり取りはできません。愛荘町自治基本条例第20条第3項「町は、町民、事業者等との情報の共有および相互理解を深めるための環境づくりに努めるものとする。」により、今拙速に事を進めないで、コロナが落ち着いてから説明会を開ける時期を待つべきではないでしょうか。新型コロナワクチン接種も始まりますが、16歳以上の町民が接種するまでには何か月もかかりますし、コロナ禍で生活に困窮している町民もいます。7億円も工事に使うなら、今、そのお金をコロナ対策に使うべきです。役場庁舎等リニューアル工事と、旧警部交番解体を含めた9つの公共施設の統合、集約化及び解体の方向は、コロナが収束してから町民説明会を開き、町民の納得と合意のもとに進めることを強く求めます。

**○議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 今から7年前の平成26年度、国の要請をいただいでの公共施設の最適配置管理について検討を始め、住民参画のものの検討委員会を2度設置をし、数年にわたって真摯に議論と検討を重ねて答申をいただいで、公共施設個別施設計画を策定しております。これまでの検討委員会での議論や答申に至るまでの過程、パブコメの結果、そして、計画内容についても都度情報共有に努めてまいりました。

今ほども瀧議員から要望と、強く求めますということでおっしゃっていただいでおるんですけれども、先ほども答弁させていただいているものでもございますけれど

も、住民の皆様にもそれぞれ深く御理解をいただきたいということでの各戸の配布をさせていただいております。御意見いただいた部分に関しまして、しっかりと反映をできる部分、これはしっかりとしていきたいと思っておりますし、また御理解をよりいただく部分に関しましての回答というところも考えておりますので、そういう部分を重ねながら、より御理解を深めていただきたいというふうに思っております。改めての住民説明会を開催するということは考えてはおりません。

**○議長（河村善一君）** 11番、瀧君。

**○11番（瀧 すみ江君）** このことについては、庁舎リニューアル工事などについては、当初予算案にも7億円の金額は計上されていませんし、慌てる必要はないことを申し上げまして、次の質問に移ります。

次に、道路改良と交通安全対策について3点質問します。1点目に、県道湖東愛知川線の沓掛から市区間は通学路になっているにもかかわらず、歩道がなく危険ですので歩道設置を求めますが、その進捗状況について答弁を求めます。

**○議長（河村善一君）** 建設・下水道課長。

**○建設・下水道課長（羽田順行君）** お答えします。

県道湖東愛知川線は、地域の主要幹線道路として交通量も多く、小学生の通学路にも利用されていますが、道路幅も狭く、歩道もないため、通学する児童と車が接触、足を踏まれたりする事故等もあり、平成28年7月に地元区長をはじめ沿線住民の方々から歩道整備に関する要望書の提出をいただきました。これを受けて、地元町会議員の方が関係各所の調整に御尽力をくださり、町からも共に県へ働きかけ、ようやく今年から工事着手いただくことになりました。歩道整備区間は沓掛地先から市地先とし、全体延長約720メートルの区間で、滋賀県湖東土木事務所が事業主体となり、早期の歩道整備を目指し、町としても地元調整や用地買収に取り組んでいます。

今年度の工事として、年度内に市御旅所近くの交差点から近江鉄道踏切までの更地にされています約5メートルの区間におきまして、年度内に契約されるとお聞きしております。すいません。失礼しました。35メートルです。訂正します。また、令和3年度は踏切部の鉄道工事、その先の橋梁区間約30メートルの工事を実施される計画となっています。あわせて、市信号交差点に向かう約395メートルの区間で用地測量の実施を行い、令和4年度から用地補償を実施される計画となっております。また、市御旅所近くの交差点から愛知川小学校へ向かう区間約260メートルにおきま

しては、引き続き歩道の詳細設計、令和4年度から用地測量を実施される計画となっております。以上でございます。

**○議長（河村善一君）** 11番、瀧君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 次に2点目ですが、児童が通学途中に自動車がまともに飛び込むことを防ぐガードパイプを、まず学校の近くに設置することを求めますが、答弁をお願いします。

**○議長（河村善一君）** 建設・下水道課長。

**○建設・下水道課長（羽田順行君）** 以前より町においては県と連携し、ガードパイプの設置など安全対策に取り組んでおります。今年度は愛知川小学校前の歩道整備に併せて既にガードパイプを設置し、児童の安全確保に努めております。また、県道につきましても、昨年7月に県知事要望を行い、児童の通学路における安全対策を強化するため、各県道交差点の歩行者だまりにガードパイプを設置いただくよう要望しました結果、2月末までに完了いただいたところでございます。引き続き、県道や町道交差点で安全対策が必要な箇所につきましては、関係機関と協議し、安全施設の設置を進めてまいります。

**○議長（河村善一君）** 11番、瀧君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 今の1点目と2点目につきましては、やはり子供の通学時の安全対策ですので、ぜひ進めていただきますようよろしくお願いいたします。

次に3点目として、中山道を見ると補修したところが多く、継ぎはぎだらけで、凸凹が多い区間があります。車の往来が激しいので、マンホールや消火栓の蓋などの周りが欠けて損傷した状態になり、補修してもまた損傷してしまいます。このような状態の場所は、全面舗装はできないものか、答弁を求めます。

**○議長（河村善一君）** 建設・下水道課長。

**○建設・下水道課長（羽田順行君）** お答えします。

以前より沓掛等地元区長様から、中山道の沓掛信号交差点から石橋の歌詰橋までの区間等について舗装修繕するよう要望をいただいております。その区間では、上下水道の取り出しや一部の箇所での沈下やへこみ、マンホールや消火栓付近のすり付けも徐々に下がってきていることから、その都度部分的な補修を行ってまいりました。そこで、次年度以降からおおむね3年間で施工するため、工事区間を定め、順次補修を行うことを予定しております。以上でございます。

○議長（河村善一君） 11番、瀧君。

○11番（瀧 すみ江君） よろしくお願ひします。

最後に、ごみのポイ捨てについて質問します。町民の方にごみが乱暴にたくさんポイ捨てされていて、拾うのが大変だ、何とかならないのかとの声をお聞きしています。道でも河川敷でも、本当にたくさんのごみがポイ捨てされています。この解決策について答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） お答え申し上げます。

町におきましては、防止看板の設置、広報による啓発、監視員による不法投棄パトロール等により不法投棄の未然防止に努めております。特に道路、河川につきましては、シルバー人材センターや民間業者に委託し、不法投棄の監視、回収を随時実施しております。今後も引き続き不法投棄を発生させない環境づくりのため、広報、ホームページ等による啓発を行うとともに、監視活動をより一層強化してまいります。

○議長（河村善一君） 11番、瀧君。

○11番（瀧 すみ江君） 本当に改善策の一番の決め手は意識改革です。子供の頃からポイ捨てはいけないという意識を身につけることによって、ポイ捨てが改善すると考えます。学校教育での取組について答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

ポイ捨て防止に係る子供たちへの教育につきましては、日常の清掃指導、道徳教育、環境教育等、様々な分野で指導を行っているところでございます。御承知のとおり、滋賀県では環境教育に力を入れておりますが、小学校5年生でのフローティングスクールもその特徴的なものであろうかと思っております。また、町内の学校におきましては、5月30日のごみゼロの日、7月1日の琵琶湖の日、12月1日の県下一斉清掃の日に合わせて、実際に校舎敷地内外のごみ拾い等の清掃活動を行っているところもございます。いずれにしましても単にポイ捨てをしない、ごみをしないということだけではなく、環境を守り、自然と共生する主体者として行動していける人材を育てるべく、今後も教育活動の中で取り組んでまいります。

○議長（河村善一君） 11番、瀧君。

○11番（瀧 すみ江君） これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとう

ございました。

---

**○議長（河村善一君）** これで一般質問を終わります。

---

**◎延会の宣告**

**○議長（河村善一君）** お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。  
御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（河村善一君）** 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに  
決定しました。再開は、3月5日9時から本会議を開催します。

本日はこれで延会します。御苦労さまでした。

延会 午後5時21分